

平成28年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成28年12月 1日 開会

平成28年12月 6日 閉会

大 樹 町 議 会

平成28年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月1日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 選挙第 1号 大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 第 7 議案第 69号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 70号 大樹町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 71号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 72号 大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 73号 大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の制定について
- 第12 議案第 74号 平成28年度大樹町一般会計補正予算（第8号）について
- 第13 議案第 75号 平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について
- 第14 議案第 76号 平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第 77号 平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第 78号 平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第 79号 平成28年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第 80号 平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（11名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範

7番 高橋英昭 8番 安田清之 9番 志民和義
11番 柚原千秋 12番 鈴木千秋

○欠席議員（1名）

10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター 所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田 認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	浅井真介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員長	鈴木正喜
農業委員会事務局長	森博之

<監査委員>

代表監査委員	澤尾廣美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	小森力
係長	鎌塚喜代美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成28年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 高橋英昭君

8番 安田清之君

9番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る11月24日午前10時30分より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をいたしましたので、報告を申し上げます。

本定例会への提出案件は、選挙1件、条例の一部改正4件、条例の制定1件、補正予算7件、一般質問7議員13項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から12月7日までの7日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりです。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしく願いをいたします。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月7日までの7日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、平成28年9月5日開会の第3回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

十勝圏複合事務組合議会定例会、十勝環境複合事務組合議会定例会及びとちかち広域消防事務組合定例会が、11月22日、帯広市で開催されました。議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会では委員会を2回、経済常任委員会では委員会を3回、広報広聴常任委員会では委員会を7回、議会運営委員会では委員会を5回しております。

第4、会議関係につきましては、記載のとおりとなっております。

第5、人事関係につきましては、平成28年10月1日付で人事発令がございましたので、分掌替えがございました。記載のとおりとなっております。

第6、その他につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成28年11月4日開会の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の要望要請であります。11月15日に道内の酪農、畜産関係団体により、酪農畜産対策に関する中央要望活動を行っております。

また、十勝の高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会と、北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会の合同で11月25日に中央要望活動を行っております。

2番目の叙勲の伝達についてであります。前大樹町長の伏見悦夫氏が平成28年秋の叙勲において、地方自治功勞により旭日双光章を受賞され、11月7日に北海道知事より伝達を受けられております。

心よりお祝いを申し上げますとともに、長年のご尽力に改めて深く敬意を表するものであります。

3番目の航空宇宙関連ですが、展示会を通じた広報活動のほか、JAXAによる実験が行われております。

4番目の随意契約の締結についてであります。前回の臨時議会で予算をお認めいただきました学童保育施設の基本設計につきまして、世界的な建築家である隈研吾氏の事務所と契約を締結いたしましたので、ご報告を申し上げます。

5番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により、工事請負契約を5件、業務委託契約を1件、一般競争入札による物品売払契約を2件、条件付一般競争入札により、物品売払契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

6番目の来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

引き続きまして、教育委員会の行政報告を行います。

初めに、優秀選手派遣についての報告でございます。

第14回北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が10月14日から16日まで北見市で開催され、新得フットボールクラブに所属しております溝口祐真さんを派遣して

おります。結果は、Aブロックのリーグ戦で第2位と健闘したところであります。

次に、2番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。

9月以降のSTEPによる体験活動の受け入れの主なものとして、①の主催事業では、9月と11月に小学生や親子を対象とした日帰り体験活動のほか、10月には秋キャンプを実施しております。

②の共催事業では、学童保育所や町内の保育園と連携し、子供たちの自然体験活動等への支援活動を定期的に行っております。

③の受け入れ事業では、9月と10月において、大阪府内の4校の高校生合わせて158名を受け入れ、農林漁家における民泊体験学習などを実施しております。

④のその他として、9月に開催されました宇宙の森フェスイベント、11月の尾田子ども会イベントに体験ブースを設置するなどしてイベントに参画しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2点ほどお伺いしますけれども、1点目は要望・要請の関係で高規格道路の関係ですけれども、国にお礼と要望をお願いしたという話なのですけれども、要望の内容とその反応というか、どういう結果になったのかお聞きしたいです。

2点目です。

4番目の随意契約の関係ですけれども、今回は1社で、随契で行うのですけれども、まずはこの金額からいくと行政報告が正しいのか、議決を要しないのかということを知りたいのと、もう1点は通常のコンプレックスからいきますと、コンペだとかプロポだとかそういった一般入札を行うのですけれども、今回は1社随契で行うのですけれども、町としてのこういったコンセプトを持ちながらこういった1社の随意契約をなされたのかお聞きしたいです。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、先ほど行いました行政報告の内容について、ご質疑を2問いただきました。

1点目の要望・要請関係であります。11月25日に高規格幹線道路広尾自動車道の早期建設に向けての要望をさせていただきました。主に国土交通省道路関係部門、または北海道局、そして北海道選出の国会議員の方々にも同様の要請をさせていただいたところでもあります。

ご承知のとおり、帯広・広尾道につきましては、豊似までの事業化が決まっております。これから実際に作業が入ってくるということで、概ね10年、今年も入れて10年という

期間で豊似までの建設が進むのかなというふうに思っております。帯広・広尾道については、最終の広尾までの構想が全体計画でありますので、その部分についての早期着工に向けてのお願い、そして凍結されております陸別の小利別から足寄間、その凍結解除についてもお願いをしてきたところであります。

帯広・広尾道につきましては、昨年、国のほうで事業化をお認めいただいたというようなことがありまして、道路局長からは早いねというようなお話もいただきました。まずは、豊似までの10年という計画を少しでも早く事業を進めるということが、それ以降、次の事業化に向けても大きな役割になるというふうに思っているよというご回答もいただきましたので、私どもとしても少しでも予算がついて、1日でも早く豊似まで開通するという、その目途をつけることがその先の事業化に向けての大きな一歩かなと思っておりますので、鋭意そういう部分、予算の確保も含めて努めていければなというふうに思っております。

高速道路の小利別・足寄間につきましては、訓子府から上の北見のほうが一步先に事業化になったということでもありますので、そちらが事業化になったということも含めて、引き続き凍結の解除に向けて十勝全体で対応していくということで、要望活動を終えてまいりました。

2点目の随意契約の関係であります。このたび、先ほど行政報告でもさせていただきましたが、先の臨時会でお認めいただきました学童保育所、そして児童館の建設にかかります基本設計業務について、今回随意契約という形で東京都の隈研吾先生の設計事務所のほうと契約をさせていただきました。

これは随意契約であります。行政報告させていただいたということで、契約については議決は必要ないかなというふうに思っております。今回、随意契約をさせていただいたということで、基本設計等を委託をする場合に、ご承知のとおり入札によって行くと、プロポで行くと、いろいろと方法はあるのですが、今回大樹町が子どもに向け、子ども用の施設をつくりたいということで、事業計画の中でコンセプトを定めて建設を進めたいという思いをしております。

その中で、大樹町のカラマツを使った大樹にふさわしい建物をつくっていただきたいという町の思い、また、子どもの学ぶ、遊ぶ、そして子どもたちに対する文化、芸術の部分での大きな役割があるというようなことも踏まえて、町の思い、そういうものを具現化していただくには、今回は隈先生のところをお願いをするのがいいのではないかという判断で協議をさせていただいたところであります。

お認めいただきました予算の範囲で、今回契約を結ばさせていただいたということでもありますので、町の思いを含めて今回、随意契約をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、答弁の中で随意契約の関係ですけれども、大樹町としてのコンセプトを定めて進めたいと、これもこっち側の概念の考え方と相手方の観念というか、そういったイメージカラーを持ちながらという、そういうことを総合したのがコンセプトだと思うのですけれども、それでいくと、子ども、文化、学童があるから、それで隈研吾氏にお願いしたというのですけれども、ただ、それだけでは別に一般入札でも子どもの建設、学童施設、支援施設といろいろ手がけていると思うのですけれども、その辺もってここにしたいという思いが強くないと、なかなか町民は1,277万円ということでは、なかなか理解を得られないと思うのですけれども、その辺を再度お聞きしたいのと、それと当初予算の中では1,285万3,000円だと思えるのですよね、最終的には1,274万4,000円で落ち着いて、約10万9,000円の減で契約されるそうなのですけれども、この価格については双方で、こっち側としても妥当な契約金額ということによろしいのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

再度、随意契約、今回の学童の関係でのご質疑をいただきました。

私どもも今回、子どもたちのために学童という施設をつくりたいという思い、そして今まで子ども・子育て支援会議でありますとか、アンケート調査とかで保護者のご意向も確認をさせていただきました。その中で、どういう施設がいいかということを考えてまいりましたが、子どもたちのために、子どもたちがそこで活動するときに子どもたちに夢を与えるような、喜んで通園してそこで時間を過ごしてもらえるような、そういう施設づくりを目指したところであります。

そういう部分を形にさせていただく中で、大樹町とご縁のある隈先生のお考えを反映した施設を大樹につくるということが、大樹にとっては大きな財産になっていくのではないかなというふうに思って、今回随意契約をさせていただいたところであります。

契約の金額の関係であります、予算は1,285万8,000円という金額をお認めただいて、今回、随意契約ではあります、1,274万4,000円という金額で契約をさせていただきました。契約でありますので、双方の思い、考え方をまとめた上でお互いが合意をして契約に至ったということでもあります。私どもも予算の範囲内で幾らかでもお安くをお願いをしたいという思いではあります、相手方との交渉の中でこの金額がお互いに合意できるということで、今回契約に至ったということでもありますので、金額等についてもご了解をいただければなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後ですけれども、今、町長の答弁の中で、子どもたちに夢を持たせて理想のそいつ

た利用価値のある施設にしたいのだと、双方のお互いのコンセプトの中でしっかりとしたものをつくっていくという考えであれば、もう建設用地もほぼ決まっていますので、例えば、これはお願いなのですけれども、もし時間があれば、建てる場所の周辺の地理的条件だとか公共施設の利活用を踏まえた、あと道路事情、松山から来るのと本町からのSの字の坂などありますので、それを見据えた、現場を設計士の方に一度見ていただいてしっかりと設計をしていただくことが、より一層利便性が高まるのではないかと思うのですけれども、もしそういう帯広の建築会社が現場を見ることが可能であれば、ぜひそういうことをお願いしたいのですけれども。

最後をお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私ども、今回契約に至ったということではありますが、年内に別な案件で上京する機会がありますので、その折に事務所のほうにお邪魔をして、改めて私の思いをお伝えしたいなというふうに思っております。幸い、先生の日程も何とかなるということでもありますので、直接お会いして私どもの事業計画等を改めて私のほうから説明をさせていただければなというふうに思っているところでもあります。

あわせて、隈先生にはぜひ一度、実際に現場の雰囲気を感じていただけないかということで、大樹にお越しいただけるようご依頼を差し上げているところでもあります。今のところ、1月の中旬に北海道に行けるようなスケジュールが組めそうだというご返事もいただいておりますので、実現すれば実際に建設予定地に足を踏み入れて立っていただいて、周辺の状況、柏林公園との距離感とか、いろいろ学校との距離感も含めて実際に現場で味わっていただく、体験していただくということが、この学童施設の基本設計をしていただくに当たっての大きな役割があるかなというふうに思っておりますので、そういう形、大樹町に来ていただくということの実現に向けても、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員と若干重複する部分があるのですが、大樹の材料を使ってということでございまして、大樹の材料ってこの建物に対してどのぐらいの材料が必要なのか。わからないだろうと思いますが、うちで供給ができるのか。少しでも多くということに、その部分があるのでしょうか、どのぐらいこの材料って普通必要なものなのか。そこら辺はうちの材料、うちでいえば森林組合、それから八巻製材さんですか、というようなところがあるわけですから、その製材に合う、時間的にも余裕があるのかどうかお聞きをしたいというふうに

思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

学童保育所の基本設計の関係で、木材の使用の部分のご質疑をいただいております。

私どもの今回の学童保育所、児童館の計画に当たりまして、地域資源の循環ということで、町産材を活用した施設にしたいというコンセプトを掲げております。町産材につきましては、主にカラマツを使っていただいて、施設をつくっていききたいという思いであります。

これから基本設計という形で、町の思いが具体的に具現化されていくのかなというふうに思いますが、木材の量については基本設計、そして実施設計になった段階でどこにどの材を使うかということで、材の量が決まってくるのかなというふうに思っております。材の供給については、基本的には町有林にあるカラマツ材を提供させていただくという形で建設ができればなというふうに思っております。

町有林にあるカラマツ材については、どこかに伐採をお願いするということですので、その契約、または広報等についてはまたご相談をさせていただきたいということですが、町内にそれを担える業者が森林組合と民間の方もいらっしゃいますので、そういう方々のお力をおかりしていくというのも方法かなというふうに思っております。せっかくの町が建てる建物でありますので、町の材をしっかりと使った木のぬくもりのある、そういう施設をつくっていければなというふうに思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

材料の数量については、これから実施設計で若干変わるのだろうというふうに思いますので、材を使うにも乾燥時間とかいろいろかかると思いますので、少なくともきちっとレールを引いていただいて、子どもたちに夢を与える場所をつくるわけですから、我々も承認をしているわけですから、しっかりとこの寒い北海道、昨日だかおとといのテレビで材を使うと冷房代が減るのだというあれをやっておりました。

杉材を使って間伐でやるという張り合わせで、6階も7階も建てられるそうでございます、強度が。そういうものも含めて雨漏りをしないような、きちっと体制をつくっていただくようお願いをしておきますので、よろしくどうぞ。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第6 選挙第1号

○議長

日程第6 選挙第1号大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員は、平成28年12月20日をもって任期満了になりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙するものであります。

選挙する委員及び補充員は、それぞれ4名であります。

それでは、これより大樹町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

大樹町選挙管理委員の委員には、服部康一氏、千葉由一氏、阿部哲男氏、武内稔氏、補充員には、菊地紀恵子氏、廣橋典子氏、伊藤修一氏、辻本正雄氏をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、大樹町選挙管理委員及び補充員の当選人に決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました服部康一氏、千葉由一氏、阿部哲男氏、武内稔氏が選挙管理委員に、菊地紀恵子氏、廣橋典子氏、伊藤修一氏、辻本正雄氏が同補充員に当選され

ました。

お諮りします。

補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位といたします。

◎日程第7 議案第69号

○議 長

日程第7 議案第69号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議案となりました議案第69号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、平成28年の人事院勧告を受けて、去る11月17日に国家公務員の給与法が改正をされました。

本町職員の給与についても、従前から国の制度に準拠しており、今年度の取り扱いについて職員組合との協議も整ったことから、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第69号大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

本町を含みますほとんどの市町村の職員給与につきましては、国家公務員の給与制度に準拠しておりますが、平成28年の人事院勧告を受けまして、去る11月17日に国家公務員の改正給与法が可決成立してございます。これにあわせまして、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正を行いたいと考えるものでございます。

それでは、各条ごとに内容をご説明申し上げます。

1ページの第1条でございますが、月額給料表の改正を行うもので、国家公務員の行政

職俸給表の1級から6級まで、国家公務員につきましては10級制でございますが、そのうちの1級から6級までの部分をそのまま準用したものでございます。

引き上げ額につきましては、それぞれ400円から1,500円、率に換算いたしまして0.1%から1.0%で、平均では0.2%程度の引き上げとなっております。

続きまして、9ページをお開きください。

中段の第2条でございますが、第13条第2項の改正につきましては、勤勉手当の総額の割合の規定でございます。

「定める額」という改正の部分につきましては、単なる文言の修正でございます。

下段の(1)第1号でございますが、再任用職員以外の職員に支給する勤勉手当の総額の限度額の割合を「100分の80」から「100分の90」に、100分の10、すなわち0.1カ月分引き上げるものでございます。

(2)第2号の改正につきましては、再任用職員に支給される勤勉手当の総額の限度額の割合を「100分の37.5」から「100分の42.5」に、100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

10ページをお開きください。

10ページの上段、附則第5項の改正でございますが、現在55歳以上の6級在級者、いわゆる課長相当職でございますが、に対する給料月額1.5%の減額措置を講じているところでございます。これに伴いまして勤勉手当につきましても、1.5%の減額を行うために必要な規定を整理したものでございます。

続きまして、10ページの中段からの第3条でございますが、第7条第2項第3号の追加につきましては、もともと第2号に「子及び孫」として規定していたものを、子と孫に対する扶養手当の額の変更を行うため、分けて規定したものでございます。

下段から次のページにかけての第3項の改正でございますが、扶養手当の額を改正するもので、配偶者に対する扶養手当を引き下げ、子供に対する扶養手当の額を引き上げるものでございます。具体的に申し上げますと、配偶者に対する扶養手当を「1万3,000円」から「6,500円」に引き下げまして、子供に対する扶養手当につきましては「6,500円」から「1万円」に引き上げようとするものでございます。

配偶者のいない方に対する扶養親族1人目の加算措置につきましても、廃止するものでございます。

11ページの第8条第1項の改正でございます。

配偶者に対する扶養手当の額が改正されたことに伴いまして、配偶者の有無による扶養手当の額の引き上げ措置が廃止されることに伴います条文の整理でございます。

12ページをお開きください。

12ページの第2項第3項の改正につきましては、扶養手当の支給額を改定する時期についての規定でございますが、文言や条文の整理を行ったものでございます。

13ページをお開きください。

13ページの下段の第13条の改正でございますが、14ページの中段(1)第1号の部分でございますけれども、再任用職員以外の職員に対する勤勉手当の総額の割合を「100分の90」から「100分の85」に改めるものでございます。

その下(2)第2号でございますが、再任用職員に対する勤勉手当の総額の割合を「100分の42.5」から「100分の40」に改めるものでございます。

中段の第18条の改正でございますが、時間外勤務手当などに用います勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、従前、国家公務員と同様の算定方法をとってございましたが、一般職の地方公務員に対しましては、労働基準法の適用があるため、労働基準法の定める算出方法に改正するよう、北海道のほうより指摘があったことに伴います改正でございます。

附則の第5項でございますが、55歳以上の6級在級者、課長相当職でございますが、給料月額の特減措置を講じておりますため、勤勉手当についても減額措置を行うために必要な規定でございます。

14ページ下段からの附則でございます。

第1項につきましては、この条例は公布の日から施行するとしておりますが、第3条の扶養手当の改正や勤勉手当の総額の割合を「100分の90」から「100分の85」に改める改正。

勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改める規定につきましては、平成29年4月1日から施行するとしたものでございます。

15ページをお開きください。

15ページの第2項では、最初に改正を予定してございます給料表の改正につきましては、ことしの4月1日から遡及適用することを規定してございます。

第3項につきましては、第2条の勤勉手当の総額の割合を「100分の80」から「100分の90」に改める規定につきましては、本年12月1日、本日から適用することとする規定で、増額される勤勉手当の総額の割合100分の10、0.1カ月分につきましては、今年度につきましては、12月支給分において全額を加えるための規定でございます。

第2条につきましては、条例改正に伴いまして既に支給済みの給与につきましては、改正後の条例に基づく給与の内払いと見なすことを規定したものでございます。

第3条でございますが、扶養手当の改正につきまして国に準じて経過措置を設けたものでございます。具体的に申し上げますと、現在の配偶者に対しまして扶養手当「1万3,000円」は「6,500円」に改正されますが、平成29年度におきましては6,500円ではなく暫定1万円とすること、これに対する扶養手当につきましては、現在の「6,500円」が「1万円」に改正されますが、平成29年度においては8,000円とし、配偶者がいない場合の子供につきましては、1万円とすること。配偶者または扶養親族たる子がいない職員の扶養親族のうち1人目の加算措置でございますが、1万1,000円が6,500円に加算が廃止されますが、平成29年度につきましては9,000円とすることを規定しているものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

扶養手当も、また勤勉手当も一部削減ということですが、こういう手当類、給与も引き上げについてはもう私はこれも必要だと思っているのですが、それも含めてこの扶養手当削減ということになると、勤勉手当もそうですけれども、やっぱり職員の士気に大きく影響すると私は考えているのですね。

それとあと、扶養手当ですから、いろいろな事情で仕事をしていないとかというの、あると思うのですよね。そういう人たちには対策というのかな、対応というか、福利厚生の意味で重要だと考えているのですが、削減を人事院勧告というけれども、町独自で条例を決めるわけですから、そういう方向で下げない方向が私はいいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまご提案を申し上げます、職員の給与に関する条例の内容のご質疑をいただきました。

私ども大樹町、従前から給与の改正、見直し等については、人事院勧告を準拠するという立場をとっております。

今回、扶養手当が削減されるということではありますが、給与も含めて今の国全体の実情に合った、そういうものを改正していくということは私は必要かなというふうに思っておりますし、勧告に基づいて引き上げるべきときは改正をお願いして引き上げてきたという経過があります。また、下げるべき勧告が出た場合についても、同様の措置を講じているところであります。今回、扶養手当が見直されたということで、制度の中身の見直しも一部、今説明があったとおありであるというふうに思います。

今後も大樹町としては、給与の改正等に当たっては、国が行っております人事院勧告を準拠するという姿勢は必要だというふうに思っておりますし、それが地方と国の給与の格差の是正、またはそういう部分でも必要だというふうに思っているところであります。今回扶養手当が削減されるということではありますが、削減されたから職員の給与がどうこうということにはならないように、私も職員のほうにしっかりと制度の中身については話をして理解を求めるという立場でありますので、そういう部分で対応していければなというふうに思っております。重ねて申し上げますが、大樹町の給与につきましては、今まで従前同様、人事院勧告を準拠して行っていくという方向でいきたいと考えておりますので、今回の一部改正

についてはご理解をいただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております議案第69号大樹町職員給与に関する条例の一部改正に反対の討論を行います。

今回提案されています給与改定の一部改正につきましては、報酬の引き上げと、これは大いに私も賛成するところがございます。しかし、今回提案されております一部の扶養手当、勤勉手当の削減、これは職員の士気にかかわる、かかわらないように私たちも思っておりますが、やはり職員の生活にかかわる重要なものだというふうに考えております。職員の福利厚生が後退することのないように、今後とも私ども求めてまいりたいと考えておりますので、反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号大樹町職員給与に関する条例の一部改正についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立9人、起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 70 号

○議 長

日程第 8 議案第 70 号大樹町長等の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 70 号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、先にお認めをいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当の支給率が改正され、期末手当と勤勉手当の年間支給率の合計が 4.2 カ月分から、4.3 カ月分となりました。従前から、特別職の期末手当の年間支給率は一般職員と同じ割合としておりますので、今回改正をお願いするものであります。

なお、特別職報酬等審議会への諮問であります。給料の月額を改正する場合は、ご審議をいただいておりますが、手当支給率の増減については、従前からお諮りをしておりませんので、今回についても同様の取り扱いとしております。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第 70 号大樹町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、町長、副町長、教育長に支給いたします期末手当の率を一般職の期末手当と勤勉手当をあわせた率と同様に、100分の10、0.1カ月分引き上げるもので、従前から職員と同じ割合としているものでございます。具体的には、期末手当の支給率を4.2カ月分から4.3カ月分とするものでございます。

それでは、条ごとに内容をご説明申し上げます。

第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を「100分の217.5」から「100分の227.5」に、100分の10、0.1カ月分引き上げるものでございます。

第2条でございますが、6月の支給割合を「100分の202.5」から「100分の207.5」に、100分の5引き上げ、12月の支給割合を「100分の227.5」から「100分の222.5」に100分の5引き下げるものでございます。

下段、附則でございます。

第1項では、この条例は公布の日から施行すること。

6月の支給割合を100分の5引き上げ、12月の支給割合を100分の5引き下げるといふ第2条の規定につきましては、来年度から施行すること。

第2項では、支給割合を100分の10引き上げ、100分の227.5とする第1条の規定につきましては、本日12月1日から適用することを規定したものでございます。

簡単に申し上げますと、今回の期末手当の引き上げ分は今年度につきましては、全て12月支給分に加え、次年度以降は6月と12月にそれぞれ均等に加えることとしているものでございます。

第3項につきましては、既に支給済みの給与につきましては、改正後の条例の規定による内払いと見なすことを規定しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第70号大樹町長等の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第71号

○議 長

日程第9 議案第71号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第71号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をお願いするもので、先にお認めをいただきましたとおり、一般職員の勤勉手当と期末手当、特別職の期末手当の年間の合計支給率が改正をされました。議会議員の期末手当の支給率につきましては、従前から職員並びに特別職と同じ割合としておりますので、今回改正をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第71号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、議会議員に対する期末手当の支給率につきましては、従前から原則として一般職及び特別職と同じ割合としてきた経過がございます。これに伴いまして、今回も同様に支給する手当の割合を4.2カ月分から4.3カ月に0.1カ月分引き上げようとするものでございます。

それでは、条ごとに内容をご説明申し上げます。

第1条でございますが、12月に支給する期末手当の割合を「100分の217.5」から「100分の227.5」に、100分の10、0.1か月分引き上げるものでございます。

第2条でございますが、6月の支給割合を「100分の202.5」から「100分の207.5」に0.05引き上げ、12月支給割合を「100分の227.5」から「100分の222.5」に100分の5引き下げるものでございます。

次のページの附則の第1項でございますが、この条例は公布の日から施行すること。

6月の支給割合を100分の5引き上げ、12月の支給割合を100分の5引き下げるという第2条の規定につきましては、来年度から施行すること。

第2項では、支給割合を100分の10引き上げ、100分の227.5とする第1条の規定につきましては、本日12月1日から適用することを規定したものでございます。

端的に申し上げますと、今回の期末手当の引き上げ分は今年度につきましては、全て12月支給分に加えると、次年度以降は6月と12月にそれぞれ均等に加えることとするための措置でございます。

第3項につきましては、既に支給されております報酬につきましては、改正後の条例の規定による内払いと見なすことを規定しているものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

0.1カ月引き上げということですが、手当、それで報酬ですが、今前段で職員の扶養手当、勤勉手当の削減をしたということばかりでございます。こういうときにやっぱり特別職である議員の手当を私は今引き上げる必要はないと考えますがいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまご提案をさせていいております、議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正であります。総務課長から説明を行ったとおり、期末手当の支給率の改定であります。

議員の報酬等についても、従前同様職員に準じる、そして職員については国家公務員の人事院勧告に準ずるといって進めておりますので、今回、一部改正のご提案をさせていただいているところであります。内容については、ご理解をいただいております。このお願いしか私はできませんが、ぜひ可決いただけるようにご理解をいただければなと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております議案第71号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

前段で可決いたしました職員の手当、扶養手当、勤勉手当の削減が決定したことで、特別職である議員は、やっぱり引き上げないほうがよろしいと私は考えておりますので、反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立9人、起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第72号

○議 長

日程第10 議案第72号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第72号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正をお願いするもので、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間や国家公務員の制度改正にあわせて、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことから、町条例につきましても所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますよ

うお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第72号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境の整備をさらに進めるため、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律や、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと、同時に国家公務員に対しても今年度の人事院勧告において同様の趣旨が盛り込まれたことから、所要の規定を整備するものでございます。

それでは、条文に従ってご説明を申し上げます。

第8条の2第1項は、職員が育児または介護のために、早出や遅出を請求した場合には、原則として認めるという規定でございますが、改正内容につきましては、その対象となる子の範囲を特別養子縁組の看護期間中の子や、養子縁組、里親に委託されている子を加えることとするものでございます。

2ページをお開きください。

2ページの第2項の規定でございますが、父母や配偶者などを介護する場合も子の育児、介護と同様に早出、遅出に対する原則として認める規定の読み替え規定を整理したものでございます。

3ページをお開きください。

3ページの第8条の3第1項の規定は、育児または介護を行う職員が深夜勤務しないことを請求したときは、原則として認める規定でございますが、ここにつきましても対象となる子の範囲を拡大したものでございます。

4ページをお開きください。

4ページの第4項の規定でございますが、父母や配偶者などを介護する場合も、子の育児、介護と同様に取り扱うこととする読み替えの規定でございます。

下段第11条第1項の改正は、休暇の中に新たに介護時間という制度を認めるもので、この内容につきましては、後ほど説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

5ページの第5項の改正でございますが、介護休暇を分割して取得できるようにすること、その期間につきましては、職員の申し出に基づき指定することとする規定で、現在の規定では、規則により連続する6月の期間以内とされております。

第6項では、介護時間、先ほど新たに認める制度として介護時間がありましたが、介護時間の付与につきましての規定を加えたもので、介護時間は連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める休暇であることを規定したもので

ございます。

附則でございますが、第1項ではこの条例は来年1月1日から施行するものであること。

第2項では、この条例の施行の日、現に介護休暇を取得している方の介護休暇の期間につきましては、改正の日、1月1日以降に残っている期間を分割して取得できるよう措置する規定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第72号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第73号

○議 長

日程第11 議案第73号大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の制定についてをお

願いするもので、地方創生の推進を図るため策定をいたしました、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げております、定住促進や転入者の増加を図るための住宅設備や住宅整備や取得に対する支援措置を講じるものであります。

支援措置を講じる期間は、来年度から大樹町住生活基本計画の最終年度である平成33年度までの5年間、最大で町内在住者には210万円、町外からの移住者には260万円の補助金を交付する内容となっております。

条例の内容については、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

議案第73号大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の制定について、内容を説明させていただきます。

それでは、条文に沿って要点を説明させていただきたいと思います。

第1条では、この条例の目的を定めるもので、新築住宅の建築、中古住宅の購入に対し、その費用の一部を補助することにより、移住、定住の促進と潤いのある住環境づくりを目的としています。

第2条では、この条例における用語の定義といたしまして、第1号では住宅の定義として必要な居室などを明示し、さらに延べ床面積が80平方メートル以上のものとするとしてございます。飛びまして第4号では、中古住宅は新耐震設計基準を満たした住宅などとするものでございます。

飛びまして2ページをお開き願います。

第3条では、この条例による補助の対象者を第1号で自ら所有し居住する者と定め、第2号では10年以上の居住期間を求める者でございます。第3号では、税使用料等の市区町村に対して納付義務がある者の滞納がないことなどを求めるものでございます。飛びまして、第6号では補助を受けようとする者の適当と判断できない者の排除を定めるものでございます。

第4条では、補助対象住宅に対する制限で、第1号では親族からの購入は売買ではなく相続すべきものと考え、第2号では当該住宅取得に関し自己財源以外に補填があるもの。飛びまして、第4号では生活の実態がある住宅と判断できない建物などについて、補助対象から除くものと規定してございます。

第5条では、補助金の額になりますが、4ページをお開き願います。

別表第1で、補助金の額を町内在住者の新築などに100万円、移住者による新築等に150万円、町内移住者による中古住宅の購入に80万円、移住者による中古住宅の購入に100万円とするものです。

別表第2では、加算額となりますが、町内建設業者による建設の場合50万円、太陽光発

電システムを導入する場合に10万円、子育て世代が同居する場合で中学校終了前の児童が1人の場合30万円、2人の場合40万円、3人以上の場合は50万円を加算するものでございます。

2ページの第5条にお戻り願います。

新築住宅の場合は、別表第1の補助額に別表第2の加算額を加えた額とし、中古住宅の場合には加算額はなく、別表第1の補助額のみを補助金の額とするものでございます。

第6条以降は、この補助金の手続等の関係になりますが、第6条では申請主義を定めるものの。

第7条では、審査により適否を決定すること。

第8条では、決定後の変更については承認を受け、中止の場合には届け出義務を課すもの。

第9条では、補助事業の遂行期間として、新築住宅の場合、建築期間に長期間を要する場合もございまして、この条例の執行の日までに完了させることを明記するものでございます。

3ページをお開き願います。

第10条では、完了報告に基づき補助金を確定し、交付することを明記。

第11条では、補助金の取り消し事項として第1号では虚偽による補助金の交付、第2号では当該住宅の使用の中止、処分をしたときには補助金を取り消すことを定めております。

第12条では、第11条で補助金を取り消した場合に、受領後の年数に応じた額の返還を求めることを定めてございます。

第13条では、この条例の施行に関しての必要事項を規則で定めることとするものでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行し、平成34年3月31日で効力を失うこととするものでございます。

なお、この執行期日は住生活基本計画の周期と同一とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

お尋ねをちょっとさせていただきます。

まず、第2条の6購入、建て売りまたは中古住宅を取得、売り買いをすると、これを民間といいますか、個人売買の場合は今度は2条の8で法人及びと出てくるのですが、ここら辺の文面、僕が認識不足なのかどうか。個人で売買した場合は該当になるのか、中古物件。ただ、ここで耐震を受けていなければいけないよという文面があるわけですね。だからそこら辺の兼ね合いというのは、うちは耐震をやる場合、補助金あったかな、多分、補助を出しま

すということになっているので、ここら辺がちょっと意味が、僕理解をしていないので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

まず、最初の個人による売買のところでございますけれども、個人であったとしても、きちんと契約を交わして売買をするものにつきましては、取り扱い対象としたいと考えてございます。

それから、今の耐震の関係でございますけれども、こちらの補助金の条例については、昭和56年6月以降の中古の住宅ということで、これは建築基準法の改正があったところで、大樹町全体の震災に強いまちづくりということもございまして、耐震補給された住宅の売買を中古住宅ということで取り扱うことと考えて、この補助金を交付しようと考えてございます。

ただ、56年6月以前のものにつきましては、その新耐震基準を満たしていないということで、その部分についてはこの補助の対象からは外すということを基本的には考えてございますが、そういった古い住宅でももう既に耐震補強をしているものということであれば、古い住宅でもこの制度の対象となります。耐震としていない本当の古い住宅につきましては今、安田議員おっしゃったように、耐震の補助制度がございましてそちらのほうを利用して、耐震基準を満たした住宅として中古を売買するだとか、そういったような制度の仕組みを考えてございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ありがとうございました、若干わかりました。

そこで、この宅地建物取引業者販売という文言があつて、家を建てたとき、地元業者優先と、法人並びにと、建築業を営む人と、これみんなわからないのだと思うのですよ、業者が。これを自分で万が一、業者がどういう方が法人登録をしているのか、何をしているのかとわからないのではないかと思いますので、ここら辺は町民に通知をしていただきたいと思います。

現実的に指名願いを出している業者も法人になるのか、ここに支店がないとだめだということか、きちっとそこら辺の区分けを我々にもちょっともう1回教えをいただきたいと思ひますし、その区分けが僕も、大樹の業者でなければいけない、ただ、ここで法人登記というのですから、支店登記をしたところだろうというふうに僕は認識をするのですが、それ以外に指名業者はだめなのか、町が指名している業者はだめなのか、ここら辺がないのでちょっとだけ教えてください。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

町内業者の関係でございますけれども、指名業者の話がございましたが、それは町が入札行為とかをするときの指名業者のことでございますので、当然町内の業者にはそういった指名願いを出さないという方もいますし、個人の方もいらっしゃいます。

今回の場合は、そういった町がやる政策ではございますけれども、実際取得するのは個人の取得になりますので、その指名業者にはよってはございませんので、町内で今ここに平たく書いている本社、事業所を持つもの、持つ法人、もしくは町内の個人事業者ということで、広く一般に建設業を営んでいるよということの意味合いであればよろしいかなと思ってございます。余りかた苦しく考えてはございません。町内に居住して建設業を営む業者であればいいかと判断してございます。

その辺は周知してくれということですので、パンフレットも今、作成中で、大体ほぼできているのですけれども、その辺ももう一度見直して折り込むように、町民にわかりやすくなるようにしたいと考えてございます。

もう1点、宅地建物取引の関係、ご質問されたことでございますけれども、これは建て売り住宅の場合のことをいっていますので、きちっとした制度に基づいた建て売り住宅を新築住宅と同一ということを取り扱いたいという考えでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

今、説明をいただいて大体飲み込んだのです、意味的には。

早く言えば、民間が建てて民間業者が、個人が民間事業者に建ててもらって売るということもある、そうでしょう。要はそれは新築だよ。確認申請を取って出すわけだから。そういう場合も該当になるというふうに解釈をしていいのか。そこら辺。現実的には売るわけだから、大樹に来られて新築の住宅を買って、土地を持っている方が建物を建てて、うちの地元の業者に建てていただいて販売した場合、それも該当になるのかどうかお聞かせください。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今の建てて売る場合のところでございますけれども、第3条の中で自ら所有し居住する住宅ということでございますので、建てて売ってしまうものについてはちょっと該当にならない。ただ、それを買った人は個人からではなく、今言った中古の場合、宅地建物取引業法などの取引業者が販売するものということに合致していれば、買った人は新築住宅の購入ということで対象となる制度でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

この申請の関係につきまして、本人はもちろんなのですが、それにかわって施工する業者も代行して申請できるようにしてほしいのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

志民議員のご質問の建てた業者の申請でもいいかということですが、そちらのほうは実際の実務的なところでございますので、リフォームもそういったことも取り扱っておりますし、こちらの制度も委任状なんかを添付していただいて、そういった取り扱いもしたいと考えてございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

4 ページの別表 1 の関係で聞きたいのですけれども、一番最初の 1 条の中で移住及び定住の促進と誰もが住みよいうるおいのある住環境づくりを目的とするということからいくと、定住、移住を考えると同じウエートを置いていると思うのですけれども、そうすると、1 番目の 1 番、2 番の町内に対する 100 万円、移住者に 150 万円ということを見ると、移住、定住にしっかりとウエートを置くのであれば、私なら同額でもいいのではないかなと思うのですけれども、ここ 50 万円を開いたという詳細は何なのか、まずお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、4 ページにあります別表で定めております補助基準の中身で、定住している方、大樹町にいらっしゃる方、そして町外から移住してくれる方の差額の 50 万円は何だというお話であります。基本的には町民の方が大樹に残っていただくというのも町としては非常にありがたいというふうに思っております。ただ、2040 年にかけて大樹町が 3,990 人の推計であります。4,000 人を切るというような推計が出ているということも踏まえて、町外から大樹町に人を呼び込むのだということは、大きな町を維持するための力になるというふうに思っております。その願いを込めて 50 万円の差額をつけたということをご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

建設費で50万円差をつけるのですけれども、建てる時は土地代も入ってきますので、多分地域性の土地の価格って隣の町村と価格が違いますよね。だから、土地代と建設代を含めた中でいくと、ひょっとしたら定住の方が土地の安いほうに流れる可能性もあるのですよね。そういうことを考えると、私はやっぱり同額でもいいのではないかと思うのですけれども。

それと、加算基準の関係ですけれども、町内建設業者に対しては50万円の上乗せをするというのですけれども、近年見てみますと結構大手のハウスメーカーが多いのですけれども、そういった、なぜハウスメーカーで建てているのか、多分延べ面積の価格の問題があるのか、魅力的なものがあるのかわかりませんが、そういった市場調査なんかきちんと踏まえた中で50万円という町内業者に対して加算をするということでもいいのでしょうか。ちゃんと市場調査を行ったのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

再度の繰り返しになりますが、町内在住者と移住者に対する補助基準の差額につきましては、この制度を使って町外から1人でも多く来ていただきたいという思いがあるということ、その価格についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、建設業者に関する50万円の加算の部分であります、先ほど大樹町内での新築住宅の町内、町外の傾向等については調査は行っていないということで、この場で発言をさせていただきたいと思います。この事業を行うに当たって、町内業者を50万円の加算をさせていただいたということ、これは紛れもなく町内の建設業に携わっている方々に対しても利益が生まれるような、そして新しい住宅の建築を手がけるということで、その技術力、またはいろいろな情報力を加算してほしいという思いも込めてであります。

結果として、1人でも大樹に建てる新たに家を新築しようとしている方が町内の業者を使って建てられるという環境が整うということが町内の産業、または雇用にとっても大きな今後に向けての力になるというふうに思っておりますので、ぜひこの制度を活用していただいて、1人でも多くの方が町内の業者を使って家を建てると、それが町内の建設業を営む業者の力となって、さらなる建築を誘発する、誘導するというようなサイクルをつくっていくという思いも込めて、町内業者の建設の場合の50万円を加算させていただいたということ、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長が言っていました建設業者の育成だとか技術を向上するために50万円加算するのはわかるのですけれども、答弁の中で市場調査を行っていないと、例えばハウスメーカー

と町内の業者とで総体の金額が50万円以上の差額が出た場合、大手業者が50万円以上安かった場合、ひょっとしたらハウスメーカーに流れる可能性もあるのですよね。そうしたら、何の意味もなくなるのです。

そういったことで、やっぱりきちんと、今なぜこうやって大手業者が入ってきているのか、きちんと市場調査をするべきだし、町内の建設業者にも鋭意努力してもらおうということも町側からもお願いするとか、そういうことをしていただきたいと思うのです。その辺は再度どうなのかとお聞きしたいのと、最後に聞きたいのは、若い世代ですけれども、多分来年度以降家を建てる場合、この冬の間いろいろと契約されたり相談されたり行くのですけれども、例えば業者との契約月日ですけれども、4月1日以降でないといけないのか、その前に契約して4月1日以降に着工ということもあり得るのですよね。その辺のことについてちょっとお聞きしたいのですが、最後に。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

契約月日については、担当のほうから説明をさせていただきます。

50万円の加算の関係であります。家を建てる、特に若い世代にとっては大変大きな買い物、投資になるかなというふう思いますし、こういう家で自分はこういう生活をしたいという思いは多分皆さんそれぞれお持ちだというふうに思います。そういう意味では、町内、町外業者、大手のハウジングメーカー等も含めて経験と実績いろいろありますし、コマーシャルも上手だということもありますので、そういう部分でPR力は高いかなというふうに思いますし、町外の施工業者を選ぶというのも正直、いたし方ない部分もあるというふうに思います。

今回も市場調査も行っていないということで、その辺については今後担当のほうでもしっかりと状況を踏まえた中でお認めいただければ、この事業を実施していきたいというふうに思っているところでもあります。

繰り返しになりますけれども、少しでも町内業者の方々が自ら情報を発信して、いろいろな新しい技術等を導入した中で、1人でも多くの方が大樹町に建てられる住宅を自らが施工できると、そういう環境になってもらいたいという町の思いでありますので、この加算についてはご理解をいただければなというふうに思っております。

契約の関係については、担当のほうから説明を行います。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

契約年月日が4月1日前の場合の話でございますけれども、こちらのほうについて契約年月日には制限しておりませんで、第3条の第4項の中で新築住宅の場合にあっては、工事に着手していないものということで制限をさせていただいているところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町の熱い思いのことは十二分に承知しました。

お聞きしたいことの一つには、4ページのところの加算のところ、太陽光システムの導入ということで、10万円ということでの加算を考えておられるようなのですが、従前制度は違いますのであれですが、当初太陽光がスタートしたのは50万円ということで、それから40万円になりました。この金額の10万円というのは僕は大樹に住むところを選んでいただくというのは、そういうふうな太陽光発電のエコな生活をぜひ大樹でというような、そういうふうなことも町の姿勢と同じくというふうなことで、住民の方や移住者の方にも選んでもらえることではないかなと思いますので、そのことについてのお考えというかをひとつお聞きしたいことがあります。

それから、他町村というか、ここに移住者のことを非常に意識した制度だということで頑張りの度合いはわかるのですが、他町村も同じような、このような制度をつくっておられるのではないかと思うのですが、他町村の補助状況というのはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、西田議員から2点のご質問をいただきました。

太陽光の関係であります、大樹町も太陽光を地域のエネルギーとして活用しようということで、町単で補助制度を創設して普及に向けて対応してまいりました。当初は50万円という金額を上限に補助をさせていただきましたが、それ以降、資材の開発が進んだということで、値段が下がったというようなことも含めて40万円という金額で補助制度を実施した経過があります。実は、リフォームの関係も含めて今現在の太陽光の補助は10万円であります。

今回、このマイホーム支援補助金で太陽光の項目も加えさせていただいておりましたが、この金額については、今現在町が取り組んでいる太陽光の補助金と同額をこの制度にも盛り込んだということで、金額についてはご理解をいただきたいなというふうに思います。

他町村との比較という部分では、担当のほうで資料を持っていると思いますので、担当のほうから説明を行います。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

他町村の制度のところでございますけれども、管内でいいますと、既に16町村が新築住宅に対する補助制度を行っておりまして、今回大樹がお認めいただければ17番目という後発になってございます。

中古住宅のほうにつきましては、他町村は10町村が実施しておりまして、大樹は11番目の中古住宅に対する補助となっております。

今回、町外からの移住の場合、最高額でいうと新築の場合260万円ということで、これは他の町村でも250万円という補助をされているところもございますので、大体横並びでトップクラスにはなっているところがございます。ただ、最高額というのはいろいろ加算した金額でございますので、全ての人は加算をつけて補助金を交付できるものでございますので、単純に住宅を建てただけでもらえる補助金額でいきますと町内100万円、それから町外から移住者が150万円という金額でございますけれども、町内の新築で100万円の場合だったとしても、これは管内のトップ100万円と同じの、他町村3町村100万円という最低額を出しているところがございまして、それと横並びで100万円も最高額というそのような管内の状況となっております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

一つ太陽光の、町長、今10万円の補助というのは予算化されているというか、予算化されていますか。そうですか、すみません。

あと、それから、どうしても大樹、帯広を中心地と考えた場合にはどうしても遠隔地にありますので、同じ100万円でもなかなか魅力というか、そういうような面でのお客さんというか、移住者の方の大樹で住宅をつくろうというような動機とならしたら、他の町村よりもより大きな金額が必要ではなかったかなと思われるのですが、そういうふうなご検討についてはどうなさいましたか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

太陽光の件についてはよろしいですか。

今回の補助の内容であります、私どもも何度かご相談をさせていただいた経過もありますが、他の町村に引けを取らないような制度をつくるべきだというご意見もいただいたということも含めて、内容的には他の町村にも何ら引けを取らない内容で、今回、条例のほう作成をしてご提案できたかなというふうに思っております。

確かに、地理的な状況等踏まえれば、帯広近郊と同額ではなくてさらにというところの考え方もあろうかと思いますが、今回これを提案させていただいて、来年度、仮に数件、または今年度同様の10戸ぐらいの新築住宅が大樹のほうに建ったということであれば、少な

らず大きな金額の予算が必要だということにもなります。今回こういう形で補助金、または加算の部分について算定したものをお示しをさせていただいておりますが、ぜひこの制度を使って1軒でも多く、そして1人でも多く町内に住んでいただけるように努めていきたいなというふうに思っております。

金額については、予算があつての補助制度ということもありますので、私どもとしても可能な限りの予算を補助できるというような見込みで作成をさせていただいている補助並びに加算の基準だということについて、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

誰もが住みよい潤いのある住環境づくりを目的とするということで、町民の方は待ちに待った施策だと思います。その中で、待ちに待って待ち切れなかった方、今年度住宅を建設されて、もう建ててしまった方、その人に対しては2ページの第3条の4項、29年度4月1日から施行されて申請をし、工事に着工していないものであるということに該当しないのですが、最高で210万円という金額の差額を考えると、半年から1年前に建てた方との差額、不満の声があるのではないかと思うのですが、その件についてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、船戸議員からこの制度が条例をお認めいただければ、来年度から新築住宅に対して補助を行うと、ただ、制度がない中で今年住宅を建てた町民の方に対しての格差といひましようか、差という部分についての対応というご意見、ご質疑をいただきました。

何分、新しい制度をつくるということでは、中身を検討した上で、制度、そして予算をお認めいただく過程が必要であります。そういう部分では、本当に申し訳なく思ひますが、今年度建てられた方についての補助の適用というのは、今のところ想定をしていないということでご答弁をさせていただくしかないかなと思ひしております。

今回、条例を提案させていただいたということで、仮にこの条例がお認めいただければ、町としては新年度からこういう制度を行いますというPRは、早い段階でさせていただければなというふうに思ひます。補助制度を行う根拠となる条例がお認めいただいたということで、そういう作業には入っていけるかなというふうに思ひしておりますので、早い段階から住民の皆様、または町外で大樹町に住宅を建ててもいいというお考えの方がいらっしゃれば、早い段階から町としてこういう補助制度であるということで、大樹に来ていただくような方策を講じていければなというふうに思ひての今回の条例提案であります。

重ねてになりますが、制度の部分、新しく取り組むという制度でありますので、今年度ま

たは昨年度も含めて住宅を建てられた方々に対する補助については、町としては今のところ想定をしていないということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

今までのことは同僚議員の聞いてわかりましたけれども、中古住宅の場合に、町外の業者が建てた住宅であってもそれはおりるのかということですね。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

中古住宅につきましては、もう既に前居住者がいる建物となってございますので、その居住者が町内業者で建てていたものか、町外の業者、ハウスメーカーで建てたものかというのは、この条例の中では縛っておりませんので、中古住宅を購入という条件であれば、施工業者には影響するものではございません。

○議 長

よろしいですか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

太陽光発電のちょっと聞きたいのですけれども、40万円ということはもうなくなって10万円になったのですよね。それであれば、太陽光発電の場合でもそれだけの価値があってやめたのであって、値段がまさか50万円のやつが10万円まで下がったということではないと思うので、それであれば太陽光発電のほうも、もう少しやっぱり30万円なり40万円なりつけてやるべきではないかと思うのですけれども、そのところいかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の補助の中の項目に、加算という部分で基準を設けております太陽光の10万円の関係であります。

先ほどのご説明とも一部重複をいたしますが、町としては太陽光発電、貴重な地域の財源だと、資源だという思いも含めて50万円という形で補助制度を創設いたしました。

設立当時は、50万円という金額は道内でも高いほうだったのかなというふうに思っております。おかげさまで町内での太陽光を設置する家庭が増えたということでもあります。その経過として、資材が下がったというようなことも含めて40万円という経過をさせていただいております。今現在は10万円という金額であります。

こういう部分での補助制度というのは、ある意味、奨励という部分があつてしかるべきかなというふうに思いますし、導入を促進するという思いでの50万円だったかなというふうに思っております。制度としては今現在も存続しておりますが、項目として太陽光をつけた場合については10万円という金額で実施をしているところでありますので、今回の大樹でかなえるマイホーム支援補助金の加算の部分では、それと同額の10万円にしたということでありまして、加算という部分での取り扱いにはなりますが、同額で加算の基準を定めたということについて、ご理解をいただければなと思います。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

せっかく太陽光発電が40万円だったやつが加算で10万円ということなのですか。それとも、40万円は40万円が残っているのですかね。そのところを聞きたいのですけれども。

○議 長

いいですか、3回目ですから。

酒森町長。

○酒森町長

再度、太陽光の関係の補助のあり方についてのご質疑をいただいております。

ご説明したとおり、50万円、そして40万円という形で、今年度から太陽光発電の導入に関する補助については10万円という金額で制度を運用しているということも踏まえて、同額の中身をこのマイホーム支援補助金の中にも盛り込んだという点について、ご理解をいただければなと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第74号

○議 長

日程第12 議案第74号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についての件
を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第74号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町一般会計補正予算(第8号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,939万円の追加と債務負担行為の追加、地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第74号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,939万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億4,004万4,000円とするとともに、債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源があるもののみ説明し、全額を一般財源で措

置するものにつきましては、省略をさせていただきます。

最初に、議会費、議会費、議会運営経費、職員手当等23万円の増。

先ほどお認めをいただきました大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正に伴います期末手当、議員12名分の改定差額分の補正でございます。

次に、総務費、一般管理費、特別職給与、職員手当等で18万円の増。

こちら先ほどお認めいただきました大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正に伴います期末手当3名分の改定差額分の補正でございます。

同じく一般職給与、給料及び職員手当等で2,136万円の増。

財源につきましては、その他99万2,000円の増。一般財源が2,036万8,000円の増でございます。

こちらにつきましても、先ほどお認めをいただきました大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改定の差額分と、人事異動に伴います職員給与費の補正でございます。給料につきましては、人事異動による影響額が781万7,000円、給与改定の差額分で111万8,000円、合わせて893万5,000円の増でございます。

当初予算に比べて職員数で3名の増となっております。職員手当等では、1,242万5,000円の増でございますが、要因別で見ますと人事異動による影響額の大きなものとしたしまして扶養手当104万円の増、期末手当勤勉手当が375万4,000円の増、寒冷地手当が45万8,000円の増、管理職手当が52万円の減、退職手当組合負担金が199万1,000円の増となるものでございます。

給与条例の改正に伴います影響額の大きなものとしたしましては、勤勉手当が支給率の改正に伴いまして311万7,000円の増、退職手当組合負担金で23万3,000円の増でございます。

この他に、平成25年度から27年度までに退職した職員の退職手当組合への追加負担金が211万7,000円の増となりますが、こちらは平成27年度中に途中で退職される方が多かったことに伴うものでございます。

続きまして、嘱託職員報酬、報酬で8万9,000円の増。

一般職の給与改正に準じまして、嘱託職員についても報酬額の改正を行うことにより改定の差額分でございます。嘱託職員数は4名でございます。

次に、庁舎管理費、報酬で2万1,000円の増。

庁舎管理費に計上してございます嘱託職員の報酬の改定差額分で対象者は1名でございます。

続きまして、総務管理費、共済費から償還金、利子及び割引料まで1,679万9,000円の増。

給与改正に伴う影響額で、社会保険対応職員の共済費が4万9,000円の増。対象4名でございます。賃金につきましては、事務生10名、再任用職員5名、清掃員2名分で42万6,000円の増でございます。

償還金、利子及び割引料についてですが、平成23年の東日本大震災の被災地区に当町の海岸線の山林の一部が含まれておりまして、それに対しまして震災復興特別交付税として平成23年度中に2,387万5,000円が交付されてございます。この交付額に対しまして一部を執行したものの、全額の執行には至っておりません。執行しなかった分につきましては、平成24年度以降の執行額により、順次調整されることとなつてございましたが、その後の執行もなく、国内各地でもこのような状況が見られたため、会計検査員から総務省に対し返還を求めるよう勧告があり、今回清算をさせていただくものでございます。

次のページとなります。

財産管理費、町有地建物維持管理経費、需用費及び役務費で120万円の増。

今年度、強風等が相次ぎまして想定以上に職員住宅や貸し付け住宅の屋根などの修繕費がかさんでございます。また、今後の修繕費用の不足も見込まれるため、補正をお願いするものでございます。役務費につきましては、強風による物置や集合煙突の撤去により予算超過が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

次に、企画費、企画調整推進事業、負担金補助及び交付金で60万5,000円の増。

十勝バス広尾線の運行維持に係ります沿線市町村の負担額の不足によるもので、当初予算におきまして400万円を計上してございますが、十勝バスの車両更新や修繕等の経費がかさんだことによりまして負担が増加したものでございます。

続きまして、移住促進事業でございますが、財源の組み替えを行うもので、お試し暮らし住宅整備費の一部につきまして、北海道の単独補助金の交付が決定したことから、国道支出金を240万円増額し、一般財源を240万円減額するものでございます。

続きまして、電子計算費、電算システム整備事業、委託料と備品購入費で197万1,000円の増。

平成29年度新年度の職員配置の見込みに基づきまして、現段階で不足が見込まれる業務用のパソコン5台の設置に要する経費でございます。発注から設定完了まで二月程度要することから、今回補正をお願いするものでございます。実際の職員配置が減となった場合につきましては、新年度に更新を予定している台数により調整を行う予定でございます。

続きまして、賦課徴収費、賦課徴収一般経費、委託料で224万7,000円の増。

平成30年を基準年度といたします標準宅地鑑定評価委託業務委託料で52地点の鑑定評価を委託するための経費でございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、負担金補助及び交付金で84万5,000円の増でございます。

財源につきましては、全額が国道支出金でございます。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードでございますが、その関連事務を委任しております地方公共団体情報システム機構への納付金で、国からの交付金を町が受け、町から機構に納めるものでございます。

続きまして、民生費、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、扶助費で538万円の増。

財源につきましては、国道支出金が403万5,000円の増、一般財源が134万5,

000円の増でございます。自立支援医療費の不足が見込まれることによる補正でございます。

次のページをお開きください。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、給料から負担金、補助及び交付金まで728万円の減でございます。

財源といたしまして、その他440万4,000円の減。一般財源が287万6,000円の減でございます。給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金につきましては、当初予算に比べ、配置した職員数が1名減となったことが主な要因でございます。賃金につきましては、再任用職員の給与改定によるもので、備品購入費につきましては、指導用備品の購入によるものでございます。発達支援センター運営費につきましては、児童を通所させております南十勝の4町村と幕別町の負担となるため、それぞれ負担金の整理を行ったものでございます。

続きまして、児童措置費、児童手当支給事業、償還金、利子及び割引料で6,000円の増。

児童手当に係る道費の負担金につきまして、平成27年度分の清算に基づき、超過分を返還するものでございます。

続きまして、災害救助費、災害救助費(単独)、委託料で109万7,000円の増でございます。

台風10号によります断水対応のため、忠類農業協同組合の協力を得て、生花、晩成地区の農業者に対する搾乳設備等の洗浄のための水を配水池に運搬した経費でございます。

次に労働費、労働諸費、季節労働者就労支援事業、工事請負費で709万6,000円の増。

季節労働者の皆さんの冬期間の雇用創出のため実施しております農業用排水路の支障木の伐採処理工事の経費で、今年度につきましては芽武地区を予定してございます。季節労働者の雇用延べ人数は200名を想定してございます。

続きまして、農林水産業費、農業委員会費、農業委員会運営事業、委託料で21万6,000円の増。

農業委員会に設置しております農地情報公開システムの地図データの更新を行うための経費でございます。

次のページをお開きください。

農業者年金事務費、需用費から使用料及び賃借料まで、38万3,000円の減。

財源につきましては、その他53万7,000円の減。一般財源が15万4,000円の増でございます。

農業者年金基金によります農業者年金事務費の使途の見直しの要請があったことから、需用費、役務費、使用料及び賃借料の一部を一般財源に組み替え、事務費交付金を職員人件費に充当することとしたものでございます。

なお、農業者年金事務費交付金につきましては、当初見込み額62万円に対し、交付決定額が107万5,000円、超過交付分の45万5,000円と今回減額いたします53万7,000円を合わせた99万2,000円につきましては、農業委員会職員の人件費の特定財源として総務費のほうに充当させていただきます。

続きまして、農業振興費、経営体育成支援事業、負担金、補助及び交付金で325万7,000円の減でございます。

財源につきましては、全額が国道支出金でございます。今年度の一般会計補正予算(第1号)でお認めいただきました事業でございますが、事業費の確定により不用額を減額するものでございます。

次に、災害対応農業経営緊急支援資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金、33万2,000円の増でございます。

今年度の天候不順や一連の台風によります農作物被害による農業収入の減少を借り入れにより補填しようとする農業者に対し、借入資金に対する利子補給を行い、農業経営の維持安定を図ろうとするものでございます。借り入れ総額を2億円、利子補給期間を平成33年度までの6年間、利子補給率は0.5%で想定をしております。

次に、担い手確保・経営強化支援事業、負担金、補助及び交付金で7,224万7,000円の増。

財源は、全額が国道支出金でございます。農業経営の拡大や効率化、多角化等を進める農業経営体が、金融機関からの融資を活用して農業機械等を取得する場合の支援制度で、九つの経営体で20台の農業機械の導入を想定しております。

事業費の総額につきましては約1億5,570万円で、融資を受ける総額につきましては約8,345万8,000円の計画となっております。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業、負担金、補助及び交付金で856万5,000円の増。

財源につきましては、全額が国道支出金でございます。8月の4個の台風によりまして、被害を受けた農業施設等の復旧費のうち、融資を受けて行うものにつきましては、農林水産省の支援措置を活用するものでございます。対象は2件で、事業費総額の3割が助成金の対象となります。町が負担いたします助成金につきましては、全額が北海道を通じて交付されるものでございます。

次に、牧場管理費、牧場管理運営費、職員手当等及び共済費で5万9,000円の増。

給与改定に伴います牧場の準職員の共済費と改定の差額分でございます。

次に、林業振興費、有害鳥獣駆除事業でございますが、財源の組み替えを行うもので、有害鳥獣駆除対策に北海道の単独補助金の交付が決定したことから、国道支出金を85万円増額し、一般財源を85万円減額するものでございます。

次のページをお開きください。

商工費、観光振興費、観光振興対策事業につきましても、財源の組み替えを行うものでござ

ございます。

7月に大樹町で開催されましたグルメグランプリに対しまして、北海道市町村振興協会からの補助金の交付が決定したため、財源といたしましてその他諸収入でございますが100万円増額し、一般財源を100万円減額するものでございます。町から実行委員会に対しまして補助金総額の増減についてはございません。

次に観光施設費、晩成温泉維持管理費、補償、補填及び賠償金で731万9,000円の増。

晩成温泉施設につきましては指定管理を行ってございますが、協定の締結時に比べまして電気料の値上げ、消費税率の改定、木質バイオマスボイラー導入によります重油ボイラーとの単価差の発生など、管理者の負担とすることが適当でないと認められる経費に対する補填措置につきましては、昨年度から講じているところでございます。

今年度も、年度当初の協定に基づきまして、係り増しとなる経費につきまして補填するもので、内訳といたしまして、ボイラーの燃料相当分といたしまして533万2,000円、電気料の改定相当分といたしまして119万8,000円、消費税の改定相当分といたしまして76万6,000円、それから発行済み回数券の補填分といたしまして2万3,000円を計上するものでございます。

次に、消防費、非常備消防費、消防団管理運営事業(過年度支出分)、旅費から役務費まで15万円の減。財源はその他15万円の減でございます。

消防の広域化に伴いまして、今年3月31日に南十勝消防事務組合が解散しておりますが、解散までに支出できなかった過年度支出経費について、清算が終了いたしましたので不用額を減額するものでございます。

次に、災害対策費、防災対策推進事業でございますが、こちらも財源の組み替えを行うもので災害用備蓄品の整備に係る北海道の単独補助金の交付が決定いたしましたので、国道支出金を190万円増額し、一般財源を190万円減額するものでございます。

次に、教育費、学校管理費、学校管理費、小学校でございます。報酬から共済費まで3万5,000円の減。

給与改定に伴う改定差額分でございます。職員手当等につきましては、退職手当組合の負担金でございますが、当初予算計上額の錯誤による減額でございます。

次に、学校給食費、給食調理事業、職員手当等及び賃金で9万円の増。

給与改定に伴います改定の差額分でございます。

次のページをお開きください。

生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、工事請負費で245万2,000円の減。

事業費の確定によるものでございます。防犯カメラの設置工事で27万1,000円、屋上防水と屋根の改修工事で129万5,000円、舞台照明設備で88万6,000円がそれぞれ不用額としてなっております。

次に、体育施設費、海洋センター維持管理費で工事請負費で22万7,000円の減。

電気改修工事に係る不用額の減額でございます。

次に、図書館総務費、図書館管理運営費、共済費で5,000円の増。その他分担金及び負担金で1,000円の増。一般財源が4,000円の増でございます。

臨時職員に係ります雇用保険料、社会保険料の補正でございます。

次に、諸支出金、事業会計繰出金、繰出金で2,000円の減でございます。

次に、介護サービス事業特別会計繰出金、繰出金で478万3,000円の減でございます。

以上、合計で補正額1億2,939万円の増、特定財源といたしまして、国道支出金8,758万5,000円の増、その他309万8,000円の減、特定財源の合計が8,448万7,000円の増、一般財源が4,490万3,000円の増となるものでございます。

続きまして、歳入のうち地方交付税と臨時財政対策債についてご説明を申し上げますので、事項別明細書の14、15ページをお開きください。

最初に、上段の10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の算定が終わりまして今年度の普通交付税額につきましては30億2,827万円となったため、2,727万円を増額するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

一番下段、21款1項ともに町債、1目臨時財政対策債でございますけれども、こちらも普通交付税の算定にあわせて発行可能額が1億6,625万2,000円と確定したため、2,474万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、第1表歳入歳出予算補正の総括をご説明申し上げますので、最初に歳出の2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額64億1,065万4,000円、補正額1款議会費から13款諸支出金まで1億2,939万円の増、補正後の歳出合計が65億4,004万4,000円。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額64億1,065万4,000円、補正額、10款地方交付税から21款町債まで1億2,939万円の増、補正後の歳入合計が65億4,004万4,000円となるものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正をいたしますので、3ページをお開きください。

今回は、債務負担行為の追加でございますが、事項、災害対応農業経営緊急支援資金利子補給事業。

期間、平成29年度から33年度までの5年間。

限度額、貸付限度額2億円以内、利子補給率0.5%以内。

先ほどご説明を申し上げました、天候不順や台風等によります農作物被害を受けた農業者の資金借り入れに対する利子補給で、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3表地方債の補正をご説明しますので、4ページをお開きください。

内容につきましては、地方債の変更で、先ほどご説明申し上げました臨時財政対策債発

行可能額につきまして確定いたしましたので、限度額を2,474万8,000円減額し、1億6,625万2,000円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

7ページの民生費、発達支援センター費の関係ですけれども、人件費で728万円の減なのですけれども、今、説明の中では南十勝で運営されていますので大樹町の分が728万円減だと思うのですけれども、ほかの町村の減の詳細を知りたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回の補正によりまして、中札内から広尾まで、中札内村、更別村、幕別町忠類、広尾町ということで、ご負担をしていただいております。

中札内村につきましては総額で848万1,000円、更別村で763万9,000円、忠類で556万5,000円、広尾町で1,259万9,000円となっております。この負担のうち4割分が均等割りとなっております、人口割りとして6割ということになっておりまして、それに基づいて算定し直した額として以上の額となっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これ1名分なのですけれども、総額にしたら何ぼになるのかね。結構いい金額になると思うのですけれども、それで1名分を戻すのですけれども、今現在、11月30日現在で1名減の中で通所している子ども、観察の子というのは今どれぐらいいるのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

通所している子どものうち、未満児については基本的に週1回、小学校につきましては月1回、その他必要に応じて観察ということで、今、区分全体についてはちょっと数字は把握しておりませんが、11月末現在で未満児として57名、小学校1年生から高校3年生までで85名、計142名となっております。

ちなみに昨年度はこの時点で134名ということですので、10名程度通所児は多くなっ

ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ちょっと総額を知りたかったのですけれども、それで昨年から比べると10名多い中で、教員数は昨年より臨時職員、パート職員を含めるとかなりの減になっていますよね。今回1名減したのですけれども、3月まではしっかりとこの体制で指導ができるという解釈でよろしいのですよね。お願いします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

職員、減っておりますけれども、その部分につきましては、全体的な事業の見直しも行っております。

例えば、今年度減ったということもございまして、今までやっていた行事のほう、今年はとりあえずお休みいただく等の保護者等のご協力もいただきまして、そのようなことで運営をしております。通ってくるお子さんにつきましては、そういった療育の部分について支障がないようにということで取り組んでおりまして、3月までそのようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第75号

○議 長

日程第13 議案第75号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ251万1,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたささせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第75号平成28年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ251万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,866万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、増減はございませんが、財源の内訳を変更するものでございます。2目退職被保険者等療養給付費、補正額250万円の増。退職被保険者の療養給付費の支出見込みにより予算が不足することから、増額補正をお願いするものでございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、補正額1万1,000円の増。

納付金の額が確定し、予算が不足することから増額の補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目国民健康保険災害臨時特例補助金、補正額 2 万 8,000 円の増。

東日本大震災による被災者で、国による避難指示区域における被保険者の保険税等の減免分につきまして、国庫補助金を受けるものでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 2 4 8 万 3,000 円の増となります。

次に、5 ページ、総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額 9 億 3,615 万 4,000 円、補正額、2 款保険給付費と 4 款前期高齢者納付金等で合わせて 2 5 1 万 1,000 円の増、補正後の歳出合計 9 億 3,866 万 5,000 円となります。

次に、4 ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額 9 億 3,615 万 4,000 円、補正額 2 款国庫支出金と 9 款繰越金で 2 5 1 万 1,000 円の増、補正後の歳入合計 9 億 3,866 万 5,000 円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 5 号平成 2 8 年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第 3 号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 7 6 号

○議 長

日程第14 議案第76号平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第76号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ51万4,000円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第76号平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ51万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ7億1,634万4,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,000円の減。

これは、主に給与改定に伴うものです。4節共済費につきましては、当初見積もり額が年度の執行額より多かったため、差額を減額いたします。

3款地域支援事業費、1項地域支援事業費、1目地域支援事業費、51万6,000円の増。

これも主に、人事異動による人件費の補正に伴う増額でございます。7節賃金につきましては、地域包括センターで勤務している社会福祉士の賃金1名分の不足のため補正をいたします。19節負担金、補助及び交付金につきましては、主任介護支援専門員更新研修に参加するため、負担金6万円を補正いたします。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,000円の減。

7款諸収入、2項雑入、3目雑入、補正額6,000円の減。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額52万2,000円の増となります。

主に先ほど説明いたしました職員人件費の補正に伴うものです。

次に、総括の歳出5ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費から3款地域支援事業費まで、歳出合計、補正前の額7億1,583万円、補正額51万4,000円の増、計7億1,634万4,000円でございます。

次に、4ページの歳入です。

6款繰入金から8款繰越金まで、歳入合計、補正前の額7億1,583万円、補正額51万4,000円の増、計7億1,634万4,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第76号平成28年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第77号

○議 長

日程第15 議案第77号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入予算それぞれ452万3,000円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

議案第77号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入予算それぞれ452万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億8,917万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款居宅介護サービス事業費、1項居宅介護サービス事業費、1目通所介護費は、主に給与改定による職員人件費などの補正となっております。2目介護予防支援費、補正額62万4,000円の増。これは、給与改定に伴う職員人件費の増額及び要支援者のケアプラン作成にかかわる件数の増による委託料の増額となっております。

次に、2款介護老人福祉施設事業費、1項介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額514万7,000円の減。

減額した主な理由は、職員減に伴う職員人件費の減額及び特別養護老人ホーム外構工事完了に伴う不用額の減額となっております。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額478万3,000円の減。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額26万円の増。

次に、総括の5ページの歳出をお開きください。

1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億9,370万円、補正額、452万3,000円の減、計3億8,917万7,000円となります。

次に、4ページの歳入をお開きください。

3款繰入金と4款繰越金合わせまして歳入合計、補正前の額3億9,370万円、補正額、452万3,000円の減、計3億8,917万7,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第77号平成28年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第78号

○議 長

日程第16 議案第78号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第78号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入予算それぞれ127万6,000円の追加であります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第78号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入予算それぞれ127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,353万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。

1款管理費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額113万1,000円の増。

これにつきましては、27節公課費で消費税でございますが、27年度分の確定申告により今年度に納付すべき額が確定し、不足することとなったため増額をお願いするものでございます。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費14万5,000円の増。

これにつきましては、2節給料から19節負担金、補助及び交付金まで給与等の改定により増額をお願いするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2、歳入。

5款、1項、1目ともに繰越金で、補正額127万6,000円の増。

次に、5ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額2億9,225万8,000円、補正額、1款管理費と2款事業費で127万6,000円の増、補正後の歳出合計2億9,353万4,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページをご覧くださいと思います。

総括の歳入で、歳入合計、補正前の額2億9,225万8,000円、補正額、5款繰越金で127万6,000円の増、補正後の歳入合計2億9,353万4,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時50分

休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時17分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第78号平成28年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第79号

○議 長

日程第17 議案第79号平成28年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第79号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、収益的収入及び支出の部では過年度損益勘定留保資金を9,307万5,000円に改め、営業費用を130万8,000円増額、資本的収入及び支出の部では過年度損益勘定留保資金を3億1,483万5,000円に改め、建設改良費を2,676万1,000円増額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を66万8,000円増額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第79号についてご説明させていただきます。

平成28年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、平成28年度大樹町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、過年度損益勘定留保資金を9,307万5,000円に改めることとし、補正額は収益的支出を130万8,000円増額するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、過年度損益勘定留保資金を3億1,483万5,000円に改めることとし、補正額は資本的支出を2,676万1,000円増額するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を66万8,000円増額し、3,232万2,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額70万円の増。

ここでの薬品費の補正額は、台風後の河川の水質の変化により薬品の使用量が増え、当初予算で不足する見込みとなりましたので、増額をお願いするものでございます。

3目総係費、60万8,000円の増。

ここでは、給料から負担金まで給与等の改定及び職員の異動によるもので、増額をお願いするものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金130万8,000円の増。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額2,676万1,000円の増。

ここでは、給料から退職手当負担金までが給与等の改定に伴う増額。委託料につきまし

では、住吉送水管の復旧に係る設計費でございますが、現在災害復旧事業において申請中のもので、実際の工事は翌年度以降になるものですが、今年度内に工事費用の額を報告しなければならないために委託料の補正をお願いするものでございます。工事請負費につきましては、坂下取水場の護床ブロック復旧工事で渇水期であるこれからの工事が適期でございます。これら災害に係る費用の財源につきましては、今回計上してございませんけれども、災害復旧事業の査定が1月末ごろとなつてございますので、査定による確定後、補正予算を計上したいと考えてございます。

次に14ページ、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金2,676万1,000円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第79号平成28年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第80号

○議 長

日程第18 議案第80号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第80号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、収益的収入及び支出の部の医業費用の給与費と経費の補正で総額の増減はありません。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を468万円増額するものであります。

内容につきましては、病院事務長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢町立病院事務長。

○伊勢町立病院事務長

それでは、議案第80号についてご説明させていただきます。

平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、収益的支出の医業費用で、給与費を468万円増額、経費を468万円減額するもので、総額の増減はありませんので、補正予定額はゼロでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の給与費を468万円増額し、6億3,256万円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、補正予定額468万円の増。

これにつきましては、給与改定に伴う給与手当の増額分を反映させた上で、当初予算で見込んでいた給与費を精査したほか、医師給につきましては7月に採用した医師と7月末に退職した医師の給与の差額分を増額、さらに年明け1月から採用する常勤医師1名の給与費を増額するものであります。

また、報酬の出張医報酬につきましては、月1回程度週末の当直をお願いしている医師の分を医療法人と委託契約する予定で委託料で予算を組んでおりましたが、医師個人との契約になったことから、同額を報酬に組み替えをするものであります。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

3目経費、468万円の減。旅費交通費100万円の増。医師採用に伴う赴任旅費であります。委託料568万円の減。内訳ですが、先ほどご説明しました出張医の診療業務を委託料から報酬に組み替えする分で634万円の減。

空調設備自動制御システム導入業務として66万円の増。これは病院内の電気の使用量を機器を設置して監視し、あらかじめ設定した電気料を超えそうなときは、冷暖房で使用している空調設備エアコンを自動制御で一時的に停止するというものであります。病院の電気代の基本料金は、過去12カ月の最大需要電力の中で最も大きい値で計算されることになっております。一度でも大きな値が出ると、1年間その値が適用されることとなります。このシステムを導入することで、最大需要電力を抑え基本料金の削減を図っていきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第80号平成28年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、あす12月2日から4日までを休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、あす12月2日から4日まで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時32分

平成28年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月5日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（11名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋	

○欠席議員（1名）

10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター 所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田 認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	浅井真介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

森博之

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長

小森力

係 長

鎌塚喜代美

開議 午後10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
11番 柚原千秋君
1番 船戸健二君
2番 齊藤徹君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

通告してあります2点について、一般質問をさせていただきます。
一つは、介護保険の新総合事業の実施についてお伺いいたします。
それでは、まず1番目のほうから質問させていただきます。
介護保険の要支援1と2のルール変更となり、要介護1・2についても変更の心配が取りざたされております。これに町として、各種対応の準備がなされていることは十二分に承知はしておりますが、具体的な取り組みや課題について、町長のお考えを伺いたいと思います。
一つは、介護保険がこの新制度によってどのようなことになるのか、お知らせいただきたいのが1点と、町民周知をどのようにしているのかについて、1点目にお伺いしたいと思います。
2点目については、事業は通常の介護給付からの地域支援の支援費という予算の中で執行されていくのではないかなと思うのですが、その財源充当ですとか、財政的な制度の変更があるのかなのか、そのことについて2点目はお伺いしたいと思います。

3点目については、事業の執行に当たり、新聞ですとかいろいろ町からのお知らせによりまして、ボランティアさんですとか、町内会とか、老人クラブなどにいろいろ期待されている面が多くあるようですが、現時点での見込みと申しますか、そのような見込みについていかがな執行状況かお知らせしていただきたいと思っております。

それから4点目、高齢者への総合支援ということではいろいろお考えだとは思っておりますが、家事支援ですとか、デイサービスなどの具体的な今回の変更の点以外にも、いろいろ必要な支援があるのではないかと申しておりますが、町としてどのようなことをお考えなのかをお知らせ願いたいと思っております。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の新総合事業(介護保険)の実施について答弁をさせていただきます。

ご質問の1点目の介護保険がどのようになるのか、町民周知を行っているのかについてお答えをいたします。

平成29年4月から、介護保険制度の改正に伴い、新たに介護予防、日常生活支援総合事業が実施されます。大きな変更点は、要支援1及び要支援2の認定を受けている方の訪問介護、ホームヘルプサービス及び通所介護、デイサービスが介護保険給付の対象から外れることとなり、介護予防、日常生活支援総合事業でサービスを提供することとなります。町としては、介護予防、日常生活支援総合事業の中で要支援1及び要支援2の認定を受けている方も、従前どおりのサービスが提供できるようにするとともに、ホームヘルプサービスやデイサービス以外のサービスも提供できる体制を整備をしております。

町民周知につきましては、昨年度から、ことぶき大学やボランティア、連絡協議会、老人クラブ等の集まりで、制度改正について説明をさせていただいております。さらに、社会福祉協議会とも連携し、先日15日には、道内の先進地である池田町社会福祉協議会の方を講師としてお招きし、地域支え合い活動推進講演会を開催したところであります。

2点目の財源充当はどのようになるのかについてお答えをいたします。

要支援認定者に対するホームヘルプサービス、デイサービスに係る費用につきましては、介護保険会計の中の介護保険給付費から地域支援事業へと移行します。財源は、介護保険給付費と同様に、国が25%、道と町が12.5%ずつ、第1号被保険者65歳以上の方は22%、第2号被保険者40歳以上64歳までの方28%の割合で負担となります。

3点目の現段階の見込みについてお答えをいたします。

今月12月2日に、有償ボランティアを養成するため、第1回目の地域ふれあいサポーター養成講座を開催いたしました。13名の方に受講いただき、有償ボランティアとして今後活躍していただければと考えております。今後、増加する高齢者の日常生活のニーズに対応

するため、有償ボランティア養成講座は継続して実施してまいりたいと考えております。

4点目の家事支援など、他の必要支援についてお答えをいたします。

介護保険制度において、提供できるサービスについては、厚生労働省で規定をしておりますが、議員ご指摘のとおり、高齢者の日常生活におけるニーズは、介護保険制度だけで充足させることは難しいと考えております。介護予防、日常生活支援総合事業において実施するサービス提供については、町で体制を整備するため、従来の介護保険制度において対応できない家事支援以外の多様なサービスの提供が可能となります。介護予防、日常生活支援総合事業は、団塊の世代の方が75歳となる2025年を見据えた事業であり、住民の方には制度の趣旨をご理解いただき、地域における支え合いの活動を広げていけるよう引き続き取り組んでまいります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

従前どおりのサービス提供を町としては、万全を期して行っていくというふうにお伺いしました。それで従前どおりなのですが、例えば認定のことですとか、それから介護保険料とか、地域支援費なんかも介護保険料の積算については積算されて、介護保険料は積み上げされていくので、従前とそういうふうな認定や介護保険料なんかのことについても、変わらないというふうに思っているのですが、そのようなことについてのまず認定や介護保険料についての制度のことについて1点目お伺いいたします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、制度についてのご質問ですので、その点についてご説明させていただきます。

西田議員おっしゃるように、基本的な考え方は介護保険制度の中で行われるということですので、大まかにはそういうことになっておりますが、若干違う点がありますので、その部分を解説させていただきたいと思っております。

まず、地域支援事業につきましては、現在は、介護保険制度の中の介護保険の給付費があるのですが、その中の割合が決まっております。例えば地域支援事業については、3%というような枠組みがございます。その中で予算の制限がされるということになっております。今後、制度が変わることに伴いまして、国においても3%の枠をあらかじめ変更するというような予定をしております。実際、ここにつきましては早くから取り組んだ自治体、あるいは来年4月から取り組む自治体等によって、若干、率は違っておりますが、概ね5%から7%程度までというようなことで推移していくというふうになっております。

2点目の認定についてですけれども、基本的な介護保険を利用する、介護給付費を利用するような場合につきましては、基本的に介護認定を受けていただくということになります。ただし、要支援1・2、今後、大樹町が創設しようとしております日常生活支援総合事業を

使う場合は、厚生労働省のほうで出しております要チェックリストというのがございます。これに該当すれば、そのサービスを使ってもいいよということになっておりますので、そういった形でのご本人、あるいはご家族の方がそういったサービスでもいいよという場合は、そういった形でのチェックリストを利用して、サービスへつなげていくというようなことで考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと済みません。給付費という言葉のあれが、あれですか、給付費というのは年間介護保険費として町が支出している3%の中では、従前どおりの財源的なことの国と道・市町村、それから65歳以上64歳以下の人の割合の負担の制度に財源的にはのって行くけれども、3%なり何%なり厚生労働省が決める部分以上に、例えば横出しの部分が多くなったら、その分は単費というふうに考えてよろしいのですか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

そのように考えてくださって結構です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お答えの中で、先ほど言ったような大きなフレームで、国のあれはなっているよというふうなものですから、費用的に何ぼ出ていってもいいのかなと思ったのですが、そのような制限があればサービス料というか、従前の人については既得権かもしれませんが、これからの人については大変受ける、今までは受けれても受けれないような、そういうふうなサービスの限界みたいなものがあるので、そこら辺は町として、今までの介護保険のあれでいけば、要支援1・2の人については大体1,800万円前後ぐらいの費用がかかっている、国のルールの中で補助金というか、そのような負担割合で入ってきたと思うのですが、町としてはそういうふうなどれぐらいまでの一般財源だったら、今の横出しの部分で対応できるというふうに、大きなスキームの中でお考えなのでしょうか。やってみなければわからないよと云えば、それまでの話なのですが。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

結論から言うと、西田議員おっしゃるように、やってみなければという部分があるのですが、実は西田議員が質問に触れています最後の部分で必要なサービス、実際、介護保険以外

の部分があるのではないかというようなお問い合わせがあったと思いますけれども、例えば今回、日常生活支援総合事業の中でつくっていくサービスには、介護保険の従来の対象にならないような事業というものもできるだけ取り込んでいって、高齢者の方の日常生活を支えていきたい、いければというふうに思っております。

例えば、高齢者の方でペットを飼っておられるような方で、ちょっと冬の間は外連れて歩けないので、誰か代わりにそういった散歩に連れていってほしいとか、そういうのは基本的には介護給付、今までのヘルパーさんとかも対応できなかったのですけれども、例えばそういった部分を取り込んでいくとかというふうにしていくと、サービス自体が広がると。ただ、一方では、それが今回、国の対象にしている日常生活支援総合事業の対象事業になるかどうかというところについては、さまざまな取り扱いがあります。今、そこら辺の部分についても国と道と調整中の部分もございます。

そういった意味で、サービスの全体量がどの程度になるのかということも、今の時点では正直わからないということになりますので、一般財源等も含めての推測はちょっと難しいというところをご理解いただければと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、有償ボランティアに参加していただける方ということで、今は13名受講していただいているようなのですが、お答えの中では、極力そのような有償ボランティア活動に参加していただきたいというふうに期待がにじみ出ているのですが、具体的に講習会の中で、そういうふうなことを社協の事業だとしても町の委託事業ですので、そういうふうなどれぐらいの方が参加していただけるかというような、そういうふうな人数みたいなことは把握されているのかということが1点と、同じ有償ボランティアですので合わせてお聞きしたいのは、有償ボランティアの、有償ですからお金払うというふうなことなのでしょうけれども、参加みたいのも、今、町としてはお考えの金額というのがあるのか、まずはその2点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

有償ボランティアにつきましては、議員おっしゃるように、できるだけたくさんの方に参加していただければというふうに思っております。今回13名ということなのですが、できれば今年度中にもう一度開催しまして、もう少しの方に登録していただけるようにということで、努力していきたいというふうに思っております。

実際、どの程度の方がご協力いただけるのかというのは、今後、できればモデルみたいな形で、今年度中に実施をしてみたいと思っておりますので、その部分で把握できればいいかなというふうに思っております、実際、どのぐらいの人数が参加していただけるかとい

うことは、現時点ではちょっと把握しておりません。

2点目の単価についてですけれども、池田町が実際この事例としては、先進的な事例としてやっております、30分でたしか200円ということで、池田町は実施をしていたというふうに聞いております。大樹町も大体そのくらいの目安かなというふうに思っておりますが、まだ、実際の金額については定めてはまだいない状況です。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お金、特に今回の地域ふれあいサポーター養成講座というふうなことで、無料にうたっていますし、次年度以降は必ず、ボランティアだから前提ということにならないことも承知というか、理解はできますけれども、そういうふうなことも申し込みの時点でご理解いただいて、受講していただくような、そういうふうな仕組みづくりが必要でないかなというふうに思っているのですが、一方というか、ボランティアだからということもありますけれども、町費たしか150万円、講座にかけているはずですので、大枚なお金ですので、そういうふうな費用対効果という言葉がいいかどうかはわかりませんが、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回やって、今回開催した講座は、ふれあいサポーター講座ということで、有償ボランティアの方ということで考えております。有償ボランティアということで考えているのは、頼むほうも頼まれるほうも有償ボランティアという、有償の部分で全て完結するよにということで、できればという趣旨を持って有償ボランティアというふうに考えております。

池田町もチケットのようなものでそれでやりとりをして、ボランティア、手伝ってもらったから後で何か届けをすとか、そういったことがないようにということで、池田町は老人クラブを主体にやっているというふうに聞いておりますけれども、大樹町は老人クラブ以外の部分でもそういうような形でできるようなことで、行政区とか老人クラブとか、あとはボランティア連絡協議会とか、そういったところにご協力を仰いで、要請をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

できれば、本当はボランティアの方々に、全て賄えるようなそういうふうな住民力といいますか、地域力があれば、それにこしたことはないのですが、あと、いろいろ要支援1、2

の方で例えば、事業所さんのほうにお願いするようなことも考えていかなければならないかなと思っているのですが、その事業所さんに対する何という言葉がいいのか、僕わかりませんけれども、報酬というのか、単価というのですか、それはボランティアさんで100%できれば、それにこしたことはないのですが、できないことも想定されますので、既存の事業所さんをお願いする場合の今までの単価とこれからの単価というのは、どのようなことを考えているのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

要支援1・2の方で、事業所をお願いするケースが、実際どの程度あるかどうかということも含めてなのですけれども、事業所の方というのは、基本的には専門職という方ですので、そういった専門職の方が行っていただくようなケースを今後はお願いしていくということになるかと思えます。単価につきましては、もちろんそこが安くなってしまうと、事業所さんのほうも困るということですので、当面は既存の単価、今、やっている従前の単価でお願いしていくということで考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

いろいろわかりました。さらに私も勉強してどういうふうなのが、自分も前期高齢者の一人ですので、もう少ししたら後期高齢者にもなりますので、これからも見守っていきたいと思っております。

それでちょっと、これからは大変申し訳ない言い方なのかもしれませんが、介護保険以外の制度で補って行って、高齢者の方にいつまでも住んでいただけるような、そういうふうな仕組みづくりを強化していかなければならないと思っております。それは人口対策ばかりではなくて、私も含めて生まれ育った町で終末期を過ごしたいと思っておりますし、この地で死んでいきたいなというふうに思っておりますので、そこでどんなことが必要かなというふうに自分が高齢者、80なり何ぼなりになったときに思っていることは、一つは住宅のことで、サ高住は私も承知しておりますけれども、例えば非常にコストも高いので、サ高住のようなものというふうにしておきます。

それから、あとボランティアさんの活動も以前、私、一般質問の中でエコマネーの話もしたのですが、池田町の講習会にも私出させていただきましたので、地域通貨というか、エコマネーと言えばエコマネーのようなものだなというふうには思っておりましたけれども、そういうふうなものというふうには思っております。

あと、コミバスといいますか、コミュニティバスなのかコミュニティタクシーなのか乗り合いタクシーなのか別だけれども、そういうふうな足の部分の確保とか、本当に総合された

そのもの、もちろん老人クラブの活動がもっと活発になるとか、いろいろそうやって元気に外に出て行っていただけるというふうな活動も、本当に総合力でないかなと思うのですが、町長、各論ではありませんので、今、お話ししたようなことについての実現性や方向性について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまご質問の内容は、介護保険の事業に係る要支援も含めての答弁をさせていただいているところであります。関連もございますので、介護保険制度以外の町の高齢者対策、今後の対応についてのご質疑をいただきました。

議員ご指摘のとおり、今後、介護保険事業にかかわらず高齢者の方に健やかで、お元気で長く大樹町で生活をしてお暮らしをいただくということは、町にとっても、そして医療費の負担の関係にとっても軽減を図るということは、大切な方策であるというふうには考えております。全ての部分に、いろいろな部分で対応が必要かなと思います。今、議員がご指摘のとおり、住宅の関係、または足の確保の関係、さまざまな課題があるというふうに思っております。

今年度から予算をお認めいただいて、少しでも多くの方々が町のほうに出向いて、引きこもらないで活動していただけるような取り組みも、新たな取り組みをスタートさせていただいているところでありますし、その中でポイントを付与するというような対応も、既にさせていただいているところであります。今後、どういう形で、さらに活動的に生活をしていただけるかという対応については、いろいろな部分でしっかり対応していかなければならないかなというふうに思っておりますし、住宅の関係も街なかに公営住宅をつくっていく、または完全なサービス付サ高住だといろいろ費用負担等もありますので、どういう形で町がそういうサービスを提供できるような誘導できるかということについても、今度は進めていかなければならない課題かなというふうに思っております。

今後の高齢者対策、特定の部分だけをやればよいということではありませんので、全ての町の事業に対して、今後、高齢者対策をどうしていくかということは、非常に大きな役割かなというふうに思っておりますので、全ての事務事業とは申し上げますが、今後、町が進める中で高齢者に対する事業をどういうふうに盛り込んでいくかというのは、非常に大切な役割だというふうに思っておりますので、具体的に今これをこうということは申し上げますが、あらゆる部分でそういう思いを持った中で、町政を進めていくということが必要だと十分感じております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

この部分で、最後のことで苦言というか、になってしまって大変申し訳ないのですけれど

も、前にも初任者研修といますか、やっていく部分で言葉は悪いのですが、事業者の方に丸投げというような形で150万円かかっておりますので、全部が全部町の職員で昔のようにやったらいいということは、いろいろ制度も変わっているのしょうから、できないことも理解できますけれども、それぞれ職員で講義を持っていただけるようなそういうふうな部分もあれば、150万円が100万円で終わるかもしれませんし、50万円で終わるかもしれませんし、その分の浮いた財源、介護保険の横出しの部分にも充当できるのではないかなと思うのですよね。

なぜできなかったかということは、忙しかったからというお返しいただいておりますけれども、広尾もそのように職員だけでやっているような状況ですので、次年度にはぜひ、講師資格が町職員、全てにないとかということでしたら、それはあきらめますけれども、講師資格があるのだったら、ぜひそういうふうに初任者研修やっていただきたいことが1点と、あともう一つ。

自分も職員であって、大変言いづらいことなのですが、ボランティアさんにフル活動していただきますので、町の職員についてもぜひぜひ町内会の中で、役員やるのも一つのボランティアでしょうし、安否確認のメンバーになることもあれですし、買い物のちょっとおつき合いに近くのおじいちゃん・おばあちゃんを車に乗せていくのも、それもボランティアの一つだと思いますので、ぜひ初任者研修のことと職員さんのそのような出動をお願いしたいと思うのですが、無理でしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま2点ほどご質疑・ご意見をいただきました初任者の研修、介護の初任者研修のことをご発言されたというふうに思います。今年度から町民対象に、高校で介護の初任者研修事業を行った、その事業を推進するに当たって、今年度については民間の方のお力をかりて研修を行っているところであります。

私どもとしては、若い方、高校生ですけれども、または親御さん、そして町民の方が初任者の介護の力をつけていただく、それが地域にとって大きな力になっていくということもありますので、今後も続けていきたいというふうに思っております。その研修のあり方、予算のかけ方ではありますが、今年度は民間の方をお願いをしたという形で、事業を展開をしているところであります。

可能な部分を職員で賄うというのは、それは方策としてはあるかなというふうに思います。今後、可能な部分があれば、職員のかかわりを増やす、または職員のスキルのアップにもつながるといようなこともあるかと思っておりますので、やっていくということは必要、検討は必要かなというふうに思っております。ただ、限られた職員で通常の業務を行っているといようなこともありますので、可能な部分については検討をさせていただきますが、今、ここで来年度以降の初任者介護の研修のあり方について、明言することは避けさせていただきます。

きたいというふうに思います。

2点目の町内会等への職員の役割であります。通常の町内会活動も含めて行事等に、町内会活動に職員も積極的にかかわるようにしましょうということは、常日ごろから私、そして副町長からも事あるごとに話をしております。今後、どういう形でかかわりが進められるかは、それぞれの個々の職員の思いもあると思いますが、町としては今後もまちづくりの一員となれるような職員のあり方、地域のあり方については、積極的に進めていきたいと思っておりますので、どういう形でできるかはありますが、今後もその思いは常に、そしてこれからも一緒だということで、町内会活動に対する職員の役割についても、かかわり方についても私どものほうから申していきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

本当は、これで終わろうと思った。1点だけ、職員、忙しいというようなことでのお話なのですが、それぞれ町民の方もボランティアでも誰でも、暇で暇で暇でボランティア活動とか、暇で暇で暇で町内会活動といいますか、やっている人はそんなにいないと思っておりますので、職員さんばかり忙しいということはないのではないかなというふうにも思っておりますので、そういうふうなところのご認識も今後いただければというふうに思っております。

次、よろしいですか。

○議 長

次の質問に移ってください。

○西田輝樹議員

それでは、2点目の農業振興策についてということで大きく、これ一つずつが一般質問の題になるというようなそういうふうなあれですので、ちょっと確認的なことになると思いますが、よろしく願いいたします。

本町の基幹産業の一つである農業については、世界経済や国内産業構造の変化など、厳しい状況にあると認識しております。日々日々、地域としても足腰の強い農業を実現していくような、そういうふうな地域社会になっていかないと、これからの経済社会に生き残れないと思っておりますし、本当に言われておりますような地域の崩壊も、現実的なものとなるようなことを心配しております。そのようにならないために、日ごろ話題になっている点についての対策について、執行状況と課題について、町長のお考えを伺いたいと思っております。

一つ目は、後継牛の確保の状況と課題。

二つ目は、しっかり経営していく一番のもとになると思われる飼料の生産状況についてお伺いしたいと思います。

3番目は、農業の担い手の就農状況についてお伺いしたいです。

4番目は、農業に係る革新的な技術導入の大樹町における状況についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご質問の農業振興策についてお答えをいたします。

1点目の後継牛の確保の状況と課題についてであります。全国的に乳用雌牛が減少傾向にあり、また個体販売も年々高くなっている状況となり、後継牛の確保が困難な状態にあると認識をしております。こうした現状を踏まえ、町では乳用牛の増頭と優秀な後継牛の確保を効率的に行うために、雌判別精液を活用した雌子牛を生産、保留した農家を支援する町単独事業の雌判別精液産子確保事業を平成27年度から実施をしております。ことしで2カ年になりますが、町内の酪農経営96戸のうち約3割の27戸が利用しており、後継牛も増えている状況にあります。

また、肉用牛経営につきましては、町の単独事業であります和牛繁殖増頭支援事業により、増頭支援対策を同じく平成27年度から行っております。町内の肉牛農家50戸のうち、増頭を行った6戸が対象となり、大樹町全体の後継牛も増頭している状況です。今後も後継牛の確保、畜産経営の生産体制の確立・強化のために、支援を続けてまいりたいと思っております。

2点目の飼料の生産状況ですが、本年8月に連続して襲った台風に伴う大雨と強風の影響で、町内の牧草やデントコーンが被害を受けました。また、今年は長雨や日照不足など天候不順も重なり、自給粗飼料の品質の悪化や収量が不足し、生産乳量の低下など、今後、畜産経営の悪化につながることを危惧をしております。大樹町ゆとり農業推進会議の収量調査によりますと、今年の収量については牧草は平年並み、飼料用トウモロコシについてはかなりの減産となりました。

町内の飼料作物の作付面積は約9,500ヘクタール、そのうち牧草が7,900ヘクタール、飼料用トウモロコシが1,600ヘクタールとなっておりますが、今年のような天候不順に備えて、今後も草地整備や草地更新、排水整備、土壌診断を活用した土壌改良などに対して支援をしていかなければならないと考えております。

3点目の農業の担い手の就農状況についてですが、農業従事者数は平成28年で624名となっており、年々、減少傾向となっております。また、新規就農者は過去5年間で2名にとどまっている状況となっております。

4点目の農業に係る革新的な技術導入状況についてですが、農業分野においては、さまざまな形でICT・情報通信技術が利用されてきておりますが、町内ではGPSガイダンスや自動操舵装置の導入が進んでおります。GPSガイダンスとは、GPSによりトラクターの正確な位置を測位して、リアルタイムにモニター表示し、農作業を行う際の走行経路をガイドする、いわば農作業用カーナビとも言えるシステムであります。また、自動操舵装置は、作業機を走行ラインに自動で高精度に操舵するもので、オペレーターは目の前の作業に集中

することが可能となるものだと聞いております。今後、ICT技術が広く活用され、作業の合理化などにより生産性の向上や栽培管理の精密さによる品質の向上、自動化による省力化や低コスト化が収益の改善となり、持続可能な農業につながるものと期待をしているところでもあります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

一つずつが大きなテーマですので、ちょっと確認させていただきたい事項があります。精液で雌を産ませるようなX液とかという方式でも呼ばれているみたいですが、利用戸数27戸ということなのですが、一つは農家のうちの所有、27戸の所有の赤ちゃんの産める牛、全部が利用しているわけではないと思われるのですが、そこら辺の27戸の農家さんで、どの程度の所有頭数の割合で今の雌の判別ですか、精液の確保事業に乗っているのでしょうか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今回の雌判別精液の事業におきましては、全てがこの事業の対象となっておりますので、27戸の方が、この事業に基づいて生産されているというふうに認識をしております。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

済みません。個別の内訳については、申し訳ございません。今、資料ございませんで、わかりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ちょっと少し調べてみたら、何かそういうふうな精液というのは、加工した精液というのは受胎率も落ちるのだよということで、農家の方のリスクもあることがわかりましたので、全部が全部100頭いたら、可能な頭数が100頭が全部というのは、難しいかなというふうには思っております。

あともう一つ、増やす方法、もちろん牛を買ってくる方法もあるのかもしれませんが、受精卵移植なんていう方法もあるかと思われるのですが、そういうふうな方法というのは検討されたことはあるのでしょうか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

受精卵移植ということでございますけれども、現段階では事業化ということは考えていませんけれども、関係機関の意見聞きながら、今後、進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、生乳の生産量は10万トン程度というふうにして思っておりますけれども、昔は酪肉近計画とか何とかというので、何年ごとかの計画があるのですが、飼料生産についてのことでちょっとお伺いしたいのですが、目標トン数みたいのは平成何年に何万トンというような町で計画はお持ちなのでしょうか。そういうふうな目標の数量があるとしたら、今回の町長のご答弁の中では、本年度の作柄のようなことが中心にお答えいただきましたけれども、そのような計画に対応できるような面積というか、現在の9,500ヘクタールの中でそのような計画が実現できるのか、ちょっとそこら辺の将来計画と今の飼料面積のことについての関係でお伺いしたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

大樹町酪農肉用牛生産近代化計画でございますけれども、いわゆる酪肉近でございますけれども、平成28年から平成37年までの計画でございます。37年の目標数値でございますけれども、約14万トン、目標となるよう計画をしております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

14万トンと言ったら、今、10万トン前後というふうに思われたら、相当必要なあれで、聞いたかったことは、例えば後からもちょっとお話出る時間があればあれですが、例えば林地開発してとか、いろいろ公の公有地を林地開発のほかにもすれば、公有地の開放とかいろいろそういうふうなことも必要でないかなと思っておりますが、そこら辺。

今、ここで反何ぼ、何トンとれるから何ぼ何ぼと、将来技術が例えば今何トンのものが1.5倍、草がとれますという技術開発も夢ではないのかもしれませんが、現況からいったら相当面積とトン数のあれば、僕も畜産係にいたことがないのでわかりませんが、素人目にも相当無理な、無理と言ったらだめですね、相当厳しい数字かなと思うのですが、町長、例えば何か別な方策をしなければ、この14万トンにいかないのではないかなと思われるのですが、ちょっと頭出しでもしていただければ。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、説明の中で担当の課長のほうからも申し上げましたが、平成37年を目標としている酪肉近の数字が、大樹の生産乳量が14万トンであるということ、ちょっと正直今聞いて驚きました。今、原乳で10万トンに到達するかぐらいなレベルでありますので、そういう意味では、さらにこの14万トンという目標まで、どういう形で生産を伸ばしていけるかというのを考えておりましたが、なかなか厳しい状況にあるかなというふうに思います。

一番の要因は酪農家戸数が減少しているというのが、非常に大きな原因だと思いますし、今現在の飼料基盤、餌の生産できる面積では今の頭数が限界、今の乳量が限界なのかなというふうに思っておりますので、14万トンまで伸ばすということになれば、やはり餌の確保というのは非常に大きな要因を占めるかなというふうに思っております。

今後、仮に草地、または飼料畑を増やすということでも既存の土地からの、農地からの、畑作からの、畑地からの転用、または新たに農地を増やすというようなことが必要になってくるというふうに思いますが、なかなか可能な林地であるとか山林・原野等もそんなにそんなにないという状況にありますので、正直この14万トンという到達について、飼料畑をどういうふうに確保していくかというのは、大きな課題であるかなというふうに思っております。

ただ、昨今、飼料面積の中で総体の9,500というのは、そんなに大きくは変わってないと思いますが、内訳で飼料トウモロコシが増加してきているというような傾向は、私どもの草地比率を見ても増えてきているというふうに思っておりますので、そういう部分での飼料の確保の方策は、進んでいるのかなというふうに思っているところではあります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あともう一つ、確認させてください。

搾乳ロボットですとか、GPSを利用しているトラクターの導入実績とか、または町なり農協なりと誘導するような、そういうふうな政策の誘導ということがなされているのかをお聞きしたいと思います。現行、搾乳ロボットは、もっとぐるぐると回るやつは何というのですか、大きな農家の、パーラーというのですか、何かそういうふうなやつも昨年あたりから売り出しされているということなので、まだこれからはもっともっと普及していくと思うのですが、現行の搾乳ロボットの利用農家数と、今のGPSトラクターの導入状況についてと将来計画が、あれば教えていただきたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

搾乳ロボットの町内の導入状況でございますけれども、三つの農場で現在、導入をしております。また、GPSガイダンス、自動操舵装置の導入状況でございますけれども、現在、12軒で導入が進められております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それで町長、今、1点から4点目のこと、相当数こういうふうなことがやったら前へ進むというような提案をひとつさせていただいて、終わりたいと思っております。

経済常任委員会で、浜中町ですとか、別海町というところに視察に行かさせていただきました。浜中町では、全国で初めてというようなことが確実に2点ほど頭出しされておりましたし、別海町についても、全国で初めてというようなことを自慢げに農政課長さんがお話になっていましたので、何かというと実習牧場というのがありまして、4,000トンぐらいのそこでは3年間の、実習牧場なんかをやることによって、一つは今、問題になっていると思われる光地園牧場なんかも下の公社というか、育成牧場さんと、本当は土地売ってもらってギガファームでも経営できればいいのしょうけれども、なかなか相手のあることから、例えば共同経営のようなことのお話でもされたら、育成牛も生産できますし、それから先ほど言ったような担い手のトレーニングもできます。

浜中町では、実習牧場に3年間まず入っていただくそうです。そしてあとの2年は離農しそうな農家に、その方が農協で派遣して、実質その方が農業経営を担うようなそのレベルのことを試すそうでございます。全部が全部ではないのしょうけれども、そうして酪農ヘルパーさんになれる方がいるし、自分で経営される方もいて、人材確保という面では非常に有効に活用していて、浜中町では45、6軒、新規就農を何年間の中で、10年間ぐらいの中でいたうちで、離農された人は2軒だそうです。1軒は心臓病になられて離農されたのと、もう1軒もご病気で離農された説明を受けましたけれども、そういうふうな大変、それはどんな方法でもいいのですけれども、一般財源、光地園牧場なんかでも非常に投入されておりますし、それから今お話したような新しいような技術も、そういうふうな牧場だったらいろいろ農水省の補助金なんかもうまく活用できれば、ギガファームをつくることも夢でないですし、雇用の面でも人が大樹町に住んでいただけるように、そういうふうなきっかけづくりにもなるかと思うのですが、そういうふうな考えについて、町長、長期展望といたしますか、いろいろ農業振興としての具体的なことをお話しましたけれども、そのようなお考えとかなったらいいなというようなことの熱き思いがあれば、ここでお話をいただければというふうに思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議会の委員会でご視察をされました、浜中町と別海町のお話をいただきました。浜中町の実習農場については、以前からそういう活動を地域で取り組んでいると、農協と町と一緒にあって取り組んでいるということで、農場の中身については私も研修等で見させて

いただいたことでもありますので、承知をしているところでもあります。

また、別海町だと思いますが、農協と企業等で法人をつかって農場経営、酪農経営をしているというようなこともありますので、そういう先進的な取り組みについては、大樹町で導入可能なものについては検討していくということも、今後の大樹町の酪農経営、農業経営の持続性・継続性にとっては大切なことかなというふうに思っております。

光地園牧場、ご承知のとおり、頭数が減っているというようなことで、経営的には従前のような形ではなかなか回らない状況にあります。町内の後継牛を育成するという役割という部分では、大樹町の町営牧場が果たす役割というのは、大樹町の酪農にとっては大きなものがあつたかなというふうに思います。今後、それをどうやって活用していくかということでは、いろいろ町としても牧場の運営委員会等を通じて検討しているところでもあります。

酪農経営の中の一部を町営牧場が担うという部分では、保育を行うという選択肢もあるというふうには思っておりますが、何分高いところにあるというようなことで、大樹町の下のところよりも冷涼な気候であるというようなことも踏まえて、あそこに子牛を持って行って保育をするというのは、ちょっと正直、子牛のためにとってもよくないかなというふうに思いますので、今後、町営牧場の役割については、どういうことを今後進めていくべきかというのは、関係者、そして生産者の皆様とも、協議をしていかなければならないかなというふうには思っております。

もう1点、大樹町には、農業公社の育成牧場がございます。ご承知のとおり、私が言うまでもなく拓殖実習場ということで、北海道に農業の担い手を学ぶ場としての活用して、多くの方々が拓殖実習場を卒業されて、北海道で営農を続けております。今、現在、北海道の土地を農業公社が借りて牧場経営をしているという状況にありまして、今現在の経営は非常に牛の高値等もありますので、公社としての経営はうまくいっているというふうにはお聞きをしております。

ただ、尾田地域のほぼ真ん中と言っていいところに広大な土地があるということ、それが公社としての今、経営がなされているということ。今後、それを地域の重要な財産場としてどういうふうな活用が望ましいかということころは、地元としては地元の考え方、私、そして農協ほぼ同じ考え方でおりますが、どういう形でやっていきたい、いくべきかということころは、それぞれで思っているところがございます。

ただ、いかんせん北海道の土地でもありますし、農業公社が今現在、あそこで牧場という形で、北海道の酪農経営・畜産経営に、大きな一助となるような経営も行っているということもありますので、今後についてはどういう形がいいかというのは、私どももぜひ機会があれば、公社のほうに出向いて私どもの思いもお伝えをして、今後、一緒に相談させてほしいというようなことは、あつてもいいかなというふうに思っております。

北海道、そして農業公社、そして地元の町、農協、生産者がみんないい方向に行けるような、ウィンウィンの関係が保てるような、そしてこの育成牧場がまた新たに北海道の後継者の育成の場、北海道の農業の担い手をつかっていく、そういう役割を持てるような活動がで

できればなという思いは、私個人的には持っておりますので、そういう方向について検討の値があるのであれば、価値があるのであればぜひ公社のほうとも、北海道のほうとも話をしていきたいなというふうには思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

続いて、11番柚原千秋君。

○柚原千秋君

先に通告しました大樹町の保安林の現状と耕地防風林の必要性について、町長にお尋ねしたいと思います。

8月17日の暴風雨、台風7号なのですが、大樹町を襲って、その後の相次ぐまた台風が追い打ちをかけるように、大樹町の防霧の前衛前線でもある海岸一帯の保安林に甚大な被害をもたらし、無残な光景と台風の恐ろしさを目の当たりにしまして、その重要な役割からして、早い現状の回復を望むところであります。今後の対策についてお伺いします。

まず、大樹町の保安林の復旧計画は、また、大樹町には何カ所の保安林があるのか、それらの被害の有無及び樹種は何なのか。

それから二つ目、最近、特に減少傾向にある耕地防風林の必要性はどうかということについてお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

柚原議員ご質問の大樹町の保安林の現状と耕地防風林の必要性についてお答えをいたします。

8月の相次ぐ台風の接近で、太平洋側からの暴風や高波が押し寄せ、海からの南南東の強い風が襲い、町有保安林を中心に風倒木による甚大な林業被害が発生をしました。北海道では8月の台風による森林災害を気象災害として指定したことから、被害木の伐倒作業が公共

造林事業の特殊地こしらえで被害木等の整理で実施することが可能となったため、この事業を活用し、早期に復旧を図っていきたいと考えております。

1点目の大樹町の保安林の復旧計画は、また大樹町には何カ所の保安林があるのか、それらの被害の有無及び樹種についてであります。復旧作業につきましては、旭浜地区では北海道に要望しました旭浜地区小規模治山工事が採択され、被害木整理を進めているところであります。旭浜地区以外の被害地においては、一日も早い復旧に向け復旧計画を作成し、計画的に復旧を図ることとしております。

次に、保安林の箇所数ですが、町内には日方や中島、生花、晩成地区などが保安林に指定されており、その数は1,008小班となっております。今回の台風では、保安林の中でも特に防霧保安林、暴風保安林に風倒木被害が発生し、特にカラマツ・トドマツなどの高齢林の被害が多く、根むくれや幹折れといった被害状況となっております。

次に、2点目の減少傾向にある耕地防風林の必要性についてであります。春先の強風により播種した種子が飛散したり、飛び土による農作物の形状の損傷、根の露出、埋没など、その後の生育に大きく影響するような風害を防ぐため、十勝では入植当初より風害防止を第一の目的とした耕地防風林が、広く造成をされてまいりました。しかしながら、耕地防風林は耕地面積の拡大を阻害し、日陰をつくり、作物との養水分の競合を起し、作業能率を低下させ、病害虫の棲家になると言われております。また、北海道のような寒冷地地域においては、積雪の吹きだまりを発生させ、融雪を遅らせ、春耕に影響すると懸念もされております。近年の農業作業機械の大型化とともに、耕地防風林は農作業を妨げる存在と見られ、伐採されつつある状況となっております。

このように耕地防風林には、さまざまなデメリットもありますが、その効果を比較すると、明らかにプラスの部分があり、デメリットについてはその対策を行うということで、今後、最大限の耕地防風林の効果を引き出すことが可能であると思っておりますので、今後も耕地防風林については、普及に努めていくことが大切と考えております。

○議 長

柚原千秋。

○柚原千秋議員

今のお答えの中で、私の認識不足か知りませんが、耕地防風林、保安林ですね、保安林というのは公的なものかなと思っはいるのですけれども、そればかりではないのでしようけれども、全町的に1,008あるということなんでしょうかね、浜重点に、海岸地帯重点にあるということなのか。例えば、こういう段ということでしょうか、自分の農地であっても、こういう段のようなところ。何か聞くところによると、自分で勝手に木を切ることにならないのだと、切ったら植えなければならないのだとかというような規制もあるということなのですが、その辺。本当に1,008なんて、全町的にあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

この1,008というのは、大樹町に所在しています地域森林計画、北海道で定める森林なのですが、林業上の地番と言われるもので、これは小班という形で区切っております。この1,008というのは、大樹町全体の小班数でございます。

以上です。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

例えば、尾田清水・大樹線、いわゆる清大線ね、工藤公園と大和地区との中間ですね、あそこ私たち中学校のとき草刈りなんかも、植林もしたのだったか、小学校のときのことで、もう50何年前の話で忘れちゃったけれども、草刈りに行ったような記憶あるのですが、あれが清大線から北2線ぐらいまで行っているのかな、ああいうとことか、それから昔の旧国鉄の線路の線路沿いというのでしょうか、そういったものも保安林になるということののでしょうか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

尾田地区のところにつきましては、町有の保安林ということで暴風保安林と、たしか指定がされているかと思えます。鉄道用地につきましては、それぞれ保安林には暴風保安林、または防霧保安林等のそれぞれの目的がございます。その目的に沿った中で、北海道もしくは国のほうで指定しているのが保安林でございます、鉄道用地については一部保安林に指定されている箇所もありますけれども、ほとんどが保安林の目的になっているところについては、保安林という形になっておりますので、鉄道用地の部分については、多分、一部の部分のみ保安林の指定になってございます。

以上です。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

私、物好きというか、身につまされている。大樹沿岸濃霧地帯だということで、我々畑作農家は非常に濃霧が敵というか、恐れ、不安なのですよね。半月ほど前に、旭浜地区の被害地を再度、私ひとりで向こうのほうに用事があったものですから、行って見してきました。浜辺の成長も早いと言われる、正式な名前わかりませんよ。私、朝鮮五葉、朝鮮五葉と教えられているものですから、足の踏み場もないほど風倒のダメージをあったにもかかわらず、その傍らに自生の雑木、例えばハンノキだとか、カシワだとか、それがぐるっと回って皆さんで視察に、調査というか、被害調査に行ったときも、こっちから入って行って、ぐるっと回っ

て出てきましたよね、大きく回って、あの辺も私、もう1回見たのです。そうすると、そこも同じですよ。ところが、そこに植林されたと思われるアカエゾだと思うのですけれども、そのどのぐらいのものか知りませんが、若い木ですね、それらには被害は少なかったように見えました。

本当に自然の不思議というものを私は感じたのですが、そこで数年前に木工場経営をリタイヤした木材のプロの方に、木の特性を聞いてみました。そうすると、朝鮮五葉は材質が柔らかく、建築用材としての価値は低いと、したがって用途も限られているということでありました。ですから、私もこういうものを持っているのですが、木材辞典書持っているのですが、この中には残念ながら朝鮮五葉なんていうのは入っていませんでした。

大樹町は、私、先ほど申し上げたように、初夏にオホーツク海方面から吹いてくる冷たい北東の風、つまり山背なのですよ、山背風なのですよ。これは広辞苑やその他の国語辞典で調べてみたのですが、霧や小雨を伴ってしばしば冷害の要因ともなると。オホーツク海方面から吹いてくる冷たい北東風、しばしば冷害の原因となると、それが東北や北陸地方にまで及ぶのだと、特に私たちのような畑作農家を悩まして苦しめるのですよね。雨にも負けず、風にも負けず、宮沢賢治のあの詩の中でも、寒さの中おろおろ歩きというのですから、多分このことを言っているのだ。そういう本当に寒いとき、ちょうど私たちはビートの初期のころとか、それから蒔きつけ頃ですね、ほかの作物の、本当に寒いのですよ。海岸沿いに萌和山ぐらいの高い山があったら、これ来ないだろうなと思ってみたりするぐらい寒い。

国や道では私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定していると、今後、復旧に当たり厳しい環境、自然環境に強い樹種を希望するところでもありますけれども、その選定は決まっているのでしょうか、一つ伺いたいします。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

旭浜地区の保安林でございますけれども、今現在、被害木整理という形で作業が進められております。ここにつきましては、海岸線ということで北海道の事業において行われておまして、さらにこの伐採後、北海道にて植栽をする予定というふうになってございます。樹種の選定につきましても、基本的には北海道が適地・適木という観点から、樹種を選定しておりますけれども、今回、木については朝鮮五葉松が多大な被害を受けたものですから、今後、そうならないよう町としても、樹種選定にはかかわっていきいたいというふうを考えてございます。

しかしながら、あくまでも植栽するのは北海道でございますので、北海道を選定したものが、また移植されるものかというふうに思っておりますけれども、被害に強いということで、町のほうとしてもそういった形で、道のほうに要望していきいたいというふうに考えてございます。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

非常にショックを受けたということなのですが、恐らく耕地保安林としての機能が発揮するには、30年も40年も最低かかるのだと思いますけれども、どうか百年の計を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、耕地防風林のことについてお聞きいたします。

私のことを言ってなんなんですが、私の農地にも農地の中に、少ない農地なのですが、10カ所ほど耕地防風林、植えてあります。私、植えたのではないですが、中には今では珍しいのでしょうか。コガシワの防風林もあるのです。それから、コガシワの生息地帯だから、何箇所かそういうのがあるのですが、あとはカラマツ、アカエゾ植えて、トドマツを一番東側に植えたのですが、これは私も失敗しました。カラマツが成長早くて、エゾマツのほうが遅いものですから、たたかれるのですね、そういう失敗もして今、悔やんでいるのですけれども、そんなこともあって、でもそれぞれの役割と効果は果たしていると、自分では思っているところであります。

ご答弁の中にも多くのデメリットもありました。春先、耕期から作物の播種期にかけて、このメリット、メリットからいきますよ。春先の耕期から作物の播種期にかけて表土、表土の飛散を防止する。場合によっては、昔、昔でなくても畑作地帯と、場合によっては道路の側溝が埋まるぐらい吹きだまるというのは、何も珍しくないですから、私も実際に見ているのですが。表土1センチつくるのですよ、確か専門家は30年かかるというようなことを言っていたような気が、そのぐらい農家にとって表土というのは、私は大事なもののなだと思っと思っています。大樹町でも小麦500ヘクタール、デントコーンは組合長は、今年は1,700町になったなというふうなこと言っておりましたけれども、いずれにしても風のリスクには、風のリスク、つきものなのですね。ちなみに今年の小麦は、昨年に対して3割、デントコーンで約5割というような収穫量と聞いています。それは多分、風の影響もあったのではないかなというふうに私は思っております。

そのことから私は300間ごと、300間ごとに2列ぐらいの木を植えても、別に2列植えたとしても2間ですから、2反歩なのですよ。300間隔30町のうちの2反と言ったら数%でしょう。そのぐらいは、私はいいのではないのかなと。防風林も300間あって、少しそこで風弱らせて、また300間からまたそこで風来て、私は弱るような気がするのですよね。特に畑作地帯、更別から中札、それから帯広の清川あたりの日高の山のおろし、これはやっぱりすごいのですね。見ていると、木も植林したカラマツなんかの防風林も、こういうふうに当たって曲がっているのですよ、よく見たら、なるほど風強いのだなというふうに私は感じて来ました。私も帯広へ行くときは高速とか国道ばかり、根が農家なものですから、作物見たりとか何かいろいろなものを見たくて、何か山の中に入るのですけれども、今、ほとんどアカエゾマツを2列ぐらい植えて、そして、それを枝打ちもして、そのぐらいの人だから下もきれいにして、景観すばらしいなと思うし、これやっぱり十勝の風物詩ではないか

など、私はよく言われたのです。風物詩だと、十勝の防風林ね、整然としたところに植えている防風林ですね。大樹町でも手入れされたエゾマツの、アカエゾマツの手入れされた保安林が散見されるようになってきました。

ちょっと話はまた変わりますけれども、今年度、新たに林業担い手推進員地域おこし協力隊が1名採用されております。また、大樹町5期総合計画があるのですね、耕地防風林などの身近な森林の整備とあります。大樹町の基幹産業、基幹であります農林水産の中でも再生可能の高い林業についての、林業振興についても覚えているのでしょうか、町長にお聞かせいただいて私は質問終わらせたいと思っているのですけれども、よろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

柚原議員から、保安林、また耕地防風林の必要性等についてのご質疑をいただいております。

保安林につきましては、先ほど担当の方のほうからも答弁を行いました、特に旭浜地域における防霧保安林の役割大きなものがあるというふうに思っておりますので、樹種等については、北海道が事業主体ではありますけれども、適切なものぜひ北海道のほうに要望させていただきたいと思っておりますし、林業経営全般にわたって百年の計という長期な思いは必要だというふうに思っておりますので、しっかり町のほうとしても経済林としての林業の木材の活用については、長いスパンを持って進めて行ければなと思っております。

耕地防風林の関係でありますけれども、議員の皆さんもご承知かと思っておりますが、今、下大樹と東和の下段の国道の両側が、耕地防風林が伐採をされました。どなたが切ったのか、ちょっと私は存じておりませんが、牧草地、草地として活用する部分で作業の効率化、または圃場の大型化等の影響なのかなというふうに思っております。今まで見れなかった風景が見えるように、かなり遠くまで見えるようになったというようなことも含めて、今後、どういう影響があるかなというのは、ちょっと見守っていければなというふうに思っております。

道路という部分では、畑の際に植わっている防風林、耕地防風林等が道路に積雪、吹きだまりを防止するというような効果もあるというふうに思っておりますし、反面デメリットでは直近にあれば日陰になってしまうと、アイスバーンになるというようなこともありますが、そういう部分であそこの地帯が、今後、どういう冬場に含めて影響があるかなというのは、注視していきたいなというふうに思っております。

確かに、十勝の風物詩として耕地防風林が果たす役割というのは、景観上は大きなものがあるというふうに思っておりますし、帯広空港に飛行機でおり立つときに、耕地防風林に囲まれた十勝の畑作地帯を見ると、帰ってきたなという思いも私も強くしますので、景観の部分では非常に十勝らしさという部分では、効果があるかなというふうに思っております。

大樹町の地域の資源として木材の活用、または林業の振興は、大きな重要な項目だという

ふうに思っております。先ほど、300間に2列ぐらいの耕地防風林が適切だというようなご意見もありました。確かに、畑作地帯にとっては耕地防風林の役割というのは、非常に大きなものがあるというふうに思っておりますし、私も春先の風の被害で、ビートが大きな被害を受けたということも何度も経験をしておりますので、耕地防風林の役割はあるというふうには思っております。

今後、どういう形で大樹町耕地防風林について振興していけるかというところは、生産者それぞれ皆様の思いもあろうかなというふうに思っております。ひょっとすると酪農家の皆様は、牧草地にはそんなに必要ないという思いがされるかもしれませんが、個々の経営の部分でのかかわりがあるということもありますので、大樹町全体での耕地防風林の進め方というか、振興策については、また生産者の方々とご相談させていただいて、町として何らかの支援ができるものがあれば、検討をしていきたいなというふうには思っております。

ただ、私どもの思いと先ほどお話のとおり、冬にかけて耕地防風林が伐倒された、伐倒しているというようなことも含めて、生産者の皆様のご意向も含めてご相談、相談させていただければなと思っております。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

これ最後にしたいと思うのですが、まだちょっと言い足りなかったのです。

ここにですね、私もこれ不思議だなと思っているのですよ。南北に防風林ある、耕地防風林あると、雪解け一番早いのは防風林の東側なのよね、何でこんなに早いのかなと。やっぱりそれほど北風が冷たいのか、寒いのか、そこで吹きだまるから雪の量が多いのか、そういうこともある。

私、300間と言ったのは、300間のところには必ず号線、道路があるがあるのでしょうか、6間でしょう、幅。そうしたら、そこで少しは緩和されるのではないかなと、農地は道路無断で使うなんていうこともあるのかどうかかわからないけれども、だからその辺はいいのではないかなと思って、私は見解、質問させていただきました。

以上で質問終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

続いて、9番志民和義君。

○志民和義議員

既に通告してありました3点について、町長並びに教育長に質問をいたします。

1点目に、国民健康保険の都道府県移管について、町長にお伺いをいたします。

2018年度から、国保が、市町村から都道府県に運営主体が変わることになっております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

一つが、都道府県化で、どう変わっていくのか、国保はどう変わっていくのか。

二つ目が、一部報道で、大樹町の保険料が、大幅に増加する伝えられております。これは

どのような理由か。

それから、国保の負担が重いので、広域化していくということでしたが、そうならないように感じております。負担が増加しないよう、国・道に対策を求めてはどうかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員、ご質問の国民健康保険の都道府県移管についてお答えをいたします。

医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進などを目的として、平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が設立し、平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとなります。

どのように変わるのかという点ではありますが、北海道が道内の市町村とともに国保の運営を担うということになります。北海道の主な役割としては、道内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの納付金の決定、標準保険料率の算定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、標準化、広域化を推進するとされています。市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業などを引き続き担うこととなります。北海道が国保運営の中心的な役割を果たすことで、被保険者の年齢が高く、医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えている市町村にあっても、安定的な制度運営が行われることとなります。

先日、北海道は、第1回目の国保事業費納付金の仮算定結果を公表しました。この仮算定は、北海道全体で必要となる保険料を算出し、被保険者数や基準総所得額などによって、各市町村の納付金を試算したものであります。あくまでも今後の議論の資料とするための試算ということではありますが、大樹町においては、平成27年度の1人当たりの保険料と比較して、大幅に増加するという結果になっております。これは、全道平均と比べて1人当たりの所得が高いこと、1人当たりの医療費が低いことなどが、主な要因となっております。国保制度が安定的に運営されるためには、都道府県単位化は必要なことと考えてはおりますが、一方で、町民の保険料が大幅に増加するような事態は、避けなければならないと考えております。

今回の試算では、医療費の適正化に向けた保険者の努力に対する支援制度などについては考慮されておられませんので、それらがどのように反映されていくかも注視する必要がありますが、今回の公表に当たり、北海道でも保険料負担が急激に増加する影響を、できる限り緩和することが必要との認識を示しているところでもありますので、必要な措置を講じていただくよう、強く要望していきたいと思います。

また、町が納めるとされた納付金の集め方は、市町村において決定することができますので、個々の負担のあり方については、国保運営協議会の中で今後検討していきたいと考えて

おります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長の答弁でも一般的に広域化すると、私が考えるのでも事務的な処理と、こういうことでは削減されるだろうなというふうに考えるのですね。その一方で大樹の場合は、先ほど町長言いましたけれども、医療費が1人当たりの所得が高いということと、それからもう一つ、医療費が1人当たり安いと、低いと、こういうことなのですが、その点について理由ですね、安くなった理由。多分、いろいろな保健、福祉関係町挙げての予防、早期予防・早期発見の努力がなされてきたのではないかとこのように思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、今回の北海道に効率で主体的な運営を担っていただくということの目的は、医療保険制度の財政基盤の安定化、そして負担の公平化、医療費適正化の推進という大きな目標に向けて、北海道が一体となって国保事業を運営していくというのが、大きな目的であります。

その中で、試算を北海道が示したということで、試算の内容で大樹町の保険料が、大幅に増加するというような試算がなされたところであります。大樹町の現状としては、国保に加入されているお一人の所得が多いということ、そして医療費が他の国保会計であります自治体と比べて低いということが、今回の大きな要因だということにされております。今回、十勝管内で私ども、そして更別村が、この試算によって大幅に増額すると、試算をされているところであります。

議員もご承知のとおり、更別村は、国保会計の適正化に向けて、全道でも先進的な事例だと言われているところであります。特定健診の受診率を高めて、早期に病気を発見する、その中で医療費を抑えることによって、村民の健康を守るという取り組みを全道に先駆けて行ってきているところでもありますし、大樹町も更別に追いつくような、特定健診の受診率を目指しているところであります。

今回の試算に当たっては、そういう努力を一切関係なく単純に所得があるのだ、そして医療費が安いので、公平化を保つために保険料を増額するのだという、一方的な考え方で示されている内容でありますので、私どもも到底看過できることではないというふうに思っております。日程の関係で、今、早急には実施できませんでしたが、12月20日前後に北海道に出向いて、南十勝全体で要請行動を行うことにしております。地元の実態については北海道は、「わかっています」というような言い方をされておりますが、まだまだわかっただけないというふうに思っておりますので、今回の保険料の増額の部分については、試算といえども看過できないと思っておりますので、強く地元の意見については、北海道のほうに

伝えていきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長も同じ、大変強い要望というか、怒りに近いかと、今の答弁をお聞きして思っております。率直に、本当に道に伝えていただきたいと思えます。特に、当町として、まさに特定健診なんかの受診率、これについても高い水準にあると、そういう努力は、個々の努力を全く考えることの算定に入れないとしたら一体どうするのかと。市町村単位で、やっぱり私は努力していったほうがわかりやすいし、町民にとっても理解しやすいというふうに考えているのですね、そういう日ごろの努力、私もよくお聞きしております。

それからもう一つ、国保も一般会計の今までの国ですね、町もやっぱり町民の理解得ながら努力してきているのですね、こういう面もさらにやっていていただきたいと、理解してもらわないと、町長、一方的と言ったけれども、私もそう理解しています。ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、3,400億円、全体で国保会計から一般会計に、国保会計に一般会計に繰り入れた額が全国で3,900億円ぐらいになるのだということなのですね。それをさらに減らすというような、国がやるということになって、これ結果的に平らにしたところで上がっていくわけですので、そういうこともないようにさらに国に、また、道を通じて求めていていただきたいというふうに思いますが、その点についてお願いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

繰り返しになるかもしれませんが。今回の国民健康保険の都道府県の移管については、医療保険制度の財政基盤の安定化というところも大きな目標でもありますので、それに向けては北海道全体で、加盟する自治体も含めて考えていかなければならないというふうには思っておりますし、その中で幾らかでも事務の効率化が図られるとか、いろいろな削減が図られるということで、負担の部分が減っていくということが、財政基盤安定化につながるというふうに思っておりますので、鋭意その部分については取り組んでいきたいなというふうに思っております。

大樹町も毎年、国保会計に一般会計から持ち出しをしているというふうなこともありますので、少しでもそういう部分が圧縮できるような方向づけをしていかなければならないというふうに思いますし、先進的な更別のような取り組みを北海道全体で広げていく、その手法をみんな取り入れていくということで、医療費の削減が図られるというような方策もあるかなと思いますので、鋭意そういうところにしっかりと意を、力を注いでいきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。ぜひ、その方向で頑張っていただきたいと思いますが、もう法律はできておりますので、そのためにも安定的なことにも、継続的にやるためにも国の継続的な援助ということは、絶対に必要だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

志民和義君。

○志民和義議員

質問に先立ちまして、少々お詫びを申し上げます。午前中終わった時点で、午前中の質問終わりますというところを全部終わりますというふうに、ちょっと言葉が足りませんでした。町長初め理事者の皆さん、議長初め議員各位の皆さんに混乱を与えたことをお詫びいたします。

質問してよろしいでしょうか。

それでは、2問目について質問をいたします。

農業問題についてお伺いいたします。

まず、政府の規制改革推進会議は、組勘制度の見直しと指定生乳生産者団体以外にも補給金を支給するよう求めております。そこで次の点について、町長にお伺いをいたします。

一つ、組勘制度は、農家の皆さんが安心して経営に専念できる制度として、定着しているとお聞きしております。存続に向け、国に要望してはどうかお伺いいたします。

二つ目に、指定生乳生産者団体制度は、生乳の価格安定と全量買い取りで、安心できる生乳生産ができるとお聞きしております。指定団体以外に補給金を支給すると、農協の解体につながりかねないと心配する声をお聞きいたします。指定団体制度を守るよう国に求めてはどうかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員、ご質問の農業問題についてお答えをいたします。

1点目の組勘制度についてであります。内閣府の規制改革推進会議の農業ワーキンググループは、道内の大半の農協で実施されている組合員勘定制度の即時廃止などを柱とする、農協改革の提言を公表しました。その内容は、組合員勘定制度、いわゆる組勘は農業者の農産物販売先を統制し、また、毎年一定の期日で債務の完全返済を義務づけるため、農業者の経営発展の阻害要因となっており、当該仕組みをいまだ有している農協は、直ちに廃止すべきであるとしています。しかし、この提言を受けて、自民党がまとめた農協改革案では、廃止することは盛り込まれませんでした。

議員ご指摘のとおり、組勘は、営農計画を確実に実践するため、農業者の戦略的な支援として、その年に見込まれる農産物などの売り上げを担保に営農資金を融資するもので、安定的な経営を支える極めて重要な役割を果たしている制度であると認識をしております。

2点目の指定団体制度であります。酪農改革では、生産者自らが自由に生乳の出荷先などを選べる制度にすることを原則に、過加工原料乳の生産者補給金は、過加工原料乳の生産を奨励するとの目的に即し、指定団体以外に委託販売する生産者も含めて、全ての酪農家を対象に交付する仕組みに見直すとしております。

指定団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ねてきた極めて重要な仕組みであり、酪農経営の安定や所得向上を支え、消費者に安全・安心に牛乳・乳製品を安定供給する機能を有していると考えておりますので、指定団体制度の機能発揮と強化が前提になるよう関係機関を初め、関係市町村と連携を図りながら要望してまいりたいと思っております。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

組勘制度ですが、これは歴史が相当長くあって、かなり定着して、何か一部のところでやめるようになったということで、盛り込まれなくなったので、これは私もほっとしているのですけれども、長い間、農家の人たちに、ただ計画的に年度初めからお金を貸すと、こういう単純なものでなくて、営農相談もきちんとその時点で計画的に、計画立てる段階で立てていると、相談にも農業の人たちも農協の理事者も含めて、理事会ですか、そういう人たちも含めて農業者自身で、それぞれ工夫して経営を守っているというふうに聞いています。今後、このような動きのないように、引き続き町長にもよろしく願いいたします。

それから、生乳の指定団体制度ですけれども、これもホクレンが何か勝手なことをして独占的にやっているとか、そんなとんでもないことなので、これについてはまだはっきりした、やめると言っていないので、油断することなく、今のところちょっとあいまいなままだという報道もありますので、そういうことのないようにしていただきたいというふうに思っています。

そして、そもそも指定団体制度ですが、これは何も日本のホクレンだけがやっている、

そういうものでなくて、実は諸外国で、アメリカでは酪農家にアメリカではミルクマーケティングオーダーと、MMOというこういう制度で、酪農家に最低限支払われて、加工原料乳の価格は連邦政府が決めてやっているのだと。そしてカナダでは、加工原料については連邦政府の機関であるカナダ酪農委員会、ここが乳業については法的権限も与えて、その生産者が運営する、これもMMOが全て一元的に管理しているということで、何もそういうことでないですし、大体、酪農の危機というのは指定団体にあったわけじゃなくて、そもそも乳価が下がっていったので、中には一部の酪農家が将来心配して、別に牛乳を販売するということになったので、そういうことではないのだということ、廃止ということになると大変なことになると、やっぱり農協解体につながっていくのだと。ましてや指定団体以外に補給金やるということになれば、どっちでもいいようになってというふうに心配する声もありますが、そういう点について町長に再度お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま農業問題についての再度のご質問をいただいております。

組合員勘定制度につきましては、そもそも農業者自らの協同組織である農業協同組合が、自分のところの組合員のために必要な制度であるということで、長年にわたって築いてきた制度でもありますし、管内的にもその制度が通用しない組合員に対して、活用しないで運営している組合もありますが、大樹町に限れば組勘制度を用いて、営農計画書に基づいて1年間営農を進めているというようなこともありますので、その方策については、組合員自らが、農協自らがご自分の意思で必要性について、検討しやっていくということが肝要かなというふうには思っております。

私は組合員制度、今、組勘制度、今、国が申しているような一方的な経済の環境を阻害するような、そういう役割ではないというふうに思っておりますし、必要な部分、大切な部分もあるかなというふうに思っておりますので、農協を中心として組合員さんとも協議を重ねた上で、制度の実施については検討されるべきだというふうに思っております。

指定団体制度であります、今までそれぞれの団体、そして農協等が行ってまいりました生乳の集荷方法でありますとか単価の関係についても、やはり酪農家個々で経営不利なところ、遠隔地にあるとか、規模も含めてですが、いろいろ課題はあるところを共同の精神を持って行ってきたというところで、必要な制度であるというふうに思っております。ただ、いかんせんそれが、今の農業情勢を取り巻く環境と少しずれが出てきている、差違が出てきているということでの今回の議論なのかなというふうに思っているところです。

農業改革、農業問題について見直すという論点で始まったことが、今、最後のほうになると、何か農協に対するいろいろな制約・課題について、議論をされるというような場面になってきたのかなというふうに思っております。指定団体制度も含めて、あらゆる制度というのはその時の実情に合わせた形に見直して、改善していくことが大切だなというふうに思っ

おりますので、この関係、また農業全般に関してですが、ぜひ大きな立場で議論をしていた
だくというようなことが、国のスタンスとして必要ではないかと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そのように、私もこの問題に絞ったことでなくて、全般に農業問題ばかりでなくて言える
ことなので、引き続き町長によろしく願います。

次の質問よろしいでしょうか。

大樹高校生の受験対策について、教育長に質問をいたします。

町として、大樹高校生の大学受験対策に、先生の研修を取り入れるなど実施していること
は承知しております。そこで現在、どのような対策を行っているか。また、模擬試験に対し
ても、一部助成しているとお聞きしておりますが、全額補助についてやっではどうか、お伺
いをいたします。また、模擬試験の費用などについてどのぐらいかかるか、お伺いをいたし
ます。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

志民議員の大樹高校生の受験対策についてお答えいたします。

初めに、大樹高校での受験対策の取り組み状況についてでございますが、大樹高校では新
年度から大学進学希望者のために、放課後及び夏休み・冬休み期間中の特別講習の実施を内
容とする大学進学向上プロジェクトを進めています。プロジェクトにおいて、今年度は道内
の進学実績のある高等学校への視察と、教員のスキルアップ研修への参加を予定しており、
先進校の視察では11月に教員2名が3校を視察し、12月には別の教員2名が、新たに3
校を視察する予定としております。

また、教員のスキルアップ研修では、5教科の教員5名が12月と2月に、駿台教育研究
所の教育研究セミナーに参加する予定としており、こうした取り組みを通して独自の講習プ
ログラムを作成する予定としております。

次に、模擬試験に対する助成についてであります。初めに模擬試験の費用について、大
樹高校からの聞き取りによりますと、平成27年度における模擬試験の実施状況から全て受
験した場合、1人当たり1年生では3回で8,610円、2年生では5回で1万5,400円、
3年生では8回で2万8,580円となっております。これらの費用を全額助成してはどうか
とのお質問であります。大樹高校では、現在、大樹高等学校振興会の事業活動の中で一
部助成してきております。大樹高校からは、全額助成に向けた支援の要請はなく、現時点に
おいて新たな支援を行う予定は考えておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

現時点で支援を行う考えはないということですが、先生方とかいろいろな人に聞いてみますと、やっぱり模擬試験、いわゆる過去問というのですか、こういうことを抜きに受験対策は考えられないということで、もちろん今回の先生を派遣すると、スキルアップすると、こういうことは大変すごく大事なことだなと私も思うのですね。せつかく与えられた若い時の大学受験の機会というのは、これは相当重要なものなのだね、人生の中でね。ですから、私は、余りそういう経験ないものだからあれだけけれども、そういうことを思って、こういう機会を逃すことのなく、大変こちらのほうも模擬試験、いわゆる過去問の対策というのは、これは重要だというふうに私は認識はするのですが、予定はないのですが、その点について、今後も検討する考えはないか、その点だけお伺いをいたします。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

模擬試験を活用した進学対策ということでご質問が再度ございました。

今回、大樹高校において進めている進学プロジェクト、生徒の学習ニーズに対応した学校体制の構築に向け取り組んでいるということで、町においても魅力ある活動の充実に向けた取り組みに対しては、支援を行っているものであります。少子化が進む中、生徒の多様なニーズに応えた学校体制、そういったものを整え魅力ある高校づくりを進めること、まずこれが基本だと考えております。今後も、そうした大樹高校の教育活動の充実に向けた支援に対しては、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

いわゆる模擬試験に対することについては、将来、検討する余地はないのでしょうか。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

模擬試験の対策費についての支援の今後の検討でございますけれども、高校からそういった支援要請が今後ございましたら、大樹高校の振興会がございますので、そういった中で今後、議論を進めていくことは必要なことかなと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。高校からあれば一番いいのですけれども、そういうことで今後も引き続きご検討をお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議 長

続いて、2番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました2件についてお伺いいたします。

まず1点目ですけれども、災害(自然災害・異常気象)における行政と地域住民間の情報支援についてお伺いいたします。

今年1年を振り返りますと、異常気象により第1次産業(農林水産業)への打撃、経済的に大きな影響を与えた1年になりそうかなと思っております。また、災害も直撃、大雪による電線への着雪などにより大規模な停電、また、8月の上陸した4台風による断水・停電・倒木被害が発生し、それによって災害対策本部を設置している中で、各団体・地域住民との検証と今後の課題について、町側にお伺いいたします。

1点目ですけれども、8月の断水における生産者団体との情報、支援体制の検証と課題についてお伺いしたい。2点目、地域住民、町内会、各行政区との情報、支援体制の検証と課題について。3点目ですけれども、小中高学校の防災教育の詳細と児童・生徒の地域ボランティア活動の現状について。

まず、3点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員、ご質問の災害時における行政・地域住民間の情報支援体制について、私からは1点目と2点目について、3点目については教育長から答弁をさせていただきます。

1点目の先の断水時における、生産者団体との情報・支援体制の検証と課題についてであります。町内全域での断水により住民生活を初め、産業や経済活動も混乱し、経済的な損失もあったことは十分認識をしております。町として、今回の断水に際し、最優先で取り組んだことは、飲用水の確保と水道の復旧であり、経済活動に対する対応には不十分な点もあると考えていることから、経済団体や関係機関により今回の対応を検証し、今後の対策強化を図るため、検討会議を行うこととしております。

停電や断水対応のための資機材や人員の不足、混乱を招かない情報の提供方法、生産者団体と行政の役割の明確化など、今、考えられる課題を含め、それぞれの立場を超えて、さらなる検証と課題の洗い出しを行いたいと考えております。

2点目の地域住民との情報・支援体制の検証と課題についてであります。防災行政無線による状況と対応の周知を行うとともに、災害の対応にもよりますが、行政区長さんへの協力要請や、個人別・地域別の対応を行う場合があります。今回の断水の場合は、全住民が対象であったため、臨時放送も交え断水の発生や給水場所の周知、復旧区域、飲用水の配付場所などをお知らせをいたしました。内容・回数ともに十分ではなかったとのお指摘もいただいております。

特に、停電や断水の復旧見込みについて知らせるべきとの指摘を多くいただきましたが、見込むことが困難であったことや復旧が送れた場合の混乱に対する危惧などから、情報の確実性を最優先をした経過があります。町の防災対策は、従前は大雨や津波などを重点に進めてきた部分もありますが、今後は、停電や断水などへの対応・強化も踏まえ、各種会合の場での話題提起や、先月発行の広報紙などにより、住民の皆様の声をお聞かせいただいているところでもあります。

災害対応の基本は、自助・公助・共助であり、住民の生命と財産を守るという行政の使命を果たすとともに、住民の皆様のお力をお借りしなければならないこともありますので、それぞれの役割を確認し合いながら、地域防災計画などに反映をさせていきたいと考えております。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

齊藤議員のご質問の3点目、小中高の学校での防災教育の詳細と児童・生徒の地域ボランティア活動の現状について、教育委員会よりお答えいたします。

初めに、防災教育の取り組みについてであります。小学校では東日本大震災を踏まえ、3年前から毎年3月に全校朝会の場で、スライドを用いて防災の話を行うほか、各学年では安全教育に位置づけて学級活動や学校行事等において、地震などの災害時に対応した行動や避難訓練などに取り組んでいます。中学校では、理科の授業の中で、道教委の「学んD e 防災」などの教材を活用して、地震・津波・風水害について学ぶほか、校舎の掲示板には、この秋の清水町の台風被害写真を掲示するなど、防災意識の向上を図る取り組みを進めております。

大樹高校では毎年2回、地震等を想定した避難訓練を実施した後、大樹消防署職員による講話を聞いたり、地震や津波などの災害に関するDVDを視聴しています。また、各学年で高校生用「学んD e 防災」の教材を活用し、ホームルーム活動を通じて、災害時に生徒が自分自身の身を守るができるよう、防災意識の向上に取り組んでいます。

次に、ボランティア活動についてであります。小学校ではJRC青少年赤十字の活動を通じて、ボランティア活動や活動への呼びかけ等を行うほか、道徳の時間でも取り上げています。中学校では、道徳の時間において、全学年で命の大切さや支え合って生きる大切さを考えたり、生徒会活動では、毎年秋に、町内でごみ拾いを実施しています。また、今年度、3年生の修学旅行では、東北の南三陸町の被災者を訪問し、清掃活動などのボランティア活動等に取り組んでおります。

このほか、今年度におきましては、小中高連携教育推進委員会の取り組みにおいて、大樹高校が中心になり、5月に小中高の児童会と生徒会が合同で熊本地震への募金活動を、町内スーパー前などで取り組んだほか、11月には大樹町物産祭で同じく小中高生が、農林水産物の販売等のボランティア活動を行っているところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、先ほどの答弁の中で、停電や断水のための資機材や人員不足、混乱などを招かない情報提供、または生産者団体と行政との役割の明確化など、今、考えられる課題を含め、さらなる検証と課題を洗い出しをしたいと、こういうふうにいただいたのですけれども、もっともう少し詳細に、今現在考えられる問題についてお聞きしたい。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、考えられる課題ということではありますが、まず、町内の関係機関等に呼びかけをして、今回の検証に当たる会議を開くということは、ご了解をいただきたいと思います。

例えば、資機材や人材の不足という部分ではありますが、最近の停電で主な原因となっている強風による倒木についてであります。復旧活動を支援するためには、道路や電気網を切断をしている倒木の除去が必要だということになります。ただ、いかんせん一斉に発生をしているという点、または現場を確認できるなかなかすべがないということ、そして広範囲にわたる場合、建設業協会などの協力も要請をしていかなければならないという部分ではありますが、緊急性、またはスピード感も必要だというようなこともあって、重機の手配、または人員の手配、確保が課題かなというふうに思っております。

また、断水におきましては、給水タンクや車両を自衛隊や他の市町村の支援に頼らざるを得なかったということ。また、備蓄していた給水袋にも多くの不足が出たということで、そういう対応についても、同じことを繰り返さないような検討が必要かなと思っております。

情報提供のあり方ですが、今現在、町として最も効率的な方法として考えられている無線放送がありますが、停電や電池切れ、または受信機が外にないというようなこともあって、情報がうまく伝わらなかったというケースがあったことも課題かなと思っているところがあります。

このほかに町のホームページでも、断水情報を提供していたことを知らなかった方がいらっしまった。そして閲覧方法がないという方も、そもそもいらっしまいますので、周知の方法の多様化が必要かなというふうに思っております。

生産者団体との役割分担についても、事前に定まったマニュアル的なものがないということでありましたので、都度、必要な場合に連絡をとり、または私どもが開催をしている対策会議に、生産者団体の職員の方も入っていただいて、情報を共有するというような対応をとってまいりましたが、今後、円滑な対応に向けてマニュアルも含めて、対策が必要かなというのは実感として、課題として感じているところでもあります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長の答弁の中で、自然災害とか住民、ほかにまた生産者団体といろいろな課題を上げられて、これだけ詳細にやられると、今後、質問のしようがなくなるのですけれども、それで特に気になるのは、例えば倒木、電気施設、電柱等の倒木が出ると、勝手に切れないということで、電力会社がかかわらないと倒木処理ができないということで、その辺の電力会社のかかわり方が、ちょっと私たち町民には、なかなか見えてこないのかなと思っております。

それで、前回、一般質問の中で停電に関してですけれども、早期に停電復旧の判断はできないのかと、電力会社に申し入れをしてほしいということで、一般質問をしております。その中で、答弁の中では要請はするが、「不確定な情報が流れることにより影響を与える」と、「北電に任せざるを得ないというのは理解してほしい」ということを町として、原因や復旧予定時刻等を随時提供していきたいと、前回そういう答弁いただきました。その後、電力会社に要請した内容について、また早期に停電復旧判断をしていただけるのかということ再度お聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

停電に関しての関係で、前回、一般質問にもいただきまして、ご答弁をさせていただいたということは、私も承知をしております。

昨今の停電の状況を踏まえすと、非常に広範囲にわたって倒木等で停電をしてしまうということで、原因箇所が余りにも広範にわたるため、見込みを示すことが難しいというのが北電の見解であります。私どもも北電のほうから、しっかりした情報の提供があれば、それを迅速にお伝えするということが可能だというふうに思っておりますが、なかなか北電でも強風等による倒木被害については、全容をつかめないということ。また、大樹の営業所が広尾、そして幕別町忠類も管轄にあるということ、そういう意味では状況はなかなか厳しいというふうには思っております。

停電などによる場合は、北電サイドでもホームページや広報紙による周知を行っているというふうに聞いておりますが、今回のような気象条件の悪化を要因とする場合は、現場に工事車両が到着するまでの時間が、北電サイドもなかなか読めないというようなこともあって、また、原因箇所が複数あるというようなことで、天候の回復を待つて作業をするというような場合もあるというふうに聞いておりますので、復旧に向けてある程度の時間が生じてしまうというのは、いたし方ないかなというふうに思っております。

北電から行政に対する情報、環境情報報告は、都度行われておりますが、同時に私たちも一般の方も利用可能な電話受付が24時間体制で行われておりますので、最新の情報が得られる可能性もあるということでしたので、そういう活用も今後していくことも必要かなというふうに思っております。

いずれにしても、町として停電の際の復旧の状況、または作業の状況については、北電のほうとも必要な場面、細かく情報の伝達に向けて打診等、手続等は進めてまいりますし、今後、情報が入り次第、住民の方々にどんな形でお伝えするかというところ、先ほども課題の中にもありますが、努めて情報の共有と伝達は細かく対応できればなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほど、町長の答弁の中でも数箇所、そういう原因が起こると、なかなか復旧の目途がつかないということですが、例えば北電会社ですと、1カ所、2カ所、3カ所見ますと、これが1時間で復旧するのか、2時間かかるのか、半日かかるのかと、それぐらい判断できると思うのですよね。判断できた段階で、生産者団体に申し入れすると、生産者団体はそれなりにきちんと対応するので、それだけでもいいと思うのですね、農業経営者は。そうすると、それなりの停電対策等できるので、1時間以内にできるのか、2時間以内にできるのか、そういう判断だけでもいいので、それをまた再度、北電側に申し入れをしていただきたいと思います。

続いて、行政と町内会、自治会連携、協力について聞きたいのですけれども、防災の災害の対応の基本は、自助・公助・共助であり、住民生命の財産を守る行政の使命を果たすとともに、住民の皆さんのお力をお借りしなければならないこともありますと、そういう答弁をしていただいたのですけれども、今回の災害、給水活動を通して、具体的に町内会との連携について問題点は発生しなかったのか、それについてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の断水、町内全域が1週間近く断水するという事態、大樹町にとっては想定をしてなかったという大きな事態だったというふうに思っております。今回、市街地3カ所と各地域の行政区会館で、給水や飲用水の配付を行うとともに、受水槽を持つ医療機関には、水を運搬をしておりました。市街地地域を問わず、高齢者や交通手段を持たない方々には、ご不便と労力をおかけしたなというのを感じているところであります。

ご指摘のとおり、今回は給水場所での給水、または行政区会館への飲用水の配置と循環による補充、要保護者の皆様に対する飲用水の配付は主に職員が行いましたが、行政が把握している以外にも助けが必要だったと、お手伝いをしなければならなかった方が、少なからずおられたのではないかと思っております。こういったケースでは、行政区や住民の皆様のご協力をいただいたという事例が幾つもありましたので、そういう部分については、町としても本当にありがたく思っているところであります。今後、行政以上にきめ細かい対応が期待できるものもごございますので、行政としてやるべきこと、そして地域や住民の皆様のお力をお借りしたいこと、お借りしなければならないことなどについて整理するとともに、今回の

大規模断水で得た教訓を今後の災害対応に生かしていければと思っておりますし、そういう点では私どもと行政区、そして住民の皆様とのお互いの思い、課題を共有しながら改善していくことが、今後の大きな前進につながると思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、今回の反省を受けて、今回は断水だけだったですけれども、今後、大きな災害に向けて、例えば避難所の開設だとか、例えば福祉避難所とかありますと、職員がほとんどそっちに出向かなければならないということになるのですけれども、そうしますと、町民と行政が協力できる体制づくりとかマニュアルづくりが、今後、喫緊の課題だと思うのです。一例として、例えば給水活動一つにおきましても、今回ほとんど職員の方が土日、関係なく3名体制だったかな、そういう体制で行われたのですけれども、これが例えば町内会の方にも活動に参加していただくと。例えば、当番制だとかボランティアとして、そういったお互いの共助感を養うことが、今後、大切な災害の防災向けと、大切なことではないかなと思っ

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

災害に対応する心がけ、助けのあり方では、自助・共助・公助というような言葉があります。今回の台風災害、断水対策では、本当に住民の皆様いろいろな場面でご協力いただいたというのを痛感しておりますし、私も実際に、この目で拝見をさせていただきました。

例えば、郡部の給水場では、自衛隊等の給水車両が到達するや、全そこにいる住民の方が協力して給水袋をつくって、その後、それをみんなで持ち帰ったというような事例も聞いております。本当にありがたいことだなというふうに思っております。今後、災害対応のあり方として、マニュアルとして、そういう協力の体制等を組めれば、ぜひそういう形も住民の皆様にお示しをさせていただきたいなというふうに思っております。

今後、災害対応に向けて、町もしっかりとした備蓄品を、災害の対応できる資材等を確保する、そしてそれを有効に活用するためには、住民の皆様のお力をお借りしたいということもあろうかと思っておりますので、そういう部分も含めて相談をさせていただきながら、今後の災害に対応する、災害に強い町になっていくような取り組みについては、進めていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、行政と町内会、行政が一体と動けるような体制づくりをお願いしたいと思います。それで、今度は住民同士の町民間同士などの協力体制について、町の考え方、思いを聞き

たいのですけれども、今回の災害、断水において住民支援を支えるとなる町内会、また要支援・援護者らを見守る民生委員の方々の活動には、活動意識の統一がなされておらず、ばらばらだったのかなと思っております。多くの町内会では、行政主体の支援活動に頼らざるを得ず、改めて共助の重要性は高まったと思っております。しかし、近年の生活スタイルの変化や人口減など、町内会の加入率の低下、共助を支える近所つき合いが、希薄化していると思います。こうした現状の前に、今後、どのように地域の防災体制を構築するのが、今後大きな課題と考えるのですけれども、今後、町の取り組みとして住民同士のかかわり方、どうしていくのかを聞きたいのと、また、町内会の加入率は年々減少傾向にあるのか、その辺をことを合わせてお聞きいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の断水の場合、給水にお近くの方と一緒に連れいいただいたりとか、または自らが必要な水を確保して、車に積んで持って行っていただけ、または井戸水等の水があるというお宅には、近隣のお年寄りにお水等を配っていただいたという、そういう対応をとっていただいたというふうに聞いております。

大樹町も過疎地ではありますが、町外からの転入者等、特に若い方々にとって行政区への加入の問題が、大きな問題であると思っております。若い世代にとって、町内会活動に加入をしないでお住まいになるというようなことが、増えているのかなというふうに思っておりますし、その点については町内会活動の衰退にもつながる、または災害時にどこに誰がいるのかというのを町内の皆様が把握できない、していないということは、大きな現状の確認について、障壁になるのではないかなという危惧もしているところであります。

また、行政区に加入しない場合、区費をいただかないということでもありますので、行政区が整備をしておりますごみステーションの利用であるとか、また、町の配布物、回覧物等も回らないというようなことで、そういう意味でも災害対応時における、いろいろな心配があるということでもあります。

町といたしましても転入される場合については、窓口で行政区の加入について、私どものほうから要請を差し上げているところでもありますし、入居の情報についてはご了解をいただいた上で、区長のほうにもお伝えをしているところでもあります。公営住宅等、私ども町が大家であるというようなことも踏まえて、入居の際にはより強く公営住宅に入る場合については、行政区の加入について話をするという対応をとっているところでもあります。今後、こういう災害等も含めて、まちづくりの重要な役割の中に、地域のコミュニティーを支える行政区の役割というのは、大きなものがあるというふうに思っておりますので、今回の災害も教訓とした中で行政区の加入については、あらゆる方策を検討しながら加入率の向上に向けては、町としても努めていくという対応をとっていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

お互いに災害から守るというのは、やっぱり行政とか町内会よりは、もっと住民同士のつながりが大切なので、やっぱり町内会の横のつながりというのは大切なので、ぜひ若い人の加入率も促進していかなければならないのかなと思っております。

それで1点だけ、具体的にお聞きしたいのですけれども、今回の断水で市街地では3カ所で給水場を対応したのですけれども、給水場が遠い理由などで、ひとり暮らしとか、高齢者、障害者らは、生活水の確保に多分苦勞されたと、町民から聞いていますし、また、助けをいただいたと聞いております。

そう言いながらも、今回の検証と体制づくりについて聞きたいのですけれども、また高齢者、障害者に支給されているタクシー券を、目的外ですけれども、給水場に来るときは空なのでいいのですけれども、帰りはどうしても2リッター、6リッターと入りますと持っていきませんので、そうすると、支給されたタクシー券をやむを得なく利用される方がいたと思うのですよね。そういった調査とかされたのか、されてどれぐらいの件数の人が利用されたのか、もしわかれば教えていただきたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町が事業として、高齢者や障害のある方に、タクシー券をお配りをさせていただいております。今現在の用途は、通院等に使うということの制約があります。今回の断水に当たって、給水袋が4リッター、6リッター、大きいものは12リッターということで、非常に重く、そして扱いづらいものであります。若い人でも、その取り扱いに苦勞するということでもありますので、高齢者やお足の悪い方にとっては、非常に運搬等も困難だなというふうに思ったところであります。

今回の台風災害、断水災害で、そういう方々がタクシー券を利用して給水に来たかどうかというのは、申し訳ありません。私どもも今現在、把握をしておりません。ただ、それをお配りをしているという部分で、必要な方にご支援をさせていただいているという部分、そして今回のような災害等によって、やむにやまれず使うというような場面も想定されるのかなという思いをしておりますので、今後、災害等に対するタクシー券の利活用の方法についてもどういう形が望ましいか、どういう形で対応できるかということも検討した上で、導入に向けて対応策を検討してまいりたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今後の災害に向けて、例えば、今回給水場所だけですけれども、避難所とか福祉避難所とか利用される方も高齢者の方おられますので、目的外ですけれども、そうしたやむを得ず使

用した場合は、後日、その券の分だけ補填するとか、措置してあげるということも一つ考えたらいいのではないかなと、私は思っているのですけれども、その辺の考え、1点どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどの答弁の中で申し上げましたが、今後、そういう部分での活用について検討してまいりますし、配っていないからできないというようなこともないように、事後であっても対応できるようなそういう使い勝手のよい、使う側の視点に立ったような制度に改正できるように検討を進めたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、今後の対策の本部の中でもその件も、タクシー券だけではないと思うのです。私、今、思いついたのはそこだけなのですけれども、もしほかにもあればいろいろ含めて考えていただきたいと思います。

それで最後2点ほど、教育委員会にお伺いいたします。

小学校では、JRC活動を通じてボランティア活動や、活動への呼びかけ等を行っているほか、そういう答弁、説明をいただいたのですけれども、今の段階で団員の対象は誰、どの学年で団員数がどれぐらいいて、具体的に活動内容をどれだけ行っているのか。過去は一生懸命やったのですけれども、最近、授業時数の確保から、なかなか難しい状況にあるのですけれども、そういった実態ちょっと知りたいのですけれども。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

小学校におけますJRC青少年赤十字の活動につきましてご説明したいと思います。

小学校では4年生以上の児童が、全員児童会の各委員会に所属して活動しております。その委員会の中の一つに、JRC委員会ということで青少年赤十字の活動がございまして、現在、23名が委員会のメンバーだと伺っております。

また、JRCの活動につきましてですけれども、現在行っている内容は、校庭内の落ち葉拾い、枯れ葉、枯れ枝拾いや雪かき、また赤い羽根募金、プルタブやペットボトルキャップ、古切手などの収集を行っているとのことでした。

ボランティア活動への参加呼びかけなどについては、1年生から6年生まで全学年、児童を対象としております。

以上が活動内容でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで小学校の大きな取り組みについて、JRC活動はわかりました。

それで特に中学生、高校生との関係で再度お聞きしたいのですけれども、十勝管内のある高校ですが、給水場に地域奉仕ボランティア活動として、生徒が参加して給水活動に活動した場面が目にとまったのですけれども、その高校は、普段の活動から、例えば最初の授業のカリキュラム中に、当初、年間行事の中にボランティア活動が組み込まれており、そういったことから日常から時間を見つけては、行政のイベントや地域活動に積極的に参加しているのですけれども、大樹町も特に中学生・高校生も部活動だとか、任意団体を通したボランティア活動を学校側に積極的に要請、または小中高連携の大樹学の中に、積極的に取り込んでいったらいいのではないかと思うのですけれども、この辺どうでしょうか。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

部活動などを通したボランティア活動の取り組み、今、小中高連携の大樹学に位置づけた取り組みについてのご質問についてでございますけれども、ボランティア活動については、子供たちが自他の生命の尊重、あるいは他者への思いやりなど社会性、あるいは豊かな人間性身につけるためにも大変意義のある活動と、私も考えております。

ボランティア活動については、昨年より推進体制を整えて取り組んでおります小中高連携推進委員会、三つの部会設置してございますけれども、そのうちの第2部会において部活動、あるいはボランティア活動など、課外活動についての連携した取り組みの実践研究することとしておりますので、議員ご提案の取り組みを含め、ボランティア活動の充実が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、昨年度より道教委の指定を受けて取り組んでおります、大樹学を中心に取り組んでおります小中高ふるさとキャリア教育推進事業の地域大好きプロジェクトにおきましても、地域ボランティアの充実が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、学校現場ですから、学校の性質から行くと、年度途中からお願いしてもなかなかできませんので、年度計画の中にぜひ入れていただきたいと思っております。

それで、今後の大きな災害に向け、行政主体の活動に頼らない、住民同士の助け合う意識づくりや防災に向けての例えば、一例として町内会の家族表というのですか、防災に向けての家族表を整えることも今後の課題かなと思っております。そういった防災体制を構築をぜひ、区長会を通して申し入れをしていただきたいなと思っております。

学校現場ですけれども、児童・生徒においては、昨年10月にスタートした小中高一貫ふ

るさと事業も、地域奉仕ボランティア活動事業にも積極的に取り組んでいただき、そして将来、子供たちが地域の一員として責任を持って、地域に社会参加することを地域の課題と解決に向けて進んでくれることを期待いたしまして、1件目の質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、2点目の質問ですけれども、英語教育が小学校で必須科目になるのですけれども、その現状とこれからの課題について、教育委員会にお伺いいたします。

国の中央教育審議会において、小中高の教育内容を定めた学習指導要領の改訂案が8月1日付で示されました。小学校5年生、6年生で外国語(英語)を正式教科にするほか、歌やゲームなどで英語を楽しむ外国語活動の開始が3年生に早まりました。高校の地理歴史科を再編し、小中高の全教科にアクティブ・ラーニング(能動的学習)を導入するなど、時代の変化に応じた新しい学びの姿を打ち出しました。

以上のことから、英語教育の今の現状と今後の取り組みと課題について、教育委員会にお伺いいたします。

1点目ですけれども、小学校の英語教育の現状(十勝管内・大樹町)について、それぞれお伺いいたします。

2点目ですけれども、小学校の英語教育はどう変わるのか、また、どんな内容になっていくのか、多分、町民は皆さん知りたいと思います。

3点目ですけれども、小学校の英語教育における、それに伴って今後の課題と取り組みについてお伺いしたいと思います。

4点目ですけれども、幼児教育における外国語活動の現状と、今、大樹町におかれている今後の課題と取り組みについて。

以上、4点をお伺いいたします。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

齊藤議員の小学校での英語教育の現状と課題についてお答えいたします。

最初に、小学校の英語教育の現状についてお答えいたします。

現在、十勝管内全ての小学校において、5、6年生については学習指導要領に基づき、年に35単位時間程度の外国語活動を実施しています。そのほか余剰時数を活用した取り組みとしては、1年生から2年生までの低学年を対象に14市町村14校が、3年生から4年生までの中学年を対象に15市町村17校において、外国語活動を実施しています。大樹小学校におきましても5、6年生においてAETと連携し、音声面を中心に英語になれ親しむ活動や外国の文化を理解する活動などを行うほか、11月からは4年生以下の学年においても、余剰時数を活用した英語を取り入れた外国語活動を実施しております。

次に、2番目の小学校の英語教育はどう変わるのか、また、どんな内容になるかについてでございますけれども、国の中央教育審議会における次期学習指導要領等に向けた審議のまとめでは、現在、5、6年生において、聞くこと・話すことを中心とした外国語活動を実施しておりますが、子供たちの読むこと・書くことへの知的要求が高まっていることなどから、これらの四つの領域をバランスよく育むため、これまでの35単位時間から70単位時間程度の時数を確保して、教科型外国語教育を高学年から導入することとしております。また、3、4年生についても、聞くこと・話すことを中心とした外国語活動を年間35単位時間程度行う内容として、学習指導要領を改訂する予定としております。

3番目の小学校の英語教育における今後の課題と取り組みについてであります。課題としては各学年に応じた学習教材の整備や、高学年を担当する教職員の専門性を高めるための講習の実施、外部人材の活用支援などを含めた指導者の確保などが上げられております。また、現行の指導内容や指導時数を削減することが困難なため、時数としては中学年、高学年においてそれぞれ年間35単位時間増となり、時数の確保に向けて土曜の活用や週当たりのコマ数の増など、地域や学校の実情に合わせた弾力的な時間編成の工夫が、今後の課題となっております。

今後の取り組みについてであります。平成32年度の新たな学習指導要領の実施に向けて、平成30年度から段階的な先行実施が求められておりますことから、本町においては計画的に取り組むため、本年8月から英語指導助手を1名増員し、体制を整えています。英語指導助手を2名体制とすることにより、1人は中学校専属に派遣し、もう1人を主に小学校に派遣することができ、聞く・話すを中心とした中学年や、読む・書くを加えた高学年において、体験的な英語教育を柱とする小学校における外国語活動の充実を図ってまいりたいと考えております。また、低学年についても余剰時数を活用して、外国人や英語に慣れ親しむ外国語活動を行うことによって、3年生からの学習につないでいくことが可能と考えています。いずれにしても小学校と十分協議・相談を重ねながら、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、幼児教育における外国語活動の現状と、今後の課題と取り組みについてであります。

幼児教育における外国語活動については、幼稚園や保育所の裁量にゆだねられているのが

現状であります。次期学習指導要領の審議の中で、小学校から高校に至るまでの英語教育の改革スケジュールが提示されておりますが、幼児教育については、幼児教育の学びの成果が、小学校と共有されるよう工夫することが課題とされております。大樹町におきましては、現在、尾田認定こども園に毎月1回程度、4、5歳児を対象に英語指導助手を派遣しております。外国人や簡単な英語に慣れる程度の内容の外国語活動を行っております。

市街地の保育園への派遣については、来年度から定期的な派遣ができるよう検討しております。今後については、先進的な取り組みなども参考にしながら、また、幼児教育関係者や小学校とも相談して、取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今、四つの質問に対して、かなり詳細に答弁をいただきました。その中で、平成30年から段階的な先行実施が求められていることから、計画的に取り組むため、本年8月から英語指導助手1名を増員し、体制を整えていくと、その内容を答弁いただきました。

今の答弁の中でも中学年、高学年が今後英語が進む中で、年間約35時間単位が増加するというので、約70時間単位で行われるのですけれども、そうすると、今後2名体制でいけるのか、それとも2名体制の充実とまたは今後、増員体制の計画があるのかというのを聞きしたと思います。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

英語指導助手の体制についての質問がございましたが、英語指導助手は8月以降、現在、2名体制で派遣してございます。1人は中学校専属に、もう1人は小学校を中心に配属しておりますので、小学校における外国語活動の平成30年度からの先行実施に備えて、十分な準備と実施が可能な体制であると、現在のところ考えてございます。当分の間は増員することなく、この2人体制でやっていけるのではないかと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

わかりました。それで、新しい新指導要領の中で小学校では2020年から、中学校は2021年、高校は2022年の新入生から順次実施される見通しとなっております。現在、指導要領は、主に教える内容は書かれているわけですが、改正案は、子どもの学びや教員の教え方も重視されております。主体的、対話的で深い学びに向けて能動的な学習の導入など、授業を改善する知識と思考力はともに重要だとして、学ぶ内容は減らさないことになっていることから、時数の確保に向けて土曜日の活用や週当たりのコマ数の増など、時間編成の工夫が今後の課題となっていると、こういう答弁をいただきました。それで小学校の2020

年度から実施に向けて、委員会として対応についてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

本町におきましては2020年度ですね、平成30年度から先行実施を予定しているところでございます。それを見据えまして、平成29年度、来年度から先進モデル校などを参考にしながら、調査・研究を十分に行い備えてまいりたいと、現在のところ考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明の中、平成29年から先進地を参考にしながら行くのですけれども、小学校の特に高学年は、授業時間の余裕がない中で英語授業が増えるため、時間割を柔軟に組み立てるカリキュラムマネジメントを各学校に求められてくると思うのですね、今後。その辺について、どう対応していくのかお聞きしたいです。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

外国語活動の授業単位数が増加するというところでありますし、また、それに対して今までの教科を減らすことができないという課題があるわけでございますけれども、具体的には45分授業を60分授業扱いにする。または、その中の15分を短時間学習として位置づける、また外国語科の短時間学習を2週間に3回程度に実施する方法、または土曜日を活用する方法、また夏休み・冬休み期間について言語活動を行う方法など、いろいろなそれらの方法を見ながら、地域と学校の実情に合った弾力的な授業時間の設定、時間割編成が必要だと言われているところがございます。先進モデル校の取り組みなども十分に参考にしながら、大樹の小学校に合ったカリキュラム編成をつくり上げていけますよう、教育委員会としても支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明の中で、例えば45分から60分、また週に割り振るのですけれども、今、その説明の中で夏休み・冬休み活用ということで、これまた先生方、負担は増えると思うのですよね。そうすると、今、社会教育でやっています地域支援事業、地域の方に応援をいただくという事業を取り組んでいると思うのですけれども、そういうのも、もし英語のたける方がいたら、そういう方もうまく活用するのも一つの方法かと思います。

それで、特に中学校のことについてお聞きしたいのですけれども、中学校では教員の多忙

の一因とされる部活動のあり方を、保護者は心配しているのですよね、見直しする傾向が出てくるのではないかと。こういう時数だとか、授業時数を考えると、その辺について今後、委員会としてはどう対処していくのか、それについてお伺いしたいです。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

部活動のあり方などに関するご質問についてでございますけれども、部活動は生徒の人間的な成長、あるいは充実した学校生活、体力の向上など、生徒の健全育成に大変大きく寄与しておりまして、学校教育活動の一貫として実施されているところであります。しかし、少子化に伴う生徒数の減少、あるいは教員数の減少、教師の多忙化など、学校や生徒を取り巻く環境が大きく変化しております。そういった中で部活動を実施する上で、いろいろな課題が生じている現状も見られております。そうした中、大樹中学校では、全ての教職員が部活動の担当教員となって、生徒や保護者のニーズに応えるよう努力してはいますが、教育課題の多様化などもあり、本町におきましても教員の多忙化などに対する負担軽減、大きな課題となっております。

教員の負担軽減では、外部指導者の活用、あるいは地域住民からの支援を受けることが有効となっておりますので、教育委員会としても学校支援地域本部事業を活用した人材確保などに努めていくことが必要と考えております。

また、生徒数の減少に伴う部活動のあり方などについては、生徒や保護者の意見も十分考えながら、共通理解を図りながら今後、検討していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

部活動のあり方ですけれども、やっぱり一番気にしているのは保護者も、生徒達は一番気にしているのですよね。学びも大切だが、健康づくりも大切だということで、両立するのは大変難しいのですけれども、まずそういう支援事業を活用しながら、事業を進めていただきたいと思えます。

それで新指導要領の中で、深い学びの実現効果が高いと見込まれるデジタル教科書などのICT情報通信技術の環境の整備も、今後は進むと思うのですけれども、小学校ではある程度は進んでいるのですけれども、小中における委員会としてのICT情報通信技術の整備について、今後どう考えているのかお聞きしたいです。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

ICT環境の整備についてのご質問でございますけれども、平成32年度からの次期学習

指導要領では、これまでの何を学ぶという指導内容からどのように学ぶか、何ができるようになるかまでを見据えた改善、これを基本として主体的、対応的な深い学びの視点での授業改善が必要とされております。新たな学習指導要領では、全ての学習の基盤となる言語能力、そしてもう一つは情報活用能力、この二つが重要な視点として、発達段階に応じて確実に育むことができるよう、各教科とのつながりについて整理がされております。

また、社会生活の中で、ICTを日常的に活用されることが当たり前の近年の世の中の中、学校の生活や学習においても、日常的にICTを活用できる環境を整えていくことは必要と考えております。

こうした中、町内の小中学校では、既に電子黒板、あるいは実物投影機を使った授業が行われておりますけれども、子どもたちの情報活用能力の一層の育成に向けて、今後も必要な環境整備については進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、デジタル教科書といった情報通信技術を、環境を整えていくことも必要ですし、実際、英語授業を進めていく中では、生徒は新指導要領に基づいて授業数のコマ数を消化していくのですけれども、授業を進める中で一番課題になるのは、指導する教員の英語力なのですよね。そこが一番だと思うのですけれども、教材の開発や準備のための時間、またAET外国語指導助手などの外部協力者との打ち合わせ時間が、今後さらに、今までもやっているといるのですけれども、それ以上に密に進めていかなければならないと思っているのですけれども、その辺について今後、学校側と教育委員会と、どういった協力体制で臨んでいくのかお聞きしたいのです。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

学校側との協力体制についてのご質問でございますけれども、外国語教育のこれまでの課題として育成すべき資質能力において、各学校段階での学びの接続、これが十分でないということ、あるいは外国語によるコミュニケーション能力の育成が、十分に実施されていないということが上げられております。次期学習指導要領の実施に向けては、こうした課題にも対応した指導体制確立していくことが求められております。特に、小学校の教科化に対応した指導体制の構築に向けては、専科指導を充実させる体制、あるいは中学校と小学校が連携した研修の実施、中学校と小学校の相互の授業参加等、連携体制を充実させることが必要と考えております。

また、外国語によるコミュニケーション能力の向上では、ALTの外部人材の活用が有効でありますので、活用方法などについても学校と協議してまいりたいと考えております。今

後、こうした指導体制の確立に向けまして、当町で設置しております小中高連携推進委員会とも連携しながら、進めてまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、今後、教員の英語力を高めるためにも、せっかく英語助手、小学校・中学校おりますので、常勤ぐらいの気持ちで、常に職員の一員として活動することを期待したいのですが、今度、高校側についてお聞きします。

大樹高校ですね、来年度、入学する生徒から修学旅行が海外研修が実現となって、議会のほうも認めたのですけれども、それに町としても一部助成するわけですけれども、高校の考え方もありますが、修学旅行は基本的に4泊5日と、ある程度制約されている。旅費もある程度、限度額決められているという中、言語や文化について体験的に理解は深まるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成していくことも含めていると思うのですけれども、それで学校側に、学校での事前研修、修学旅行行く前の事前研修とか、例えば4泊5日の中でも研修先ですね、学校側と生徒にどういうことを期待して、意義のある研修旅行にしたいと委員会としては考えるのか、その辺をお聞きしたいです。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

大樹高校の海外研修旅行についてのお尋ねでございます。

大樹高校では、グローバル教育の充実などを図るため、平成30年度から、大樹町が姉妹協定を交わしております、台湾を旅行先とする海外見学旅行を実施することとしております。見学旅行では、平和への意義を高める平和学習、あるいは現地の生徒との交流、あるいは大樹町の物産販売など、進路別学習などの学習を予定しております。

高校生においては、他国の人との出会いを通じたコミュニケーション能力の向上、あるいは他国の風土や文化に触れて感受性を育み、将来への目的意識を高めていただく機会になるものと思っております。また、国際交流を行うことにより、郷土を見詰め直し、郷土愛を再確認していただく機会にもなるものと考えております。こうした多様な体験を得て、一人一人のキャリア形成に生かしていただき、次代に活躍できる人材になることを期待しているところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これ、最後の質問なのですけれども、研修旅行なのですけれども、私は、研修旅行というのは4泊5日で本当に、例えば海外旅行ですと前後で2日間取られますので、正味2日間なのですよね。2日間の中で、他国の文化を知るとは、なかなか厳しいと思うのです。目で見

るといのは。ただ、やっぱり事前研修、その前の1カ月間の間に、どれだけ知識を豊富に入れて、例えば英語であったら英語知識をどれだけ、ある程度の日常会話ができるように、そういった日常、事前学習というのが大変必要だと思うのです。そういったことをぜひ、それをしっかり積み重ねて、そして修学旅行、研修旅行に行ってみると、経験するというのが大切だと思うので、そういうことをぜひ学校側と協議をしていただきたいと思います。

最後、新学童保育所が、基本設計へ向けまして始まったわけですが、開設に向けて、その中には児童館機能を持つ新たな開設も予定されているのですけれども、学童保育所での英語教育のあり方、かかわり方について最後お聞きしたいのと、また児童図書の幼児から親しむ図書整備、外国語図書コーナーも今後必要ではないかと考えるのですけれども、それについて最後にお聞きいたします。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

学童保育所での英語教育の取り組みなどについてでございます。

学童保育所では、子どもたちが学童保育指導員のもとで宿題をしたり、あるいは遊んだりということで、日常生活の場として過ごしておりますが、体験活動の実施などにおきましては、学童保育所からの要請を受けまして、ステップの職員が出向いて活動への支援を行ってきております。今のところ、教育委員会において学童施設での英語教育を行う予定はございませんけれども、施設における多様な活動プログラムの一つにはなるものと考えております。

また、外国語の児童図書の整備についてでございますが、アンケート調査などから、幼児期から外国語活動を望む保護者増加する傾向が見られております。幼児期では遊びや創造的な行動の中で、外国語に触れることが望ましいとされておりますので、絵本などを見て外国語に親しむことも、幼児の成長においては意義のあることと思っておりますので、今後、そういった図書につきましても整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

児童図書、外国語の図書、パネルだとかパズルだとかちょっとした絵本もありますので、できればそういう読み聞かせの中でも英語図書とかそういうのがあれば、少しは子どもたち親しんでいけるのではないかと考えております。

学習指導要領は、約10年ごとに改正されているのですよね、今回で7回目だと私は記憶しております。内容の通知は、教科書の作成のために全面実施までには、3年から4年の移行期間があるとされています。そういった想定される問題・課題を整理し、加速化するグロー

バル化を視野に入れた使える英語、小中高がきちんと英語の能力を積み上がっていくことを子どもたちに期待したいと思います。

また、英語を学ぶことで視野が広がり、2020年には日本でオリンピック・パラリンピックの開催予定されていることもありますので、子どももそうですし、また我々大人もそうですけれども、ぜひこの機会に英語を学ぶ動機づけとなっていくことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時42分

平成28年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月6日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 発委第 3号 JR北海道への経営支援を求める意見書について
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（11名）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 | |

○欠席議員（1名）

- 10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 総務課参事 | 大林一博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター
所長 | 黒川豊 |
| 住民課長 | 林英也 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田
認定こども園長兼学童保育所長 | 村田修 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 瀬尾裕信 |
| 建設水道課長兼大樹下水終末処理場長 | 鈴木敏明 |
| 会計管理者出納課長 | 高橋教一 |
| 病院事務長 | 伊勢巖則 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 瀬尾さとみ |

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

浅 井 真 介

角 倉 和 博

井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜

森 博 之

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

係 長

小 森 力

鎌 塚 喜代美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
3番 杉 森 俊 行 君
4番 松 本 敏 光 君
5番 西 田 輝 樹 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。
まず初めに、1番船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告したとおり、公共施設の除雪についてお伺いしたいと思います。
公共施設、特に役場庁舎、生涯学習センター玄関前の除雪と、凍結した場合の対応について質問させていただきます。

冬期間に公共施設を利用している町民の転倒事故の有無、転倒事故の件数について。
駐車場での車両事故の件数。

役場庁舎、生涯学習センター、福祉センター玄関前の凍結対応。
降雪期前の突発的な除雪対応についてお伺いしたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

船戸議員ご質問の、公共施設の除雪についてお答えをいたします。
各種公共施設における駐車場等の除雪について、機械力が必要なところは道路除雪等を委

託している企業体が、玄関前など細かい部分については職員が自ら手作業または除雪機により行っております。

1点目の公共施設利用者の転倒事故の件数であります。路面の状況等によっては転倒する場合もあろうかと思いますが、その件数やけがの有無等については把握をしております。施設を管理する町に対するお申し出や苦情等がないということから、今までに大きなけが等はなかったのではないかと考えております。

2点目の車両事故についても同様に、特に報告を受けていないことから、発生の有無や程度を含めて把握をしております。

3点目の玄関前の凍結対応についてであります。福祉センターについては玄関前にロードヒーティングを施してあります。役場庁舎や生涯学習センターについては、張り紙による注意喚起などのほか、凍結による転倒などが懸念される場合は、砂などの散布により対応しているところであります。

4点目の降雪期前の突発的な除雪対応については、公共施設においても、町道の除雪に準じ、積雪が10センチメートルを超える場合に開始することとしております。降雪期前の時期になりますと、気温が高いことも多く、降雪が止んだ後の自然融雪を考慮しながら、降雪の時間帯、継続の見通し、降雪が終わった以降の日照時間、気温などの気象情報を注意深く見きわめた上で除雪を行うこととしております。

また、公共施設の中で多数の方が参集する行事などがある場合については、個別に適宜対応しているところであります。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

11月18日に行われた住民懇談会に参加された方から、生涯学習センターで転倒事故があり、頭部を打ち非常に危険だったという話が出ました。そのほかにも転倒事故があったという話をお聞きします。

転倒事故があるということを町としても重大に考え、把握する必要があるのではないかと考えますが、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま再質問で、住民懇談会で転倒の報告、そういう状況があったということのお話をいただきました。

役場庁舎、そして生涯学習センターも含めて、玄関前が北側にあると、日陰にあるということで、場合によっては凍結する場合が冬期のシーズンで見受けられることもあります。今回の雨等でも、朝方は凍結しているような状況が見受けられるということです。その際には、私も、そして施設の維持管理を担当する職員も、自ら砂をまくとか、融雪剤をまくとかとい

う対応をとっているところであります。

今回あったということではありますが、申し訳ありません。私ちょっと委員会のほうからというか、そういうことがあったという報告を受けていなかったということもありますが、いづれにいたしましても、玄関前が北側にあるということで、凍結しやすい状況にあるかなというふうに思っておりますので、今後、施設を利用される町民の方々または全ての方々に対して、安全を配慮するような、そういう対応については、適宜対応していきたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

転倒事故を把握するということはとても難しいことだと思いますが、報告や申し出がなかったので把握していないということではなく、施設設置者として転倒事故が発生した場合に迅速な対応をするためにも、報告していただけるよう町民に周知し、転倒事故の再発防止体制づくりが必要だと思います。

それと、玄関前の凍結対策に砂を散布しているということでしたが、転倒事故が起こっているということから、散布する頻度を多くし、張り紙や看板だけではなく、職員自身の気づきや利用者に対する声かけも重要だと思いますので、しっかりと対応していただきたいと思っております。

11月の初雪の際には、10センチに満たないことと、自然融雪を考慮してか除雪されておらず、駐車場や役場へ向かう道路も圧雪され、凍結されているという状況でした。除雪車が来られない状況や除雪の要請をしていない場合、自分たちで除雪をしようという気持ちを持っていただきたいと思うのですが、どうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今年11月に降雪があったということ、そして、11月でありますので、みぞれになったりという部分があって、凍結しているという状況が見受けられたというのは私も承知をしております。

私事ではありますけれども、早朝、役場周辺、学習センター周りを歩いているというようなこともありまして、降雪があったときに朝方来たときには、役場の駐車場はきれいに除雪がされておりました。残念ながら学習センターはそのまま除雪がされていないということで、前日のみぞれが朝になっても凍結になっている、がたがたになっているというような状況を私も今年は確認をさせていただきました。

駐車場等については、委託をしている企業体のほうで、適宜除雪をしていただいているということでもあります。それは私どもの降雪により出動の基準がありますので、それに基づいてやっていただくというのが本筋ではありますが、それぞれの業者さん、オペレーターの方

のお考えもあるのですが、前回の場合は役場のほうは適切な対応をとっていただいたということなのかなというふうに思っております。

業者さん、企業体が動かないときに職員がということのご質疑がありましたが、職員も、例えば学習センターでは、学習センター周辺でありますとか歩道等については、職員が手作業または除雪機を使って除雪をしているという現状であります。ただ、学習センター周り、広大な駐車場がありますので、その部分については業者さんをお願いしているということでもあります。

今後、利用の際に支障があるような降雪または凍結がある場合については、業者さんのほうにもそれぞれ施設を管理する担当者のほうから適宜連絡をいただいて、適切な状態を保つということが大切かなと思っておりますので、鋭意努めてまいるといことで対応したいと思えます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

大樹町の玄関、非常災害時の対策拠点としての役場庁舎という役割を重要に考えていただきたいと思えます。

また、転倒事故に関しては、高齢者や妊婦の場合、重大な事故につながる可能性があるので、町民の安全と事故予防を第一に考え、凍結対策、除雪の対応は万全を期していただきたいと思えます。

質問を終わりたいと思えます。

○議 長

続いて、4番松本敏光君。

○松本敏光議員

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項としては、役場庁舎の地震災害対策について町長に質問させていただきます。

今年4月に熊本、10月には鳥取で大きな地震が起きております。いつ、どこで大きな地震が起きるかわかりません。

大樹町役場庁舎では平成21年度に耐震診断を行い、震度6から7の地震による倒壊または崩壊する危険性があるとわかりましたが、その後、現在まで7年間、そのまま使用を続けています。

実際に、庁舎内の壁にはひび、亀裂が、または雨漏りもしております。

平成27年度に総合計画執行計画プロジェクトチームによる検討がなされていますが、大地震による庁舎が倒壊した場合、災害対策本部はどこに設けるのですか、お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

松本議員ご質問の、役場庁舎の地震災害対策についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、役場庁舎につきましては、震度6から7程度の地震により倒壊または崩壊する危険性があるということが判明し、対策を検討してきた経過がありますが、今現在、対応には至っておりません。

このため、現庁舎の耐震補強の可否や改築する場合の費用などを含め、先の議会で予算をお認めいただき調査業務を委託したところでありますが、実際に耐震強度を満たす庁舎を確保するまでには今後数年を要すると考えております。

この間、地震により役場庁舎が使用できなくなった場合の災害対策本部の設置場所についてであります。現在、耐震性の確保された施設として、生涯学習センターや消防庁舎、高齢者保健福祉推進センター「らいふ」などがあります。

地震による全庁的な被災の程度にもよりますが、「らいふ」が福祉避難所となること、災害対策本部には関係機関との連絡調整のための情報通信環境やシステムの確保が求められることから、現在、庁舎内には約70名の行政事務職員がいることなどから、生涯学習センターと消防庁舎を併用しながら、担当する復旧業務ごとに職員の分散配置が必要と考えております。

なお、福祉センターなどその他の公共施設では、情報通信環境やシステム面から想定はしていないというところがあります。

役場庁舎の損壊や崩壊のレベルもあり明確な答弁とはなりません。防災行政無線施設や情報通信システムの状況、業務データの利用の可否等の状況を踏まえながら判断することとなるため、これらについては、今後、地域防災計画の点検や見直しなどを通じて早急に検討してまいりたいと考えております。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

耐震性に問題がある庁舎と町職員も認識していると思います。

耐震対策に、これから数年を要するとの答弁ですが、私は早急に耐震補強などの処置が必要ではないかと思います。

また、浜大樹、旭浜で行われている避難訓練のように、実際に生涯学習センター、消防庁舎での災害対策本部を設け、災害訓練を行ってはどうかと私は感じます。その点はどのように考えておりますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

役場庁舎の耐震化については、先ほどご説明をしたとおり、今現在、調査委託を行っております。年度内にその結果が出れば、早い段階から町民または議会のほうにも結果についてはご報告をさせていただきたいというふうに思っておりますし、新年度にかけて、新年度の

早い段階で皆様にご相談をした上で結論が見出せればなというふうに思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、現庁舎を耐震化を図るまたは耐震化が無理だということで別な施設の改築を考えるというようなことも含めて、期間が必要でもありますし、財源の確保についても大きな課題だというふうに思っておりますので、段階を一つ一つ踏んでいながら皆様とともにどういう方向がいかは検討したいなというふうに思っております。

避難訓練の関係であります。従前から津波の被害が想定される浜大樹、旭区については避難訓練を実施しております。ただ、東北の震災等を受けて、広域に津波が押し寄せる、震災マップ等によって震災区域が広域に広がったというようなことも含めて、沿岸部の行政区も新たに避難訓練のエリアとして実施をしているという経過があります。

ただ、いかんせん、議員ご指摘のとおり、町なかでの被害を想定した避難訓練またはそういう対策については近年講じていないということもありますので、町なかで行うというのも災害に備えるという意味では大切なことかなというふうに思っておりますので、今後、自衛隊とか警察、消防等の関係もございしますが、関係機関と協議をした上で、どういう形でやるかについては検討を進めたいなというふうに思っております。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

災害対策本部は、大樹町としても重要な本部であります。やはり町民が安心して、安全な確保のため、私はぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議 長

続いて、6番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました3項目について、教育長及び町長の考え方をお聞きをしたいと思います。

最初に、食材高騰に対する学校給食の対応について、教育長の考えを伺いたいと思います。

ご存知のように、北海道は6月に長雨が続きまして、それに追い打ちをかけるように8月には4度の台風上陸で甚大な被害を受け、地元野菜の価格高騰と品薄を招き、一方で不漁による魚類の価格高騰が続いているところであります。限られた予算の中でバランスのとれた食事を提供する学校給食現場に大きな影響を与えたことは言うまでもありませんし、多くの自治体では対応に苦慮しているとの報道がされたところでもあります。

価格高騰、そして品薄の現実実態の中で、子どもたちに適切な給食を提供するため当面どう対応していくのか、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

菅議員の食材高騰に対する学校給食の対応についてお答えいたします。

台風被害などにより、昨年の同時期に比べ野菜の価格は、給食センターで主に使用する野菜13品目のうち6品目について50%以上高騰しており、特に白菜などの葉物については2倍になっているものもあります。また同様に、不漁の影響で魚介類の価格も高騰しております。

納入業者からの聞き取りでは、台風被害が報じられて以降、他の産地などから何とか調達できており、価格は高いものの、ほとんどの野菜は調達できていると伺っております。

給食センターでは、保護者から徴収している給食費の全額を材料費として使用することを基本としておりますので、食材の購入に当たっては、予算額を超えないよう、また、残らないように調整して購入しております。

本年は野菜の高値が続いておりますので、早い段階からほかの食材で材料費の圧縮を図るため、加工食品などをうまく活用しておりますが、今後使用する野菜についても、安くて価格が安定した、もやしやタマネギなどの食材を積極的に取り入れながら、また、栄養価については現状を保つよう努めながら対応してまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいまの回答で、学校給食現場における現状については一定程度理解をいたしましたけれども、何点か再度伺いたいと思います。

今、答弁にありましたように、重点的に使用する13項目の野菜の中で6項目が50%以上の値上げということで、私も柄になく、スーパーなんかで野菜の値段のチェックをしました。それによると、やはり葉物野菜が、白菜とかホウレンソウ、サニーレタスとか、倍以上になっているものがあると。例えば白菜4分の1が、100円弱だったものが200数十円、230円ぐらいすると。ホウレンソウが、例えば140円弱だったものが200円ぐらいすると。大根は葉物ではありませんが、300円近いと。全部言ったら切りがありませんが、そういうように、非常に地元野菜が高値になっている状況の中で、今、教育長から、他産地からの調達で必要量は確保できているとのことでありました。

それで、産地はどこなのかということ。どこからどこに変更したことで産地の変更ができたのか。それから、産地を変更したことによって、高騰前の価格と現在の納入価格の比較がどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○議 長

角倉学校給食センター所長。

○角倉学校給食センター所長

昨年の同時期に比べまして、十勝産の野菜が供給できないという現状が主要野菜の中で何

点かあります。

主なものを説明したいと思いますけれども、キュウリ、コマツナ、ニラとか、それからピーマンなど、去年は十勝産のものを使っていたわけですが、それらが群馬県とか埼玉県、それから、ニラなどは福島県、そしてピーマンは宮崎などの産地のものを購入することになります。いずれにしても価格が上がっておりまして、去年に比べ50%を超えるものが結構ございます。

ただ、産地を変えることで価格を下げられるかということについては、そこまで言い切れない状況にあります。品物は確保できますが、やはり値段が、十勝とかで供給できないものですから高くなっているというのが現状でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

産地を変えたことで、物は確保できたけれども価格は高いという状況については、その実態については理解しました。

ただ、一つ、そうなると、給食費を徴収している部分を全額材料費の購入に充てているという実態から言うと、一定のものが50%程度値上がりしたという実態になると、ある程度仕入れ価格が上がった分は、現場で対応する者にとっては、量と質の問題と栄養価の問題について非常に苦しい現実立たされると思うのです。そのことが、結果として今の委員会の判断として、子どもたちに提供する給食について、従前と比較をして、例えば残念ながら質の低下は避けられなかったとか、栄養価の少ないもので賄ったというような、そういう実態はないのですか。現場の声としても、そういうことはございませんか。

○議 長

角倉学校給食センター所長。

○角倉学校給食センター所長

例年、冬には他の産地の野菜を使用しなければならない状況は発生しておりましたが、今年度は秋口から価格が上がっているということで、苦慮している部分がございます。何とか徴収する給食費の範囲内で調整したいと考えておりますが、具体的には給食のメニューの中で、ゼリーやコロケなどの単価の高い小物を単価の安いものにかえたり、それらのものを出す回数を減らすなど、食材費の低減を図る努力をしていきたいと考えております。

例年、3月には比較的、経費調整で余剰が出るようでしたら高いものを出して使い切るという対応しておりましたが、今年度においては引き続き低減を図るような調整を続けていく必要があると考えております。ただし、栄養価とか、給食の基準にある摂取基準に達しないことのないように、献立の工夫をしながら対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私が申し上げているのは、こういう現実実態の中で、材料費の価格が高騰しているとすれば、そこは、努力をするということは理解をするのですが、実際には努力してもできない可能性もあると思うのです。

今、話がありました、ちょっといただけないなという感じがしたのですが、徴収している給食費が、お金が余ったら3月に高いものを買って調整すると。僕は、この判断はできればやめてほしいと思うのです。帳尻合わせみたいなことは。それは今回の話ではないでしょうけれども、それはちょっとおかしいのではないかなと。

今回、ほかの自治体で、給食費が賄えなくて一時中断をするというような報道もありました。それから、地元の自治体から、自治体の農家の人から、例えば品質は悪くないけれども、どうしても市場に出せないもの等の提供を受けようとかという報道もあったやに承知をしております。そういうことから判断すると、努力の仕方もいろいろとあると思うのです。

そして、もしやっぱり、基本理念というか、栄養価のあるもの、そして質も落とさない、量も落とさないで、対応し切れない分については、やはり自治体の経費でもって補正予算等で賄うという、そのことも判断をしなくてはいけないと思います。それが、仕入れ価格についてはこの額までよということに納入業者に、圧力ではありませんが、ここまでですよとなると、どうしても納入業者は、価格が安くて安心・安全なものよりも、その概念が守り切れなくて、どうしても、例えば農薬使用が多いものとか、そういうものにも手を出しかねないという現実実態も出てきはしないかと思うのです。

ですから、何となく努力している姿勢は見えるのですが、実際にはもっと違った方向で、軸足を給食を食べる子どもたちのところに置いて、では、この急場をどうしのぐのかということに置いていただきたいということで、今の状態がもう少し続いたら、どこかで補正予算という対応も検討しているのかどうかについて伺いたいと思います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

学校給食に関する再度のご質問でございますけれども、今後の学校給食提供におきましては、まずは栄養バランスを配慮しながら献立の内容工夫、あるいは給食に使用する材料購入についても、共同購入による加工品などは比較的価格が安定しております。そういったものを積極的に使用するなど、徴収した学校給食の範囲内で給食できるように努めることをまずは基本に考えております。

他町村では、さまざまな食材高騰に対する取り組みとして、食数の少ない給食センターなどでは、はね物の野菜を使ったり、あるいは冷凍野菜の導入を検討したりしているところも見られております。

大樹町では、ふるさと給食で、町で予算措置もしております。そういった食材費も活用しながら、今のところ何とか給食費の中で、徴収した経費の中ではやっていけるというふうに

想定しております。

今後につきましては、動向を見ながら検討していきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうすると、補正予算の対応なんかは全く考えていないという理解でいいのですか。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

食材の価格がさらに高騰して、予想以上になった場合については、そういった手法も検討していかないといけないというふうには思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほどちょっと申し上げたのですが、3月の帳尻合わせの問題。僕は、この事実は承知はしていなかったのですが、そのことは、できればやめていくべきではないかと。例えば3月の後半になって、徴収した給食費が一定程度余ったから、鶏肉から牛肉にしようとか、そういうのは実際にはとるべき手段ではないと思うので、もしそういう事態があるのであれば、方法は別にして、いろいろな不慮の実態等に備えて積み立てみたいにしておいて、そういう野菜とかいろいろな食材が高騰した場合に、そこから調達をする基金的なことにしたほうが、僕は何となくお金の使い道としてはベターではないかというふうに思うのですよ。年度、年度で調達、消化をすることはいいのですが、余ったからここにつき込んでしまえという、そういうような対応について、こうやって言われると、え、そんなことを常にやっているのですかというふうになるので、そのことはぜひ避けていただきたいことはありますので、最後に教育長の考え方を伺いたいと思います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

先ほど担当課長のほうから3月に調整していたという話をいたしましたけれども、大樹町は平成27年度に給食費を値上げしています。それまで食材費が不足ということで、平成27年度に値上げをしています。ですから、先ほどの3月の調整というのは、平成27年度、上げた年に、予想よりも3月に、年度末に少し材料費が残ったということから提供したというケースで、今後は、できるだけ年間平準化を図って、きちんと計画的な執行をできるようにしてまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

一定の理解をしたいと思います。

最後に、こういう食材が高騰しているという実態の中で、安心・安全で栄養価のある給食を子どもたちに提供するという、このことに全力を傾注していただきまして、今後も適切に対応していくということをお願いをして、この項目の質問を終わりたいと思います。

いいですか。

○議 長

菅敏範君、次の質問に移ってください。

○菅敏範議員

それでは、2項目めのカラマツ材の利用拡大について、町長の考え方を伺いたいと思います。

現在、町営住宅新築、改築の建設資材として、町有林で生産されたカラマツ材を利用している実態にあります。ほかに、森林組合で生産している木製チップを晩成温泉の熱源資材として利用している実態は承知をしているところであります。

今後、近い将来に、主伐時期を迎えてくる町有林のカラマツ材の利用をより一層拡大していくことが大切だと考えるので、以下4点について町長の考えを伺いたいというふうに思います。

一つは、平成29年度以降も町営住宅の建築資材として引き続きカラマツ材を利用していきますかということであります。

2点目に、今後、新築・改修される予定の公共施設の建築資材として、さらに一層利用拡大を図っていくこととあります。

3点目に、現在、晩成温泉だけで使用している木製チップなのですが、利用拡大を図ることによって価格を下げることもできると思いますので、低価格での提供を目指す努力をするのかということであります。

4点目に、2020年の東京五輪、パラリンピックで新築する新国立競技場の建築資材として大樹町産認証カラマツの使用がされるという情報もありますので、ぜひここで使えるような今後の対応をしていっていただきたいということでもあります。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問のカラマツ材の利用拡大についてお答えをいたします。

町民の財産である大樹町有林の面積は3,925ヘクタールを有しており、そのうち人工林の面積は2,387ヘクタール、カラマツの占める割合は、約50%の1,194ヘクタールとなっております。

カラマツは、育苗が容易で根つきもよく、成長も早く、寒冷地にも耐える樹種であるため、積極的に植林をし、造林面積の半分を占めるようになっております。

カラマツ材の用途は、当初の電柱、足場、坑木といった丸太利用から小中径木を製材加工した梱包材やパレットなどの輸送用資材、集成材のラミナや合板、近年では木質バイオマスとしてのエネルギー利用など、時代とともに変化をしております。

それでは、ご質問の4点について、順次、お答えをいたします。

まず、1点目の、町営住宅の建築資材として引き続き利用していくのご質問であります。町営住宅の建設は、平成24年に策定をいたしました大樹町公営住宅等長寿命化計画と大樹町住生活基本計画に基づき、計画的に建て替えを進めております。

今年度より建設している寿町団地は、適材箇所にも適材適所に町産カラマツ材を使用し、町内の林業及び製材部門での生産誘発額の増額による経済波及効果があるものと考えております。

町営住宅の建設事業は、今後も継続的に実施をしていくことから、町産カラマツ材を使用することで町内の林業及び製材業の活性化、地域資源の有効利用が図られることとなるため、継続的に活用をしていきたいと考えております。

次に、2点目の、今後、新築・改修される予定の公共施設の建築資材としての利用拡大を図ることのご質問ですが、第5期大樹町総合計画の執行計画に基づき、今後、多数の公共施設について、建て替え、もしくは修繕等による長寿命化が必要となります。建て替えが必要となった公共施設については、その施設の用途や面積、階数等の規模において、木造化等を含め、最適な構造を選択することが基本と考えています。

また、平成22年に制定されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、大樹町においても地域材利用推進方針を策定をしております。木材の利用を促進することで地球温暖化の防止や森林資源の環境利用による林業の再生が図られるため、公共施設の木造化、木質化は極めて重要であると考えています。

3点目の、公共施設での木製チップ利用拡大を図り、低価格での供給、提供を目指すことのご質問ですが、平成26年に大樹町木質ボイラー導入計画を策定し、公共用施設にボイラー導入方針を定めているところであり、この計画に基づき、ボイラーの更新時には木質ボイラーの導入を図り、チップの利用拡大を進めていきたいと思っております。

また、価格につきましては、販売量が増えれば価格は下がるものと思いますが、チップの製造、販売を手がけている大樹町森林組合と協議をしながら、安価で質のいいチップの供給を目指していきたいと考えております。

次に、4点目の、東京五輪の建築資材として大樹町産認定カラマツの使用を目指すことのご質問ですが、2020年東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる国立競技場の提案書によりますと、スタンド、観客席の大屋根の下部を構成する下弦材に、森林認証を得た国産カラマツの集成材を使用するとなっております。

十勝では、管内17市町村と全12森林組合、民間山林所有者により十勝森林認証協議会が組織され、平成28年3月にカラマツの認証を取得したことから、十勝森林認証協議会と一体となって、十勝産、大樹町産のカラマツ利用についての要請を既に本年1月に行ってお

りますが、今後も関係機関と連携しながら引き続き要請をしまいたいと考えております。

○議長 長
休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長 長
再開します。

一般質問を続けます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほどの回答で、今後、将来に向けてカラマツ材の利用拡大を積極的に図っていくという町長の考え方については理解をしたところであります。

ご存知のように、カラマツ材は、今、非常に好調で進んでいます。過去の歴史を話しても仕方がないのですが、北京五輪の少し前までは、カラマツ材は炭鉱閉山で非常に暗い時代を過ごしまして、1立方メートルぐらいのカラマツが大根1本と同じ値段だというふうに言われ続けた時代もあったのですが、やにの問題とかねじれの問題が解消されまして、今は建築材として有効活用されまして、カラマツの人工林が多い大樹町も、非常にその恩恵にあずかっているときだというふうに感じているところであります。

具体的な対応について、何点か再度伺いたいというふうに思います。

町営住宅の建築資材として継続して利用することについては承知をしましたが、1戸平均のカラマツ材が使われている数量というのはどのぐらいなのか、承知をしていらっしゃるかどうか。

○議長 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今年建設した寿町団地の1号棟のところですけども、1号棟全体で22立方メートルとになってございますので、1戸というふうに割ると、あそこは1DKと2DKとありますので、ちょっと大きさが違いますので、ざっくり4で割ると、5から6ぐらいの立米数になるかなと思ってございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

これは製材量ですよ。単純計算で言うと、立木材数に換算すると、大体4倍ぐらいに換

算すればいいですか。3倍ですか。4倍ぐらいだと思いますか。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今回、町産材を利用して公営住宅を建設させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、コアドライという製法で材をつくっているものですが、そちらのほうの歩どまりとして、原木の必要量としましては、先ほど1棟で22立米ということでお話ししましたが、その1棟の原木の必要量につきましては100立米となっております。（発言する者あり）菅議員がおっしゃったように、3、4倍よりは多い、5倍弱ぐらいの数量となっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それから、今後、新築・改築・改修が予定される公共施設にも積極的に使っていきたいということで、面積だとか、何階にするとか、規模によって最適な構造を選択していききたいということですが、積極的に使っていくということについては多分異論がないと思うのですが、その場合に、町有林で生産されるカラマツ材だけなのか、公共施設でありますから、町内の民有林で生産されるカラマツ材も複用していくという考えはあるのかなのか伺いたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

公共施設に積極的に木材を活用していく、そして、その木材は主にカラマツであるというのはご答弁をさせていただきましたし、議員も同じ思いかと思います。その中で活用していくのは、町内にある貴重な資源である木材という部分では、町有林、民有林を問わず活用していくということが大切かなと思っておりますので、今後、町有林の木材にかかわらず、民有林の木材も活用していくという方向はあるかなと思っております。ただ、今現在進めている公営住宅の部分については、時期であるとか、必要な部分を事前に用意するというようなことも含めて、これからも町営住宅等に使っていく部分については、町有林のカラマツがメインになっていくのかなという思いではあります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今後予測される公共施設の建築資材としては、町有林で生産されるカラマツ材にプラスして地域の民有林のカラマツ材も活用していきたいということでもありますから、これについては、私個人的には大賛成だというふうに思っています。そのことによって、町内にいる多く

の民有林の所有者の方々が、やはりそういうところに我がカラマツが使用されるということで、非常に、自分の山林に対する、育てるという意欲の問題もありますから、ぜひそのことは今後も進めていきたいというふうに思います。

ただ、一つだけ聞かせてください。

今、森林認証材ということが表に出てきているのですが、その場合に、やはり認証されているカラマツを使うということなのか、それ以外のものを考えているのか、ちょっとそこだけお聞かせください。

○議 長

暫時休憩します。

暫時休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

○議 長

再開します。

酒森町長。

○酒森町長

先ほどもご説明させていただきましたが、十勝全町村が加盟はしておりませんが、17の市町村と全部の森林組合、そして民間山林所有者により十勝森林認証協議会というのを設立をして、カラマツの十勝のブランドをつくっていきこうということで28年3月に認証を取得して、今現在、そのいろいろな利用について、十勝全体で取り組んでいきこうということで進めているところであります。

今後、私どもで使う部分についても、カラマツの認証材という部分がブランドとして確立していくということであれば、ぜひそういう形で使っていくというの、十勝全体で取り組んでいるカラマツのブランド化という部分では大きな役割にもなるかなと思いますので、そういう形で活用できればというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私、特別にこだわるわけではないのですが、例えば、やはり努力をして認証林というふうに位置づけられた場合に、そういう公共施設などの建築資材として活用してもらえるということになれば、やはり個人の所有者も、うちのカラマツも認証林として認知をされたいという育てる意欲の問題、先ほどとダブりますが、そういうことがありますので、ぜひそういうふうに取り組みをいただきたいというふうに思います。

3点目の木質チップの関係なのですが、今後、公共施設に拡大をしていくということで理解をしました。

それで、やはり利用が少ないと、どうしても生産価格が高いというのはいたし方がないところではありますが、利用が拡大することによって価格が下がってきた場合に、町有施設だけではなくて、民間施設での利用も今後は進めていきたいという考えはありますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

木質チップの関係は、平成26年に定めました木質ボイラー導入計画に基づいて、町有施設の新築またはボイラーの更新等にあつては木質化を進めていくということで進めているところでもあります。

今現在、晩成温泉だけの導入ということでありまして、使用するチップの量が、まだ計画から見ると少ないと、チップの能力からいっても少ないというのが現状であります。

流通するチップの量が少ないということで、価格的にはまだまだ高額なものかなというふうに思っておりますが、これを安価にしていくためには、やはりボイラーの数を増やす、利用の量を増やすということが大きな要因かなというふうに思っておりますので、今後も町有施設については木質化を図っていききたいなというふうには思っております。

やはり、価格的な面で、チップを利用してもいいのだと、重油や化石燃料を使うよりも、そちらが有利であるということの価格帯になってくれば、民間での利用という部分も活路が見出せるかなというふうに思っておりますので、まずは地元で使ってもらえるような価格帯ににいけるべく、町有施設の利用を促進するということが町の使命でもありますし、木質ボイラー導入計画に沿った計画を進めるということが肝要かなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

考えについては理解をしたいと思います。

ぜひ、冒頭の回答にもありましたように、利用の促進が地球温暖化の防止や林業の再生に対して重要な位置づけを示すと思っておりますので、公共施設だけではなくて、民間の施設でも木質チップの利用を熱資源材として活用できるような方向を今後確立するような努力をぜひしていただきたいというふうに思います。

この項目最後の4番目に、2020年の東京五輪、パラリンピックの新国立競技場にカラマツ材を使用するというので、非常に、その設計者が大樹町のカラマツを使いたいという話も聞いておりますし、一定数量国産カラマツを使うということが決まったようでもありますし、そういう状況の中で、今、大樹町が把握している情報では、全体量がどの程度なのか。そして、情報によれば、北海道だけ、十勝だけではなくて、全国から調達をしたいと。林野庁がそういう方向で全国に働きかけているという情報もあるのですが、その辺の全体量、北海道、十勝というような数量の把握はされているところでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

東京オリンピックのメイン会場となります新国立競技場の建設の提案書、仕様書によりまずと、日本国内の木材を多用した日本的な建物にするというようなことが決定をされているというふうにお聞きをしております。その中で、日本に有する材ということで、杉、ヒノキ、カラマツ等、多くの木材を使っていくということが仕様書に提案になっております。そして、その木材は全て認証材を使うということで仕様書にうたわれているというふうにもお聞きをしております。

カラマツについては、主に東北、そして北海道がメインの産地ということになっておりまして、特に北海道が全体の8割以上を所有しているという状況にある。そして、十勝管内がその半分を所有しているという、カラマツにとっても、北海道、そして十勝が一大産地であるというのは、はっきり明言できるかなと思います。

今回の仕様書において、カラマツについては東北の復興という部分もあるということで、東北の材も使うということは明記をされているということです。それ以外の部分については具体的に明記はされていないという状況だと思っております。

今回、オール十勝ではありませんが、十勝森林認証協議会でカラマツのブランド化を図る、進めるのだということ、これは、十勝にとっても貴重な木材資源であるカラマツの有効利用を図る、利用の促進を図るという意味では大切な活動だというふうに思っておりますし、その利用の、どういうところで使われたということが、そのブランド化に大きな力になるのではないかなというふうに思っているところでもあります。

国立にカラマツ材が使われるということをお聞きして、十勝の認証協議会のほうとも、私どもで十勝の木材をぜひ使ってほしいというようなご要請はさせていただいたところがあります。今後、その要請が身を結んでいけばいいかな、大変うれしいかなというふうに思っておりますし、国立競技場に十勝の木材が使われるということは、子どもたちにとっても大変大きな夢に、生産者にとっても大きな励みになるかなというふうに思っておりますので、ぜひ実現していただければうれしいなというふうには本心から思っております。

今後、どういう形でいくかはちょっとまだ私は明言はできませんが、そういう形でいくことを切に願っているところであります。

今現在、国立のほうでカラマツ材を具体的にどのぐらい必要なのかというところについては資料を持っておりませんので、必要であれば、わかる範囲で後ほど資料のほうはお示しをさせていただければと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、今、町長が言われたことと同じことを考えていまして、最後にまとめて言おうと思ったことを先に町長に言われてしまったのですが、何となく、情報によりますと全体数量は1、

000立方メートル弱で、東北3割、北海道7割というような情報も、定かではありませんが、ありました。

なぜか大樹に単独の割り当てがあるかもしれないという話もあるのですよ。わかりませんが、あります。そうすると非常に、僕や町長が言われた、励みになる、子どもたちの夢、それから町のPR。十勝のカラマツ材でもそうですが、やはり十勝の材が、そういうオリンピックのメインスタンドの建築材として、こういうカラマツが使用されているというのは、非常に森林所有者としても励みになるし、町有林も、そういう優秀なカラマツを育てているというPRに非常になりますので、ぜひそのことに向けては努力をしていただきたいし、それが実現するように、ぜひ願っておきたいと思います。

そうすると、これから建築のほうに向かうのですが、早期にどういうものを調達するか。さあ、大樹町さん、いつまでこういうものを原木で揃えなさいといったときに、間に合わなくなるかもしれませんから、今からどういうものをとすることを準備を進めていくことも大事ではないかなというふうに僕は思うところがありますので、最後にその辺をちょっと聞かせてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

オリンピックの会場となります国立競技場に日本の木材を使用する、そして、その中にカラマツも含まれているということでありまして、大樹町のカラマツが使われる、オール十勝でカラマツのブランド化を図るということでありまして、十勝の材を使っただけということ、その中には1枚でも大樹の木が含まれるということ、それは大きな励み、夢があることかなと思っておりますので、まずは十勝の材を使ってもらえるような、そういう方向が示されるということがオール十勝で進めておりますカラマツのブランド化にとっては大切なことと思っております。

仮に、その中に大樹の木が含まれるというようなことになっていけば、それは大樹のほうとしてもしっかり対応して、大樹からよりよいカラマツを使ってもらえるような、原木を提供するのだということについては大切だというふうに思っておりますし、そういう方向で進むのであれば、まずは大樹がイの一番で届けられるような、そういう対応については適宜努めていきたいなというふうに思っておりますし、そういう段階になれば、ぜひ地元の業者、森林組合になるかなと思っておりますが、しっかり連携をとりながら、適切な対応をとっていただけるような方策は検討したいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その方向で、ぜひお願いしたいと思います。

また、個人の所有者も、数量は少ないかもしれませんが、おらがカラマツが国立競技場に

使われたという夢の話もできればいいのかなと思いますので、その辺は町有林の生産材だけではなくて、個人の所有するカラマツ材も活用できる余地があれば、その辺の検討もぜひお願いをして、終わりたいと思います。

いいですか。

○議 長

次の質問に移ってください。

○菅敏範議員

それでは、3項目めの無人飛行ロボット活用による鳥獣対策についてであります。町長の考え方を聞きたいというふうに思います。

大樹町の有害鳥獣被害は年々増加の一途をたどり、平行線のこともあるのですが、農産物を主体にした被害防止対策は悩みの種になっていて、対策協議会の具体的な対策として、防護柵の設置、くくりわな、ハンターによる駆除なども地域一丸で取り組み、一定の効果は上げているものの、高齢化によるハンターの減少なども今後の課題となっているというふうに理解をしているところであります。

情報によると、そんな中で、森林組合では、法律改正による土地台帳整理のため、平成31年度まで森林調査を実施する作業があるというのは聞いていたところでありますし、これがかかなり大変なことだということが言われていました。ところが、ここに降って湧いたように無人飛行ロボット、ドローンを活用した実証実験を行うというようなことが浮かび上がってきました。この実証実験というのは、民間企業が開発を進めている無人飛行ロボットの有効活用を進める中で、関連する森林調査だけではなく、野生動物の生態調査や有害鳥獣駆除にも効果があり、国の認可を受けて本州各地で実証実験を進めているものであって、この広大な北海道での実証実験を大樹町でやりたいと。民有林、道有林などで実証実験をする予定があるというふうに聞いています。

この実証実験で具体的な成果が確認され、実用化の方向がされれば、将来的に森林調査などの各種調査や野生動物の生態調査と有害鳥獣駆除及びいろいろな自然災害などの現地調査や人命救助に広く活用されることが想定をされます。町として、せっかく大樹町でこのような実験が行われるとすれば、町がこの実証実験に積極的に協力していくことで、将来、大樹に、その施設の建設や雇用の拡大が期待できるというふうに考えますので、この実証実験に対する町の考えを伺いたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の無人飛行ロボット活用による鳥獣対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、有害鳥獣駆除におけるエゾシカ被害防止対策については、鹿を寄せつけないための防護柵の設置、または増えすぎた個体数の調整を目的に、銃器による捕獲を推進しておりますが、一定の効果はあるものの、被害の減少には至っていないのが現状であ

ると認識しております。

ハンターの高齢化による担い手不足も懸念しており、わな資格の受講料の助成制度も余り現在では活用されていないのが実態となっております。

このような中、大樹町森林組合では、有害鳥獣駆除にも効果が期待される無人飛行ロボット、いわゆるドローンを活用した実証実験を行うと伺っております。

有害鳥獣捕獲における新たな捕獲方法として、ロボットで鳥獣を監視、または追い立てなども可能であると聞いております。

有害鳥獣対策協議会と町では、先日、萌和山森林公園において、エゾシカの一斉駆除を実施いたしました。当日は、猟友会大樹支部の会員21名が出席し、いわゆる追い立てを行う「せこ」と反対側に逃げてきた鹿を捕獲する「待ち」に分かれて巻狩を行い、雄鹿7頭、雌鹿3頭の計10頭を捕獲いたしました。

今後、このような一斉駆除においても、無人飛行ロボットを使用することで駆除に係る労力を軽減することも可能ではないのかなと思っておりますので、実証実験が大樹町で行われるに当たり、どのような協力ができるのか、森林組合と十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

森林組合の土地台帳整理については、大変だという話は何回か聞いていたのですが、降って湧いたように、このドローンの話がありました。

ただいまの町長の回答で、この無人飛行ロボットを活用するという実証実験に対して、町として有害鳥獣の被害、この防止対策に非常に有効ではないかということで、森林組合と十分協議をしながら対応していきたいという考えであることは承知をしまして、ぜひそのようにしていきたいと思いますが、何点か伺いたいと思います。

最初に、この大樹町で実証実験を行うという会社については、多分、きのう、町長は会社の人とお会いしたというふうに承知をしているのですが、非常にこの実験は、先ほど言いましたように本州でも進められていまして、正式名称は難しいのですが、国家戦略特別区域会議、これは政府というか大臣も入った、そういう会議の中で認知をされたものだというふうに聞きました。

今、ドローンについて、一定のいろいろな飛ばすときに制約があるのですが、高度の問題とか、それも認証されているので、例えば高度を高く飛ぶときの手続とかは、そういう認知をされた会社であるので、許可が早くおいて対応ができるとか、夜間の撮影とかいろいろなことができるというふうに聞いていることもあります。そういう情報が、町長も一定程度同じ内容で把握しているやに思いますので、その点の理解について最初にお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員再度のご質疑の中でもありましたが、実は昨日、お昼休みに、私、この業者の方とお会いをしました。お会いするのは2度目であります。

今回、提案というような形で、今まで本州で、愛知と岐阜がメインなのですが、そちらでやってきました実証実験の中身等についても書類を見せていただいて、報告を受けたところでもあります。もう、かれこれ7、8年になります。本当に多くの研究開発、実証実験をされているという実績については、確認をさせていただいたところでもあります。

その中で、大樹町で今計画をしておりますが、森林組合が行う台帳の整理の部分であるとか、または有害鳥獣の駆除対策にドローンを活用したこと、そして、災害対応でドローンを活用しているというようなことも含めて、多くのいろいろな場面での実証または試験が行われているというふうにはお聞きをしたところでもあります。

また、国のほうのドローンの研究開発の委員会等にも出席をされているというようなことで、国家を挙げてドローンの研究開発にかかわっているような活動もされているというふうにもお聞きをしたところでもあります。

昨日お会いをした中で、北海道で北海道に合ったドローンの活用について研究開発を行いたいというご提案もいただきましたし、それは大樹町にとっても非常にありがたい、大樹町のいろいろな課題を解決するに当たっての研究がなされるという部分では非常にありがたいかなというふうに思っておりますし、大樹町が長年にわたって取り組んでおります多目的航空公園をメインにした航空宇宙の取り組み、そういう部分でも、ドローンの活用というのは、大樹町のフィールドを使っただけという部分では、大樹町の思いに沿った形の研究開発かなというふうにも思っているところでもあります。

今後、大樹町で実際に研究開発を行っていただけるというような方向が定まってきた段階で、ぜひ町としては、林業にかかわらず、農業またはいろいろな分野での活用も検討すべきではないかな、防災の災害対応も含めて検討できればなというふうに思っておりますので、関係する皆さんともご相談をした上で、協議会的な組織をつくって、どういうことが大樹町にとって、この研究開発が必要か、または意義はどこにあるのかということも含めて、全体で、業界を問わず検討できるような、そういう場が設ければいいかなというふうに思っております。

これからまだまだ、昨日ご提案をいただいたということではありますが、非常に大樹町にとっても有意義な活動である、そして、行く行くはこちらのほうにも社員を常駐させたいというような思いも申し述べていただきましたので、雇用の確保、そして人口減少等に対応する部分でも、地方創生の一つの力になっていただける可能性があるなというふうにはお聞きをしたところでもありますので、昨日、まだご提案を受けただけではありますが、今後、内容等については、森林組合、そして担当者のほうとも協議を進めた中で、今後の方向については検討していければなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、町長のお話にもありましたように、この実験が北海道で行われて、そのフィールドが大樹町だということは非常によかったなというふうに思っています。このことが、もし、多分失敗はないと思うのですが、この実験で一定の成果が積み上げられて、これが北海道に生かせるとなれば、やはりその実証実験をした企業、会社としては、北海道にやはり拠点を構えて、そこから全道に発信をするというようなことになる可能性も高いというふうに思います。そのときは大樹に、雇用の問題、それから人の移住の問題等の一つの前進が見られるのではないかと思いますので、ぜひ積極的に協力するというところで、今後の取り組みをお願いしたいと思います。

特に、一つはフィールドの提供、そして、実証実験の中で、例えば無人飛行ロボットが有害駆除で「せこ」の役割をするということでもありますから、そうすると、その実験のときにハンターの協力という問題はあろうかと思えます。将来的な展望としては、例えば大樹町にないのですが、エゾシカの解体施設の問題も出てくるのではないかというふうに思われますし、あと、森林組合では、実証実験の前に、この性能等を理解するために研修に人を行かせるという話もあるやに聞いていますので、要員の問題とかが出てきますので、ぜひそこは積極的に協力をして、大樹町が余り協力的でないからほかのところでもやるわということにならないように、これが成功して、大樹にそういう雇用などが生まれるような取り組みをしていくべきだというふうに僕は考えますので、最後に町長のその辺の考えをお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

きのうご提案いただいた中で、林業または有害鳥獣にかかわらずいろいろな用途が考えられるのだということ、そして、大型のものを使えば、有害鳥獣で駆除した鹿を、沢とか、そういうところからドローンを使ってつり上げて持ってくるということも可能だという報告は受けたところであります。そういう部分がシステム化、うまく機能していけば、今現在埋設処理している鹿の躯体等についても活用が図られるかなというふうに思っております。そういう部分で、そういう形がうまく機能していけば、貴重な資源でもあると言えますジビエ等で活用できる鹿等の肉についても活用する方法があるかなと思えますし、そういう部分がどんどん進んでいけば、町内にも解体施設というのは必要になってくるかなというふうには思っております。

議員がおっしゃるとおり、大樹町をこの研究開発のフィールドに選んでいただいたということは、私も本当にありがたいお話かなというふうに思っておりますので、その実現に向けては、どういう形で進めていくかというところ、これからのスタートでありますので、関係する皆様とともにご意見を伺いながら、活用については進めていければなというふうには思っ

ておりますし、その成果が広く、大樹から十勝、北海道に、いろいろな部分の活用が図られる、そういう提案ができる、発信できる、その場に大樹町がなれるように頑張っていきたいと思っております。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

わかりました。

私の申し上げていることと町長の考えも差がないと思いますので、今はスタートラインだとは思いますが、これから、こういう事案の拠点基地として大樹町が選ばれて、そこに新たな一つのまちおこしの拠点ができるという可能性があることも認識をしながら、町を挙げての取り組みをする中で、この実証実験が成功することに、ぜひ町としても尽力をしていただきたいということを最後に重ねてお願いを申し上げまして、私のこの事案に対する質問を終わりたいと思います。

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

これをもって、通告のありました一般質問を終了いたします。

◎日程第3 発委第3号

○議長

日程第3 発委第3号 J R北海道への経営支援を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

総務常任委員長、菅敏範君。

○菅敏範総務常任委員長

ただいま議題となりました、発委第3号 J R北海道への経営支援を求める意見書については、北海道町村議会議長会から要請され、12月5日に委員会を開催し協議を行った結果、全会一致で本意見書を提出することとしたものである。

地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により議案を提出するものであります。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛てであります。

J R北海道は、現在の営業路線の約半分となる10路線13線区を単独では維持することが困難であると発表されました。

これらの路線が廃止となれば、その路線を利用している地域の過疎化が一層進み、地域経済や住民生活に及ぼす影響は避けられないと考えられ、公共交通機関としての役割を放棄するものであります。

また、J R北海道は国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という厳しい気象条件のもと、設備の維持管理には多額の費用を要している。

今回廃止が発表された路線は、地域住民の日常生活に重要な移動手段であることと、J R北海道が公共交通機関としての役割が発揮できるように、経営が自立できるような財政支援などを国に対し強く要望するものであります。

以上、本意見書の趣旨をご理解の上、ご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

発委第3号。

平成28年12月6日。

大樹町議会議長、鈴木千秋様。

提出者、総務常任委員会委員長、菅敏範。

J R北海道への経営支援を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

意見書を読み上げます。

J R北海道への経営支援を求める意見書。

11月18日、J R北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月6日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛て。

北海道大樹町議会議長、鈴木千秋。

以上であります。

○議長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第3号JR北海道への経営支援を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成28年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時43分